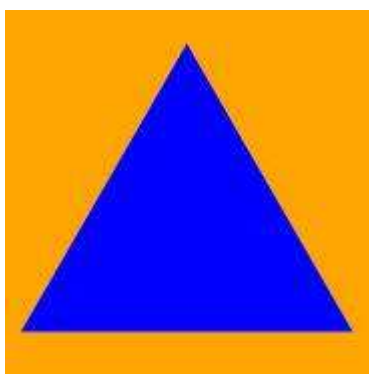


鹿児島県国民保護計画



令和 8 年 9 月

鹿児島県

沿 革 平成 18 年 3 月 31 日 作成
平成 18 年 4 月 1 日 修正（軽微な変更）
平成 18 年 12 月 1 日 修正（軽微な変更）
平成 19 年 1 月 9 日 修正（軽微な変更）
平成 20 年 3 月 14 日 修正
平成 21 年 3 月 31 日 修正
平成 27 年 3 月 27 日 修正
平成 29 年 3 月 27 日 修正（軽微な変更）
平成 29 年 12 月 25 日 修正（軽微な変更）
令和 4 年 3 月 3 日 修正（軽微な変更）
令和 4 年 12 月 15 日 修正（軽微な変更）
令和 5 年 12 月 22 日 修正（軽微な変更）
令和 6 年 11 月 22 日 修正（軽微な変更）
令和 8 年 9 月 15 日 修正

目 次

第1編 総 論	1
第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
第2 県国民保護計画の構成	2
第3 県国民保護計画の見直し、変更手続	2
第4 県国民保護計画の周知徹底	3
第5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画・	3
第6 県地域防災計画等との関連	4
第7 用語の定義	4
第2章 国民保護措置に関する基本方針	8
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	10
第1 関係機関の事務又は業務の大綱	11
第2 関係機関の連絡先	14
第4章 県の地理的、社会的特徴	15
第5章 県国民保護計画が対象とする事態	27
第1 武力攻撃事態	27
第2 緊急対処事態	31
第2編 平素からの備えや予防	33
第1章 組織・体制の整備等	33
第1節 県における組織・体制の整備	33
第1 県の各部局等における平素の業務	33
第2 県職員の参集基準等	35
第3 国民の権利利益の救済に係る手続等	37
第4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	38
第5 医療提供体制の確保	38
第2節 関係機関との連携体制の整備	39
第1 基本的考え方	39
第2 国の機関との連携	40
第3 他の都道府県との連携	40
第4 市町村との連携	41
第5 指定公共機関等との連携	43
第6 ボランティア団体等に対する支援	43
第3節 通信の確保	44
第4節 情報収集・提供等の体制整備	46
第1 基本的考え方	46

第2	警報等の通知に必要な準備	47
第3	市町村における警報の伝達に必要な準備	47
第4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	48
第5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	49
第6	被災情報の収集・報告に必要な準備	49
第7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	49
第5節	研修及び訓練	50
第1	研修	50
第2	訓練	50
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	52
第1	避難に関する基本的事項	52
第2	救援に関する基本的事項	53
第3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	54
第4	交通の確保に関する体制等の整備	54
第5	避難施設の指定	55
第6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	56
第3章	生活関連等施設の把握等	57
第1節	生活関連等施設の把握等	57
第1	生活関連等施設の把握	57
第2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	59
第3	市町村における平素からの備え	60
第2節	県が管理する公共施設等における警戒	61
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	62
第1	基本的考え方	62
第2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	63
第3	県が管理する施設及び設備等の整備及び点検等	63
第4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	64
第5章	国民保護に関する啓発	65
第1	国民保護措置に関する啓発	65
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	66
第3	市町村における国民保護に関する啓発	66
第3編	武力攻撃事態等への対処	67
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	67
第1	県の初動体制の確保	67
第2	市町村の初動体制の確保	69
第2章	県対策本部の設置等	70
第1	県対策本部の設置	70

第2章 通信の確保	86
第3章 関係機関相互の連携	87
第1 国の対策本部との連携	87
第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	88
第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	88
第4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	89
第5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	90
第6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	90
第7 県の行う応援等	91
第8 ボランティア団体等に対する支援等	92
第9 住民への協力要請	93
第4章 警報及び避難の指示等	94
第1節 警報の通知及び伝達	94
第1 警報の通知・伝達等	94
第2 市町村長の警報伝達の基準	96
第3 緊急通報の発令	97
第2節 避難の指示等	100
第1 国からの避難措置の指示	100
第2 避難の指示	101
第3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	107
第4 避難実施要領	110
第5 避難誘導の実施	114
第6 県による避難住民の誘導の支援等	115
第7 避難所等における安全確保等	118
第8 避難措置の指示の解除等	118
第5章 救援	121
第1 救援の実施	121
第2 関係機関との連携	122
第3 救援の内容	123
第4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	129
第5 救援の際の物資の売渡し要請等	129
第6章 安否情報の収集・提供	131
第1 安否情報の流れ	131
第2 安否情報の収集・整理・報告	132
第3 安否情報の照会に対する回答	134
第4 外国人に関する安否情報	136
第7章 武力攻撃災害への対処	137
第1節 生活関連等施設の安全確保等	137
第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	137

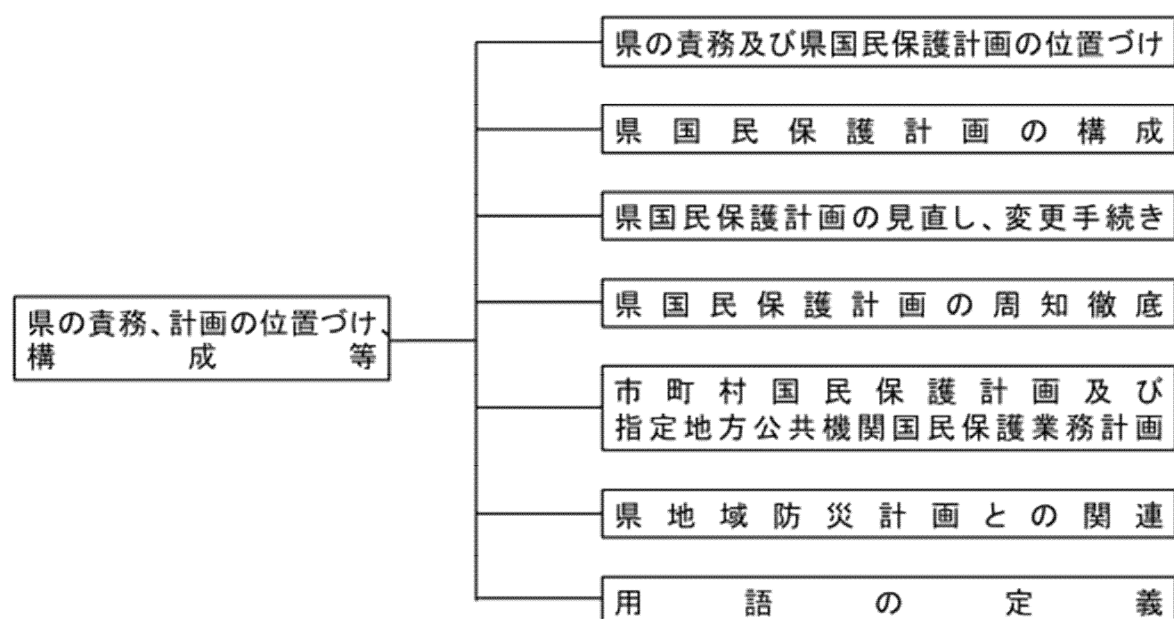
第2	武力攻撃災害の兆候の通報等	138
第3	生活関連等施設の安全確保	139
第4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	141
第2節	NBC攻撃による災害への対処	143
第3節	応急措置等	147
第1	退避の指示	147
第2	警戒区域の設定	149
第3	応急公用負担等	150
第4	消火活動及び救助・救急活動	153
第8章	被災情報の収集及び報告	155
第9章	保健衛生の確保その他の措置	157
第1	保健衛生の確保	157
第2	防疫対策	158
第3	廃棄物の処理	159
第4	文化財の保護の特例	160
第10章	国民生活の安定に関する措置	161
第1	生活関連物資等の価格安定	161
第2	避難住民等の生活安定等	163
第3	生活基盤等の確保	164
第11章	交通規制	165
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	167
第13章	鹿児島県の特性に応ずる対処	170
第1	離島における住民の避難	170
第2	鹿児島地区における対処	173
第3	中山間地域等における対処	175
第4	川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処	176
第5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	181
第4編	復旧等	184
第1章	応急の復旧	184
第1	基本的考え方	184
第2	ライフライン施設の応急の復旧	185
第3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	185
第2章	武力攻撃災害の復旧	186
第1	基本的考え方	186
第2	武力攻撃災害の復旧	186
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	188
第1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	188

第2	損失補償、実費弁償及び損害補償	188
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	189
第4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	189
第5編	緊急対処事態への対処	190
第1	緊急対処事態に係る責務	190
第2	緊急対処事態認定前の対処	190
第3	緊急対処事態認定後の対処	191

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。



第 1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

1 県の責務（法 3 ②、11 関係）

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年第 112 号。以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 県国民保護計画の位置づけ（法 34）

県は、その責務にかんがみ、法第 34 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

3 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、次に掲げる事項を定める。

- ① 県区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する法第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ その他県区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

第 2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処
- 資料編

第 3 県国民保護計画の見直し、変更手続（法 34⑧関係）

1 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。

県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く県民及び関係者の意見を求める。

2 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協

議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は不要である）。

第4 県国民保護計画の周知徹底

1 県国民保護計画の周知

県国民保護計画の内容は、市町村、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

2 県国民保護計画の運用・習熟

県国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

第5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画（法 35、36 関係）

1 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の作成

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の作成については、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき作成するものとする。

2 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の見直し

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画についても、基本指針や県国民保護計画の見直し及び国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行うものとする。

なお、市町村国民保護計画の見直しに当たっては、市町村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く住民及び関係者の意見を求めるものとする。

3 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画の変更手続

市町村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市町村国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、その同意を得た後、市町村議会に報告し、公表するものとする（ただし、「令」で定める軽微な変更については、市町村国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は不要である）。

指定地方公共機関国民保護業務計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法第 36 条第 4 項の規定に基づき、県知事に報告するものとする。（ただし、「令」で定める軽微な変更については、県知事への報告は不要である）。

第6 県地域防災計画等との関連

県国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、県地域防災計画等の定め例により対応する。

第7 用語の定義

県国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

1 法令の表記

用 語 等	定 義
事 態 対 処 法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）
事 態 対 処 法 施 行 令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
例	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安 否 情 報 省 令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国 際 人 道 法	第 1 ジュネーヴ条約、第 2 ジュネーヴ条約、第 3 ジュネーヴ条約、第 4 ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災 対 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
警 職 法	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）

2 機関名等の表記等

用 語 等	定 義
国 の 対 策 本 部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部
国 の 現 地 対 策 本 部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部
国 の 対 策 本 部 長	事態対策本部長、緊急対処事態対策本部長
国 の 現 地 対 策 本 部 長	武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長
県 対 策 本 部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部 県の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
県 現 地 対 策 本 部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県 対 策 本 部 長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
市 町 村 対 策 本 部	市町村国民保護対策本部、市町村緊急対処事態対策本部
市 町 村 対 策 本 部 長	市町村国民保護対策本部長、市町村緊急対処事態対策本部長
指 定 行 政 機 関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指 定 公 共 機 関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。））、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指 定 地 方 公 共 機 関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。））で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指 定 公 共 機 関 等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
連 協 長	地域連絡協議会長をいう。

用 語 等	定 義
警 察 官 等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。
消 防 機 関	市町村が消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海 上 保 安 部 長 等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

3 特定の用語等

用 語 等	定 義
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事 態 認 定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武 力 攻 撃 災 害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 必要に応じて「災害」と記載する。
基 本 指 針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避 難 住 民 等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要 避 難 地 域	住民の避難が必要な地域をいう。
避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避 難 施 設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収 容 施 設	避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。

用 語 等	定 義
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
緊 急 物 資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
N B C 攻 撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダ ー テ ィ ボ ム	放射性物質を混入させた爆弾をいう。
緊 急 消 防 援 助 隊	消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自 主 防 災 組 織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第 2 条の 2 第 2 号）をいう。
安 否 情 報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生 活 関 連 等 施 設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第 27 条に規定する施設をいう。
危 険 物 質 等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で令第 28 条で定めるものをいう。
武 力 攻 撃 原 子 力 災 害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
警 戒 区 域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生 活 関 連 物 資 等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特 定 公 共 施 設 等	港湾施設、空港施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊 急 通 行 車 両	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重(法5関係)

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済(法6関係)

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供(法8関係)

武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保(法3④関係)

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力(法4関係)

法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

(法7関係)

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法 9 関係）

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

特に、情報の伝達に当たっては、要配慮者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 関係）

国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

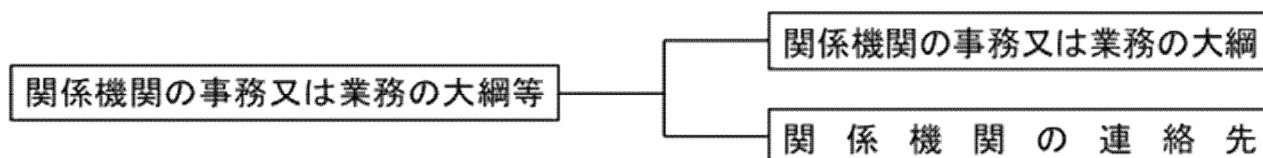
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 本県の地域特性に配慮

広大な県土と長い海岸線、数多くの有人離島、原子力発電所の立地、大規模石油備蓄基地も含め石油コンビナート等特別防災区域が 5 地区指定されていることや鹿児島市に人口が集中するとともに中山間地域が多いなど本県の地理的、社会的特性に十分に配慮する。

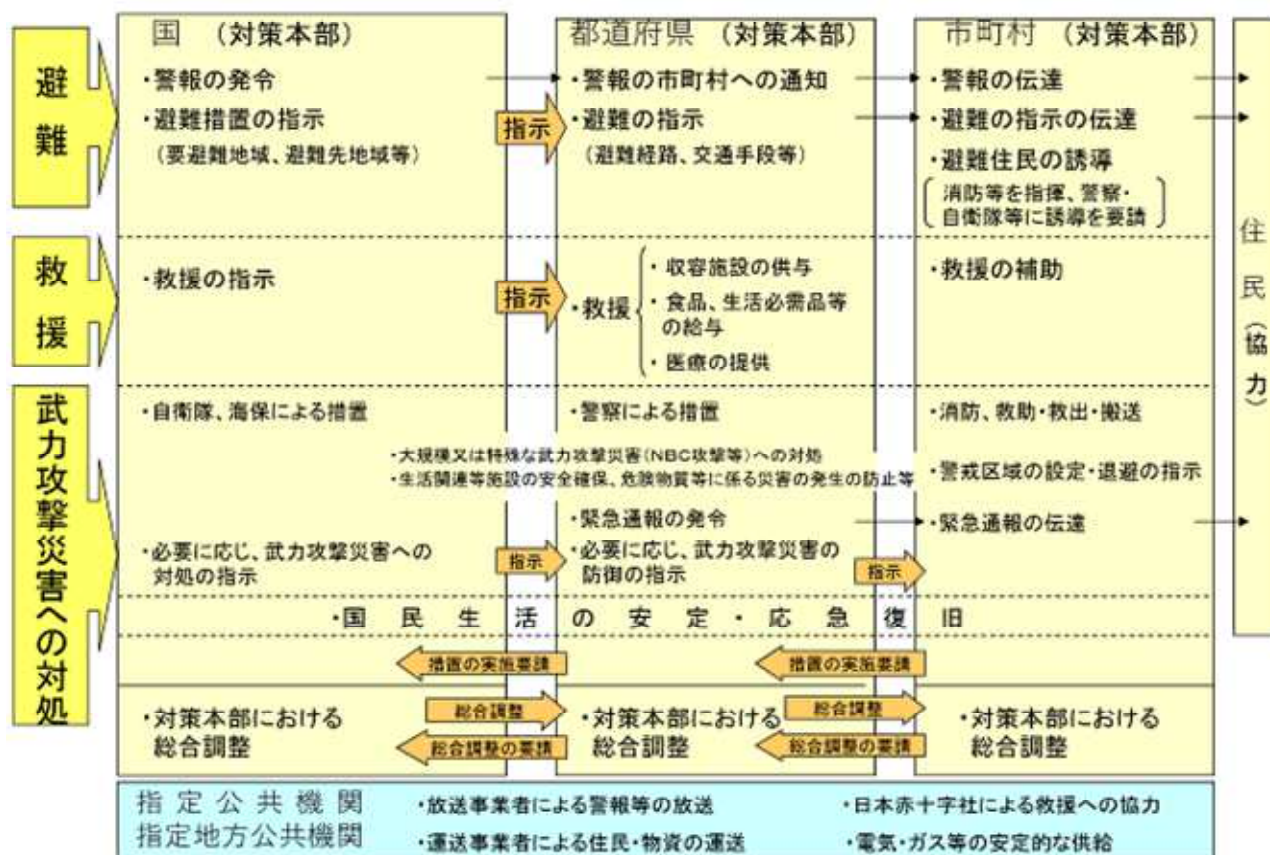
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施主体である関係機関の処理すべき事務又は業務、連絡先等については、以下のとおりである。



国民保護措置における県及び関係機関の役割分担の概要を図示すれば、下記のとおりである。

県及び関係機関の役割分担の概要



第1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

第1 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	1 国民保護計画の作成 2 鹿児島県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施

第2 市町村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 緊急対処事態に関する措置の実施

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九 州 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九 州 防 衛 局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九 州 総 合 通 信 局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九 州 財 務 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長 崎 税 関	1 輸入物資の通関手続
九 州 厚 生 局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
鹿 児 島 労 働 局	1 被災者の雇用対策
九 州 農 政 局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九 州 森 林 管 理 局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九 州 経 済 産 業 局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九 州 地 方 整 備 局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九 州 運 輸 局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大 阪 航 空 局	1 空港使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部 那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

第 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
日本医師会 病院その他の医療機関	1 医療、看護の確保
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
道路管理者	1 道路の管理
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

第 2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編のとおりである。

- 【資料 2－1－① 関係機関の連絡先（指定行政機関）】
- 【資料 2－1－② 関係機関の連絡先（指定地方行政機関、自衛隊等）】
- 【資料 2－1－③ 関係機関の連絡先（関係指定公共機関）】
- 【資料 2－1－④ 関係機関の連絡先（指定地方公共機関）】
- 【資料 2－1－⑤ 関係機関の連絡先（九州・山口県の国民保護担当部署）】
- 【資料 2－1－⑥ 関係機関の連絡先（地域振興連絡協議会等（県の出先機関））】
- 【資料 2－1－⑦ 関係機関の連絡先（市町村）】
- 【資料 2－1－⑧ 関係機関の連絡先（消防本部）】

第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置の適切な実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴については以下のとおりである。

1 地形

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、北緯 27 度 01 分から 32 度 18 分、東経 128 度 23 分から 131 度 12 分にあつて、北は熊本、宮崎両県と接し、南には海を隔てて沖縄県が位置している。県土は九州本土に属する薩摩、大隅の二大半島及び獅子島、甕島列島、南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょからなっており、その広がり、東西約 267 km、南北約 586 km、総面積約 9,187 km²（全国第 10 位）にも及んでいる。

地形の特徴としては、一般に火山系、小河川と点在する小平野及び 2,643 km に及ぶ長い海岸線（全国第 3 位）が支配的で、火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっている。

すなわち、古期岩層より構成される 600～800m の山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。

これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川（137 km）を除けばほとんど 50 km 未満の短い河川で、したがって、平地も 2～3 の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より南西に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

【本県の極所の経緯度及び距離】

方位	地 名	経 緯 度	方位	地 名	経 緯 度
極東	志布志市志布志町後谷	東経 131 度 12 分 北緯 31 度 34 分	極南	大島郡与論町チヂ崎	東経 128 度 26 分 北緯 27 度 01 分
極西	大島郡与論町兼母海岸	東経 128 度 23 分 北緯 27 度 02 分	極北	出水郡長島町蜂の島	東経 130 度 15 分 北緯 32 度 18 分
東 西 約 2 6 7 km			南 北 約 5 8 6 km		

2 気候

気候は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で、陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属しており、海岸地帯と内陸の山間部、また、南北約 586 km の広がり、を有する北限と南限では、かなりの差異が認められる。夏から秋にかけて、毎年のように豪雨や台風に見舞われる一方、島しょでは、干ばつの害を受けることもしばしばある。

気温は、年間平均で本土海岸地帯が 17～19℃、山間地帯（伊佐盆地附近）が 15～16℃、奄美大島が 21～22℃である。

降水量は、本土では年間平均 2,000～3,000 ミリで、特に霧島南麓、大隅半島南東部は多雨域に属する。

島しょ部では、種子島で 2,500 ミリ前後、屋久島で 4,000 ミリ、トカラ列島・奄美群島で 1,700～3,000 ミリであるが、特に屋久島の山岳地帯では、年間 8,000～10,000 ミリを記録することも稀ではない。雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だけで年間降水量の約 50%に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、熱雷に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっている。

3 人口分布

令和 2 年の国勢調査（以下、同調査に基づく。）によると、本県の人口は、約 159 万人であり、そのうち鹿児島市を含む鹿児島地域に県人口の約 40%が集中しており、同地域での人口密度が高いが、県全体の人口密度は 172.9（人／km²）となっている。

65 歳以上の高齢者人口の構成比は 32.5%で全国平均（28.6%）を大きく上回っている。

本県に在住する外国人は 11,234 人となっている。

本県では、自宅を含めた自市町村で従事・通学する者の割合が 53.3%となっている。

本県では、市町村によって差があるものの、昼夜人口比率が 99.9 となっている。

$$\text{昼夜人口比率} = \frac{\text{昼間人口（従業地・通学地による人口）}}{\text{常住人口（調査時に調査の地域に常住している人口）}}$$

本県には、過疎化と高齢化が進行し、社会資本の整備が相対的に立ち遅れている等の特徴を有するいわゆる中山間地域が点在しており、中山間地農業集落は総農業集落数の約 70%に当たる 4,284 集落となっている。

（参考）人口及び人口密度（令和 2 年国勢調査）

地 域	人 口（人）			人口密度 （人/km ² ）
	総数（割合%）	男	女	
鹿 児 島 地 域	668,916 （ 42.1）	311,642	357,274	639.9
南 薩 地 域	125,011 （ 7.9）	57,839	67,172	144.5
北 薩 地 域	193,615 （ 12.2）	92,016	101,599	123.5
始良・伊佐地域	233,055 （ 14.7）	110,454	122,601	169.9
大 隅 地 域	223,828 （ 14.1）	106,474	117,354	106.4
熊 毛 地 域	39,550 （ 2.5）	19,124	20,426	39.8
奄 美 地 域	104,281 （ 6.6）	50,757	53,524	84.1
計	1,588,256 （100.0）	748,306	839,950	172.9

※地域区分は、各地域振興局・支庁の所管区域に基づく。

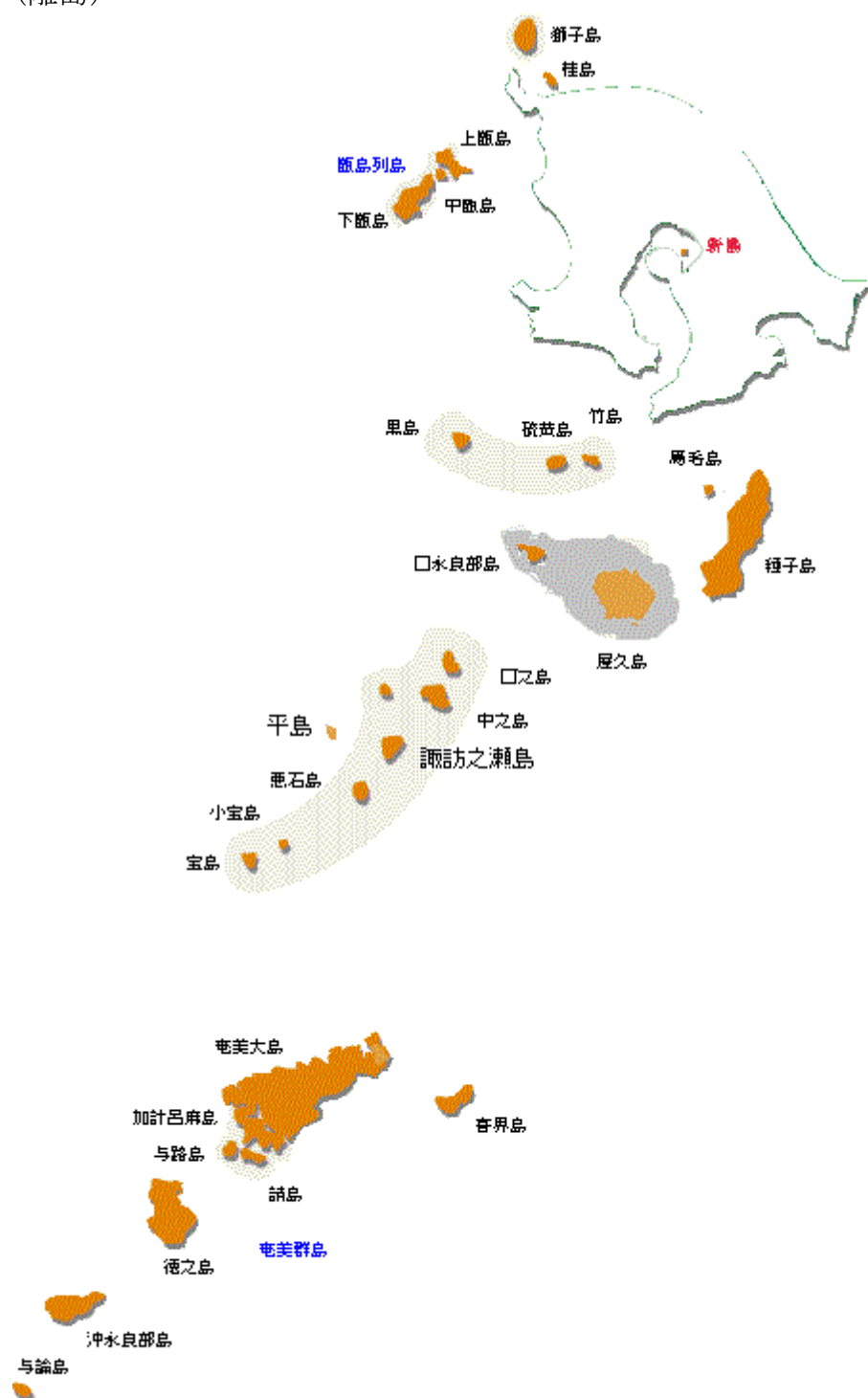
(参考) 年齢(3区分)別人口及び割合(令和2年国勢調査)

地 域	人口(人)及び割合(%)			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
鹿児島地域	668,916	87,176 (13.0)	386,658 (57.8)	195,082 (29.2)
南薩地域	125,011	13,975 (11.2)	60,931 (48.7)	50,105 (40.1)
北薩地域	193,615	25,218 (13.0)	100,966 (52.1)	67,431 (34.8)
姶良・伊佐地域	233,055	32,199 (13.8)	128,118 (55.0)	72,738 (31.2)
大隅地域	223,828	29,375 (13.1)	114,477 (51.1)	79,976 (35.7)
熊毛地域	39,550	5,104 (12.9)	19,596 (49.5)	14,850 (37.5)
奄美地域	104,281	14,555 (14.0)	53,152 (51.0)	36,574 (35.1)
計	1,588,256	207,602 (13.1)	863,898 (54.4)	516,756 (32.5)

※ 総数には年齢不詳を含むが、割合を算出する際は総数に年齢不詳を含まない。

【資料1-1 市町村別人口等】

(離島)



(参考) 有人離島の状況(令和2年国勢調査)

島名	市町村名	面積(km ²)	人口(人)
獅子島	長島町	17.06	647
桂島	出水市	0.33	12
上甕島	薩摩川内市	44.20	1,862
中甕島	薩摩川内市	7.28	186
下甕島	薩摩川内市	65.54	1,935
竹島	三島村	4.22	72
硫黄島	三島村	11.62	139
黒島	三島村	15.39	194
口之島	十島村	13.33	103
中之島	十島村	34.42	146
平島	十島村	2.08	107
諏訪之瀬島	十島村	27.61	78
悪石島	十島村	7.49	90
小宝島	十島村	0.98	69
宝島	十島村	7.07	147
種子島	西之表市、中種子町、 南種子町	443.67	27,690
屋久島	屋久島町	504.25	11,765
口永良部島	屋久島町	35.81	93
奄美大島	奄美市、大和村、宇検村、瀬 戸内町、龍郷町	712.42	57,511
加計呂麻島	瀬戸内町	77.25	1,080
請島	瀬戸内町	13.34	77
与路島	瀬戸内町	9.35	70
喜界島	喜界町	56.76	6,629
徳之島	徳之島町、天城町、伊仙町	247.85	21,803
沖永良部島	和泊町、知名町	93.65	11,996
与論島	与論町	20.56	5,115
合計 県全体の割合		2,473.53 約26.9%	149,620 約9.4%

※面積は、「令和8年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院編)による。

ただし、桂島及び小宝島は、「離島統計年報」による。

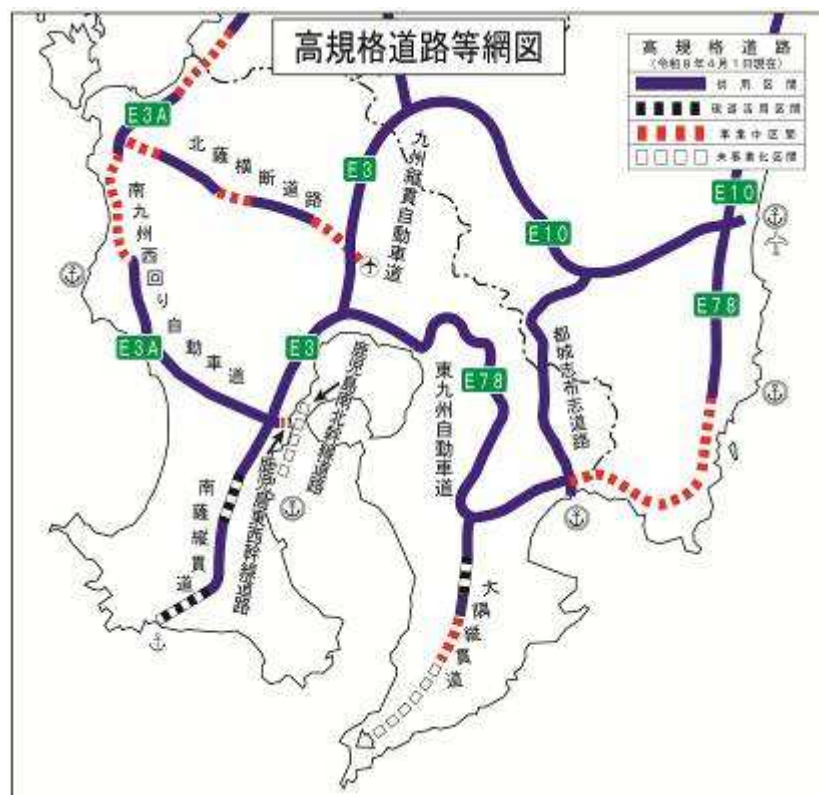
4 道路の位置等

県内の道路網は、高規格幹線道路3路線をはじめ、一般国道19路線、県道279路線（主要地方道61路線、一般県道218路線）及び市町村道等からなっている。（令和8年4月1日現在）

九州縦貫自動車道が鹿児島市からえびのJCTを通じて熊本県及び宮崎県と繋がっている。

また、国道3号が熊本県と、国道10号が宮崎県と繋がっている。

隣県等の広域的な交流ネットワークを強化する道路として東九州自動車道、南九州西回り自動車道の整備が順次進められており、またそれらの道路と一体となって地域相互の交流・連携の促進や空港・港湾等への連結を強化する道路として、北薩横断道路、大隅縦貫道等の整備が進められている。



5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、九州新幹線やJ R九州㈱の在来線及び第三セクター肥薩おれんじ鉄道㈱によりネットワークが形成されている。

空港は、国管理空港の鹿児島空港と県管理空港の種子島、屋久島、喜界、奄美、徳之島、沖永良部及び与論空港と三島村管理空港の、三島村薩摩硫黄島飛行場がある。

港湾は、重要港湾が5港（鹿児島港、川内港、志布志港、西之表港、名瀬港）、県管理の地方港湾が41港、市町村管理の地方港湾が85港ある。

なお、重要港湾や主要な地方港湾等においては、水深4.5m以上の岸壁が整備されている。

また、漁港は、第1種漁港 94、第2種漁港 24、第3種漁港 4、特定第3種漁港 1、第4種漁港 16 の計 139 箇所があり、離島においては地域の生活拠点としての役割も担っている。

※重要港湾：国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾

地方港湾：重要港湾以外の港湾

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

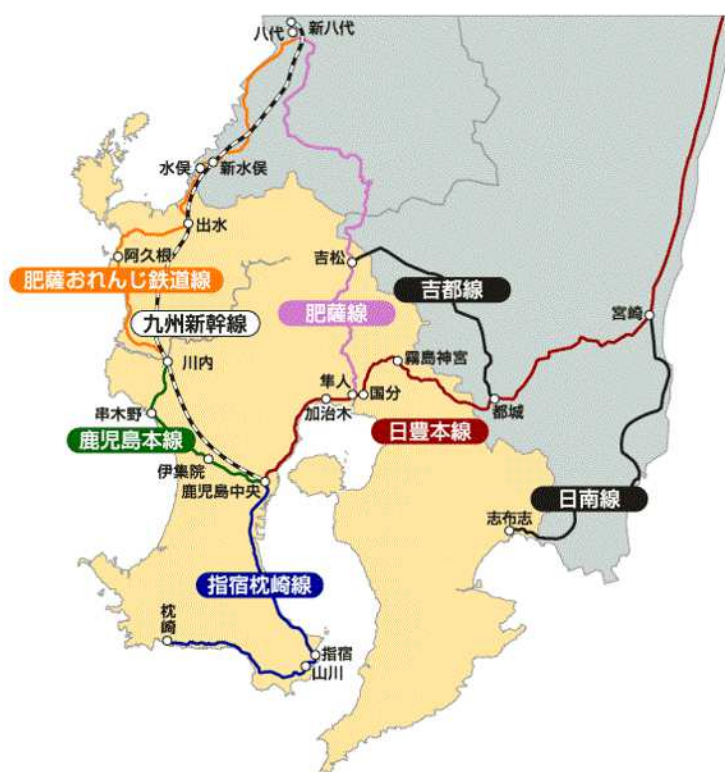
第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

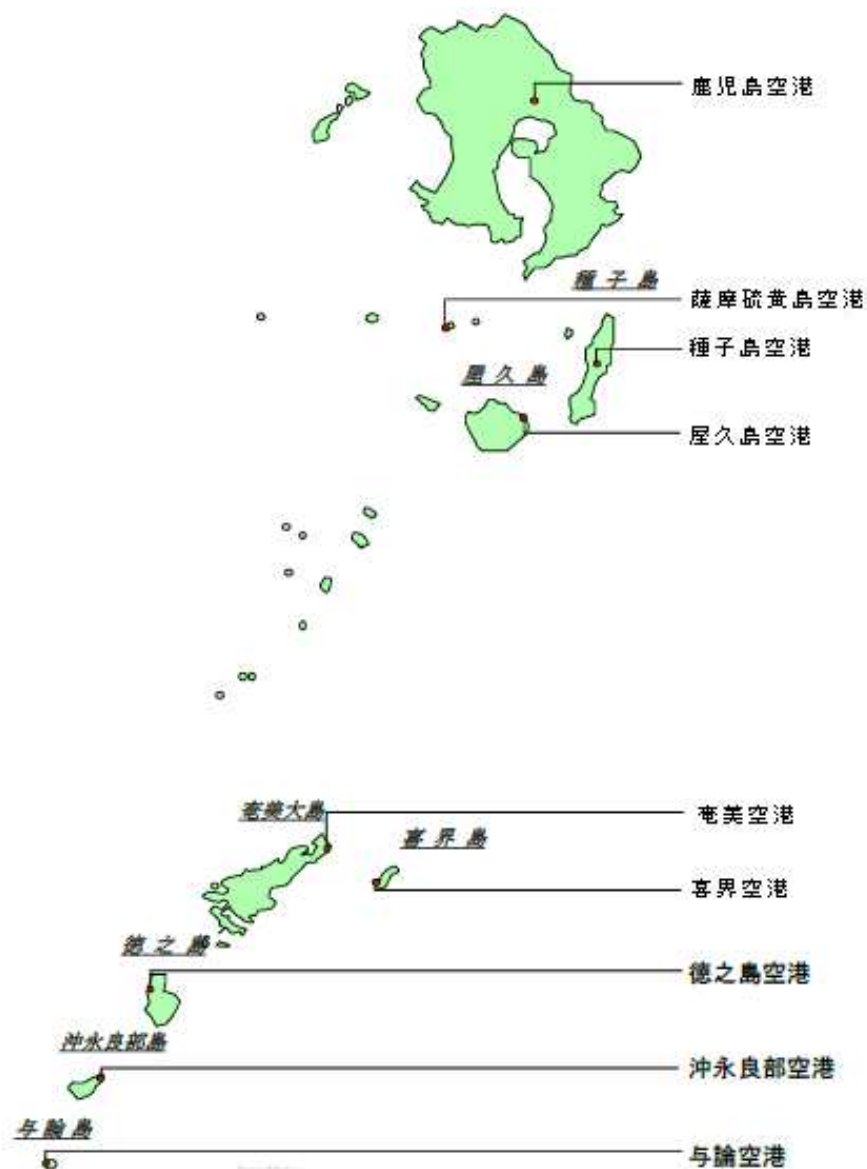
特定第3種漁港：第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

(鉄道)



会 社 名	路 線 名	県内の主要な駅（路線区間）	県内の駅数
J R 九州(株)	鹿児島本線	鹿児島～伊集院～串木野～川内	14
	日豊本線	鹿児島中央～始良～国分～財部～	16
	指宿・枕崎線	鹿児島中央～指宿～山川～枕崎	36
	日南線	志布志～大隅夏井～	2
	肥薩線	隼人～吉松～	10
	吉都線	吉松～鶴丸～	2
	九州新幹線	鹿児島中央～川内～出水～	3
肥薩おれんじ鉄道(株)	肥薩おれんじ鉄道線	川内～阿久根～出水～米ノ津～	14

(空港)



空港の状況

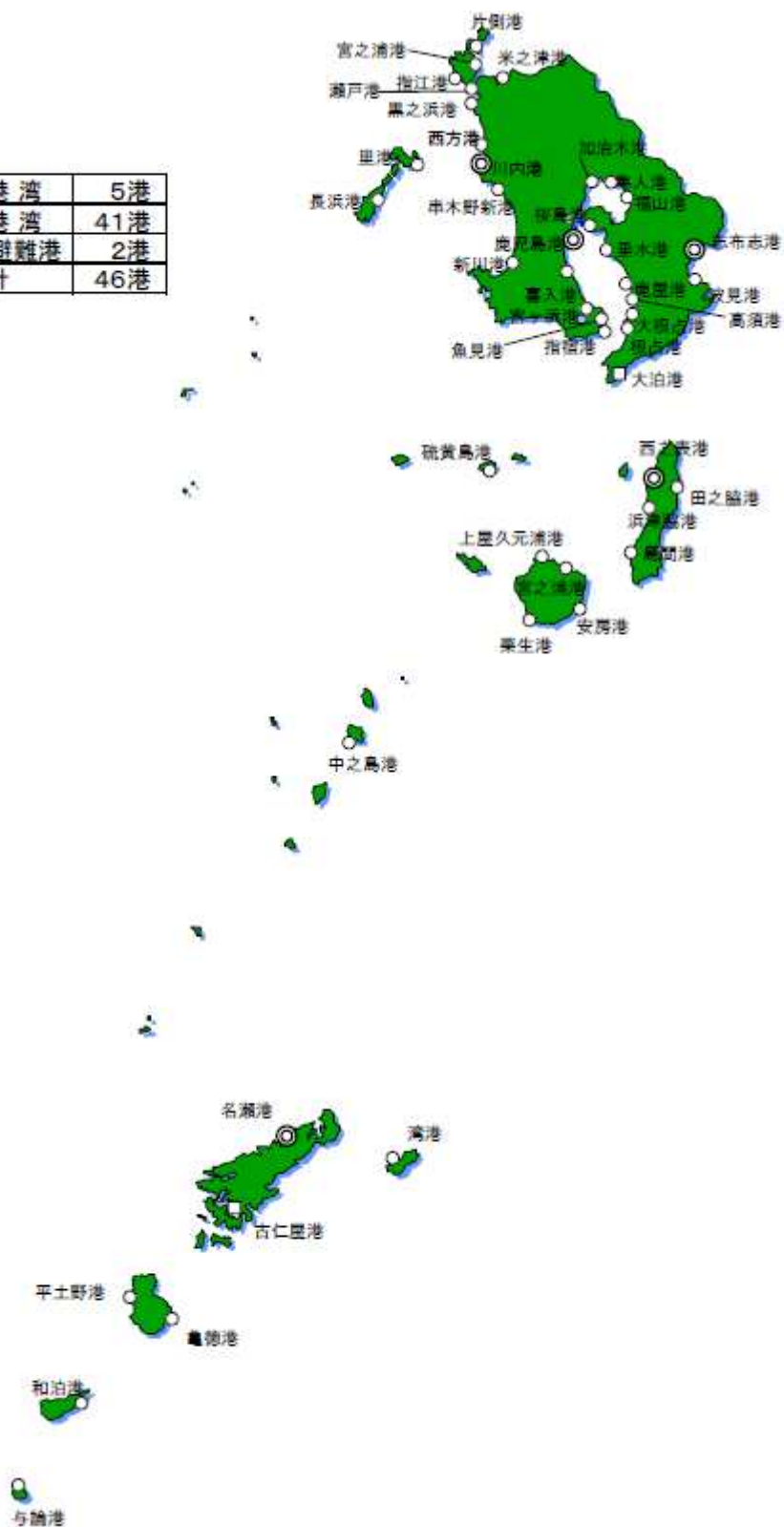
空 港 名	所 在	滑走路 (m)
鹿 児 島	霧 島 市	3,000×45
種 子 島	中種子町	2,000×45
屋 久 島	屋久島町	1,500×45
奄 美	奄 美 市	2,000×45
喜 界	喜 界 町	1,200×30
徳 之 島	天 城 町	2,000×45
沖 永 良 部	和 泊 町	1,350×45
与 論	与 論 町	1,200×30
三島村薩摩硫黄島	三 島 村	600×25

※市町村名及び滑走路は、平成26年4月1日現在時点である。

(主な港湾等)

界管理港灣

◎重要港湾	5港
○地方港湾	41港
□うち避難港	2港
合計	46港



【資料 3-3-① 港湾・漁港の状況】

県管理漁港位置図



【資料3－3－① 港湾・漁港の状況】

6 自衛隊施設

自衛隊施設は、陸上自衛隊国分駐屯地（霧島市）、陸上自衛隊川内駐屯地（薩摩川内市）及び海上自衛隊鹿屋基地（鹿屋市）等がある。

自衛隊施設

区 分	基 地 名 等	主 要 所 在 部 隊	所在市町名
陸上自衛隊	国 分 駐 屯 地	第 12 普通科連隊、第 113 教育大隊	霧 島 市
	川 内 駐 屯 地	第 8 施設大隊	薩摩川内市
	奄 美 駐 屯 地	奄美警備隊	奄 美 市
	瀬 戸 内 分 屯 地	奄美警備隊	瀬 戸 内 町
海上自衛隊	鹿 屋 地 区	第 1 航空群	鹿 屋 市
	鹿 児 島 地 区	鹿児島音響測定所	霧 島 市
	奄 美 地 区	奄美基地分遣隊	瀬 戸 内 町
航空自衛隊	下 甕 島 分 屯 基 地	第 9 警戒隊	薩摩川内市
	奄 美 大 島 分 屯 基 地	奄美通信隊	奄 美 市
	沖永良部島分屯基地	第 55 警戒隊	知 名 町
附 属 機 関	喜 界 通 信 所		喜 界 町

※市町名は、令和 3 年 4 月 1 日現在時点である。

7 原子力発電所

九州電力（株）川内原子力発電所（薩摩川内市久見崎町）は、川内川の河口左岸に位置し、1 号機が昭和 59 年に全国で 27 番目、2 号機が昭和 60 年に全国で 32 番目の商業用原子炉として営業運転を開始している。

川内原子力発電所

ユニット			
項目		1 号 機	2 号 機
電 気 出 力		89 万 kW	89 万 kW
原子炉	型 式	軽水減速・軽水冷却・加圧水型【PWR】	
	熱出力	266 万 kW	266 万 kW
営 業 運 転 開 始		昭和 59 年 7 月 4 日	昭和 60 年 11 月 28 日

8 石油コンビナート等特別防災区域

本県には、石油コンビナート等特別防災区域が4地区（串木野、鹿児島、喜入、志布志）指定されている。

串木野地区は、いちき串木野市の西薩中核団地に位置し、屋外貯蔵タンク 10 基（うち地下岩盤タンク 3 基）がある。

鹿児島地区は、鹿児島市谷山地区に位置し、屋外貯蔵タンク 40 基がある。

喜入地区は、鹿児島市喜入地区に位置し、屋外貯蔵タンク 69 基がある。

志布志地区は、東串良町及び肝付町に位置し、屋外貯蔵タンク 50 基がある。

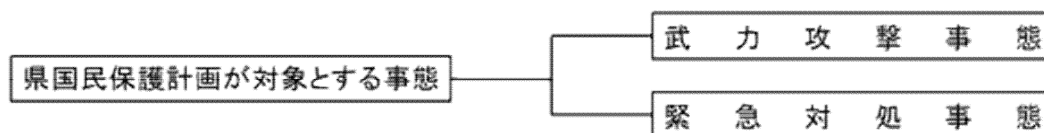
そのうち、串木野、志布志、喜入地区が大規模石油備蓄基地となっている。

特別防災区域の状況(令和4年4月1日現在)

特別防災 区 域 名	特 定 事 業 所 数	総面積 (万㎡)	石 油 の 貯 蔵 ・ 取 扱 量 (Kl)	高 圧 ガ ス の 処 理 量 (Nm ³)	そ の 他
串 木 野	1	66	1,688,941	0	国家備蓄(岩盤タンク)
鹿 児 島	3	66	202,038	0	
喜 入	1	192	8,821,655	56,645	民間備蓄(地上タンク)
志 布 志	1	196	5,370,499	0	国家備蓄(地上タンク)

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は、次のとおりである。



第1 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4つの類型が対象として想定されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

そこで、県国民保護計画においても、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定している。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 類型ごとの特徴

① 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特	・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。
徴	・ 他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
	・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
	・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

特 徴	・ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ・ 被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等と考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留 意 点	・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特 徴	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等と考えられる。 ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。 ・ ダーティボムが使用される場合がある。
留 意 点	・ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市町村、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

特 徴	・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
留 意 点	・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等と考えられる。
留 意 点	・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情

意 点	報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
--------	--

④ 航空攻撃の場合

特 徴	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
留 意 点	・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留 意 点	・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

3 NBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

特 徴	・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 ・核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 ・このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想
--------	---

	定される。 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。
留意点	- 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 - 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 - ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

② 生物兵器

特徴	- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 - 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

特徴	- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 - 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	国、市町村等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 - 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2 緊急処理事態（法 183 関係）

県国民保護計画においては、緊急処理事態（武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。）として、以下に掲げる事態例を対象として想定している。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①原子力事業所等の破壊	・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
②石油コンビナート、 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
③危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
④ダムの破壊	・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①大規模集客施設、ターミナル 駅等の爆破	・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
②列車等の爆破	

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④水源地に対する毒素等の混入	・飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

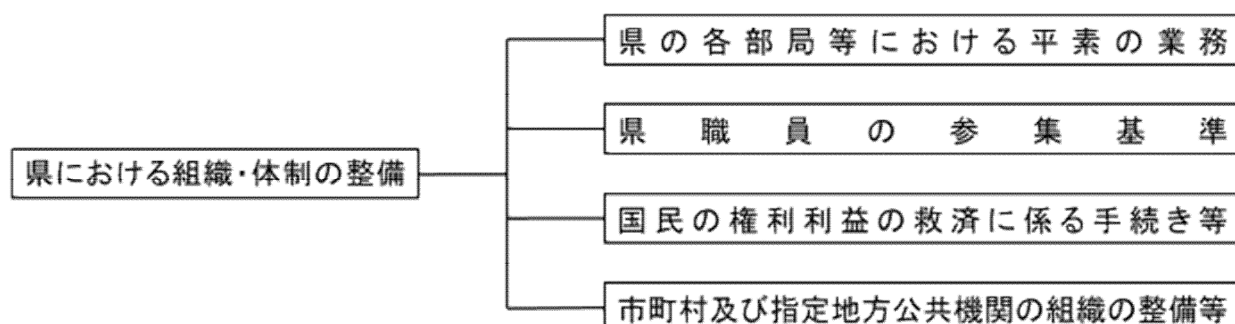
事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 県における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり各部局等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。



第1 県の各部局等における平素の業務（法41関係）

県の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、県対策本部の各所掌事務等に係る準備業務を行う。

【県の各部局等における主な平素の業務】

部局等名	平素の業務
危機管理防災局	・国民保護に関する業務の総括に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・救援体制の整備に関すること ・避難施設の指定に関すること ・警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
総務部	・私立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること ・報道機関との連絡調整に関すること など
男女共同参画局	・所管施設の安全確保に関すること など

部 局 名	平 素 の 業 務
総 合 政 策 部	・輸送機関の輸送能力の把握に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
観光・文化スポーツ部	・観光客の安否情報の収集に関すること など
環 境 林 務 部	・廃棄物処理に関すること ・林産物資源の供給体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
保 健 福 祉 部	・救援に関する体制の整備に関すること（危機管理防災局業務を除く） ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・赤十字標章等の交付等に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
子 ども 政 策 局	・妊産婦、乳幼児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
商 工 労 働 水 産 部	・商工団体との連絡調整に関すること ・漁港施設の把握、対策に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
農 政 部	・救助用食糧の供給体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
土 木 部	・道路、空港、港湾施設の把握、対策に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
出 納 局	・有線通信の運用等に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
教 育 庁	・公立学校における避難誘導の体制の整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
警 察 本 部	・警備体制の整備に関すること ・交通規制に係る体制整備に関すること ・所管施設の安全確保に関すること など
県 立 病 院 局	・県立病院の管理に関すること など
工 業 用 水 道 部	・所管施設の安全確保に関すること など

第2 県職員の参集基準等 (法 41 関係)

1 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

2 24 時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員等による当直体制を整備するなど 24 時間即応可能な体制を確保する。

3 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①情 報 収 集 体 制	危機管理防災局職員が参集
②危 機 対 策 本 部 体 制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行う。
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	県の全部局での対応が必要な場合	②
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	県の全部局での対応が必要な場合	③
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は、総括危機管理防災監が行うものとし、
②の体制を整えるかどうかの判断は、知事が行うものとする。

4 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

5 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

6 参集した職員の所掌事務

県は、３①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき主な所掌事務を定める。

【参集した職員の主な所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①情 報 収 集 体 制	・市町村及び関係機関からの情報収集 ・市町村及び関係機関への情報提供・連絡 ・通信の確保
②危 機 対 策 本 部 体 制	・県国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。
③県国民保護対策本部体制	・県国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。

7 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について整備する。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保
- ⑤ 通信の確保

第3 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法6 関係)

【実施責任：危機管理防災課、学事法制課】

1 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 [第4編第3章第2参照]

損失補償（法159①）	特定物資の収用に関する事。 （法81②）
	特定物資の保管命令に関する事。 （法81③）
	土地等の使用に関する事。 （法82）
	応急公用負担に関する事。 （法113③）
	車両等の破損措置に関する事。 （法155②において準用する災対法76条の3②後段）
実費弁償 （法159②）	医療の実施の要請等に関する事。 （法85①・②）
損害補償 （法160）	国民への協力要請によるもの。 （法70①・③、80①、115①、123①）
	医療の実施の要請等によるもの。 （法85①・②）
不服申立てに関する事。 （法6、175）	
訴訟に関する事。 （法6、175）	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書規程（昭和60年訓令第10号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（法 41 関係）

【実施責任：市町村、指定地方公共機関】

1 市町村の組織の整備等

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

2 指定地方公共機関の組織の整備等

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

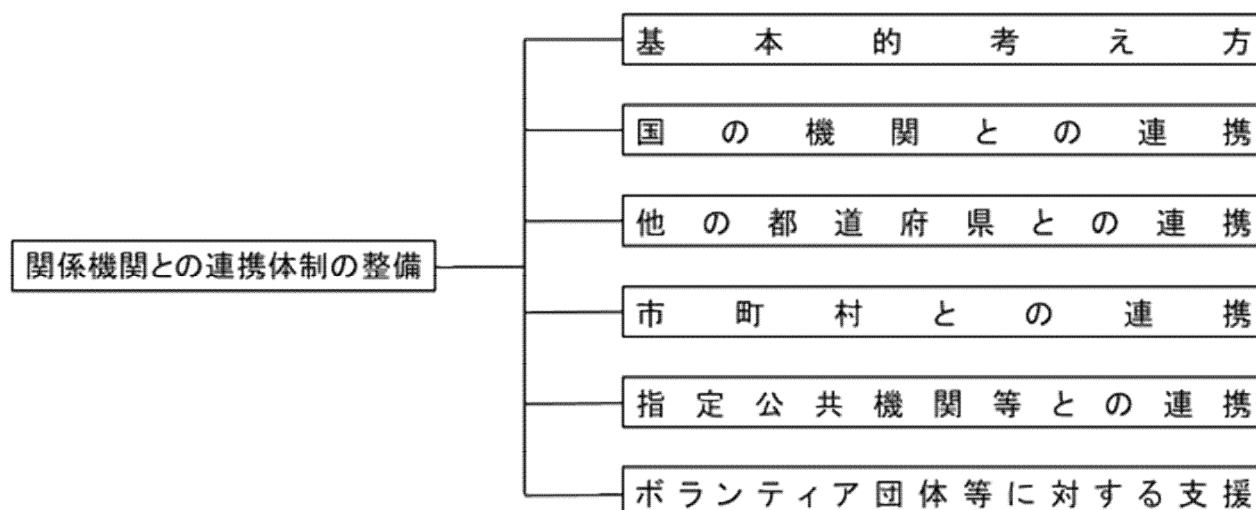
第5 医療提供体制の確保

【実施責任：保健医療福祉課】

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。



第1 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保(法 34③、④関係)

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、県国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう努める。

第2 国の機関との連携 (法3④、11④、15①関係)

【実施責任：危機管理防災課】

1 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

2 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

3 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

第3 他の都道府県との連携 (法12 関係)

【実施責任：社会福祉課、危機管理防災課、県警察、消防保安課】

1 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

【国民保護に係る相互応援協定一覧】

協定名称	応援内容	応援要求要領
①九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定 (平成18年10月23日協定)	・職員の派遣 ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・避難・収容施設及び住宅の提供 ・緊急輸送路及び輸送手段の確保 ・医療支援 ・武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供 ・その他国民保護措置等に必要な事項	・応援を受けようとする被災県等は、武力攻撃災害等の状況及び必要とする応援内容を明らかにして関係県に対して応援を要請する。
②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	・被災地等における住民の避難 ・被災者等の救援・救護 ・武力攻撃災害等への対処	・各ブロックの幹事県がブロック内の総合調整を行う。

(平成24年5月18日協定)	・災害応急、復旧対策 ・復興対策に係る人的、物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋	
----------------	---	--

2 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

3 近接する県の間での情報共有

県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する熊本県、宮崎県及び沖縄県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、県環境保健センター等は、熊本県、宮崎県及び沖縄県との間で緊密な情報の共有を図る。

4 他の県に対する事務の委託（法13関係）

県は、他県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託することがある。

この場合において、委託先として適当と考えられる可能性の高い熊本県、宮崎県及び沖縄県との間で、必要な準備を行う。

5 緊急消防援助隊の連携

県は、消防庁及び他の都道府県と連携して、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるようその支援体制の整備を図る。

第4 市町村との連携（法3④関係）

【実施責任：危機管理防災課、消防保安課】

1 市町村の連絡先の把握等

県は、国民保護措置の実施が円滑にできるよう区域内の市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

【資料2-1-⑦ 関係機関の連絡先（市町村）】

2 市町村の行うべき事務の代行(法 14、令 2 関係)

県は、市町村長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

3 市町村国民保護計画の協議(法 35⑤関係)

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

また、県は、市町村国民保護計画作成に当たって、必要な支援を行う。

4 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

5 消防本部の応援態勢の整備

県は、区域内の消防本部との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防本部の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防本部との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防本部におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

【資料5-2-① NBC対応資機材等】

6 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

第5 指定公共機関等との連携（法3④関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

【資料2-1-③ 関係機関の連絡先（関係指定公共機関）】

【資料2-1-④ 関係機関の連絡先（指定地方公共機関）】

2 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告（法36④関係）

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

3 関係機関との協定の締結等（法147 関係）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第6 ボランティア団体等に対する支援（法4③関係）

【実施責任：危機管理防災課、消防保安課、社会福祉課】

1 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となる地域防災推進員などのリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう努める。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、鹿児島県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

【実施責任：危機管理防災課、県警察、市町村】

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携を図る。

※非常通信連絡会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線及び有線通信の円滑な運用を目的とした団体で、九州地方非常通信協議会と連携し、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	・ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知 ・ 伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政無線等を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、訓練を行うものとする。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し特に配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

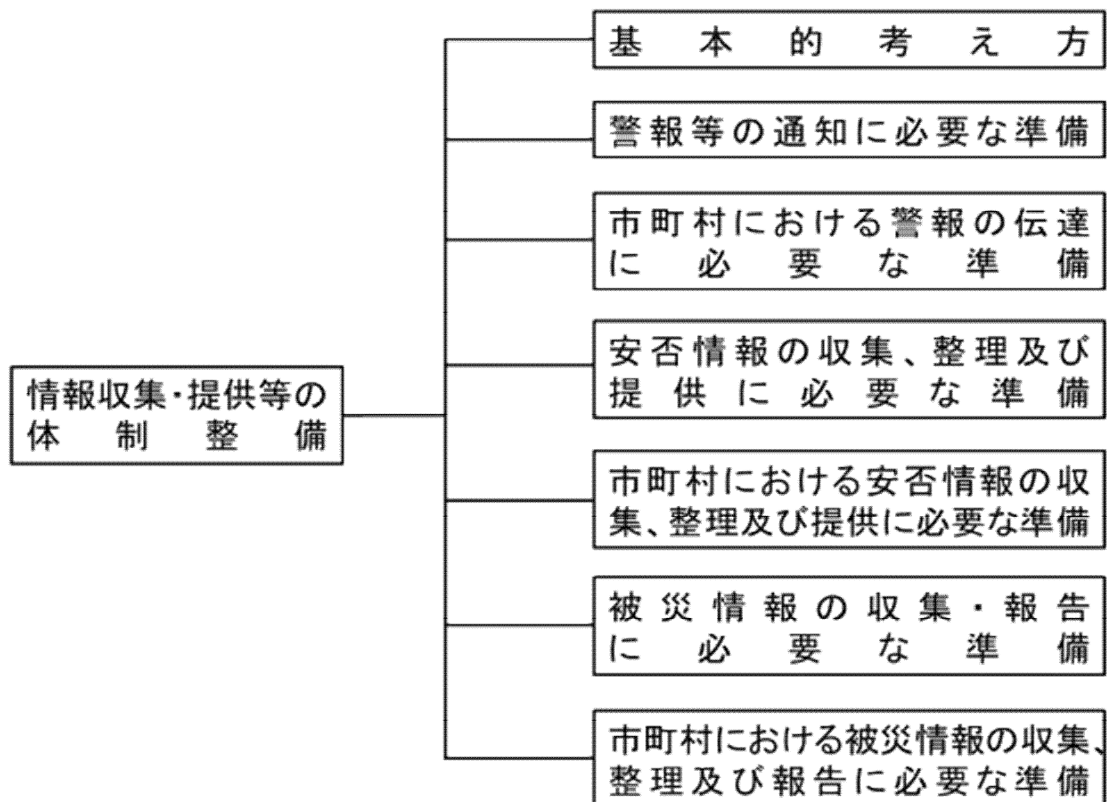
4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※同報系：市町村役場と各集落設置の屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システムをいう。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 基本的考え方

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に努める。

3 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報（人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報）の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、

これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

4 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

第2 警報等の通知に必要な準備

【実施責任：危機管理防災課】

1 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等の情報は、定期的に最新のものへ更新を行う。

2 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

【資料2-2-① 関係機関の連絡先（多数の者が利用する施設等）】

3 市町村に対する支援

県は、市町村が要配慮者に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行う。

また、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

第3 市町村における警報の伝達に必要な準備

【実施責任：市町村】

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

第4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【実施責任：危機管理防災課】

1 安否情報の種類及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報で収集・報告すべき事項は次のとおりであり、報告様式は資料編のとおりである。

【収集・報告すべき情報】（令 23、24）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名（フリガナ）② 出生の年月日③ 男女の別④ 住所（郵便番号を含む。）⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑦ 現在の居所⑧ 負傷又は疾病の状況⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報⑩ 安否情報の回答等についての希望等<ol style="list-style-type: none">ア 親族・同居者への回答の希望イ 知人への回答の希望ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意2 死亡した住民<ol style="list-style-type: none">（上記①～⑥に加えて）⑪ 死亡の日時、場所及び状況⑫ 遺体が安置されている場所 |
|---|

【資料6－2－① 安否情報の報告様式】

2 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

3 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡

先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、避難施設の管理者等に対し、報告先や安否情報省令第2条に定める安否情報報告様式第3号の周知徹底を図る。

【資料2-2-② 関係機関の連絡先（県立病院）】

【資料2-2-③ 関係機関の連絡先（県立学校）】

第5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

【実施責任：市町村】

1 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

2 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

第6 被災情報の収集・報告に必要な準備

【実施責任：危機管理防災課】

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を資料編の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【資料6-2-② 被災情報の報告様式】

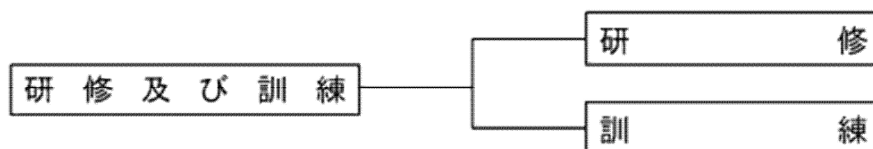
第7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

【実施責任：市町村】

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5節 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。



第1 研修

【実施責任：危機管理防災課、人事課】

1 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 県等における研修の実施

県は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター等において、国民保護措置に関する研修等を行うなど広く職員の研修機会を確保する。

また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

※eラーニング：パソコンやインターネットなどを利用した教育をいう。

3 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2 訓練（法42関係）

【実施責任：危機管理防災課、市町村】

1 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、第十管区海上保安本部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や

様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

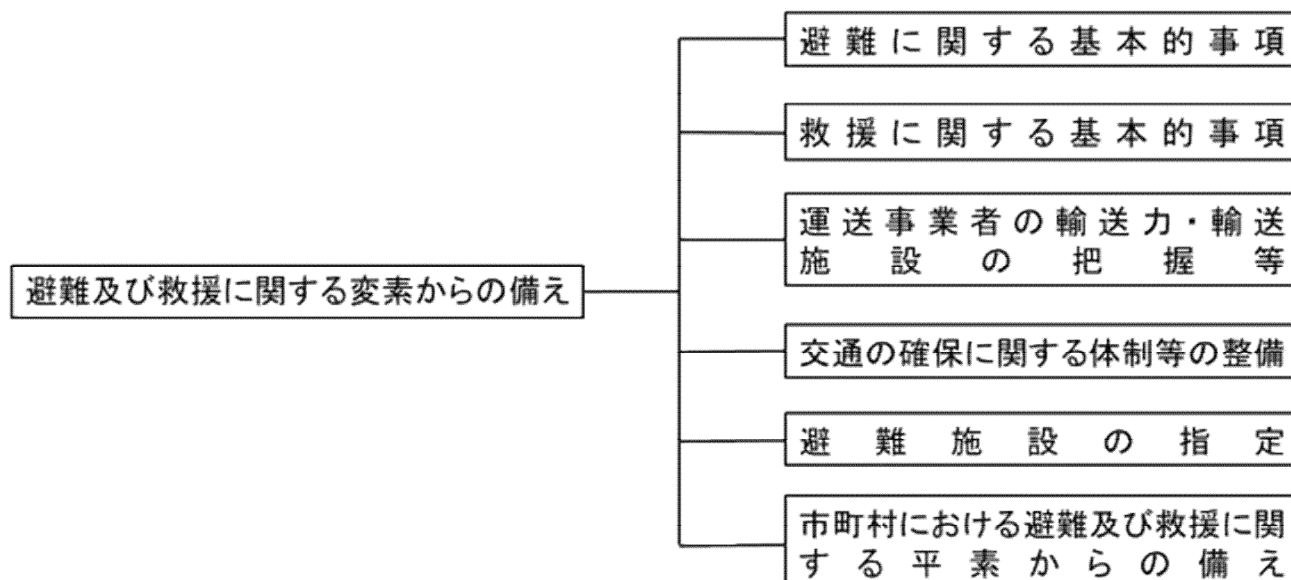
- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- ② 県対策本部設置運営訓練
- ③ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ④ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目（収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等）については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう努める。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、県国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう努める。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
なお、訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援・協力を行う。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止、又は制限する。
- ⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する場合は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 避難に関する基本的事項

【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

1 基礎的資料の整理（法 52、54 関係）

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を整理する。

【整理しておく事項】

- ① 人口及びその分布
- ② 要配慮者の人数
- ③ 輸送施設の位置、能力
- ④ 県、市町村の所有する車両（福祉用車両）
- ⑤ 避難誘導を行うにあたり特に配慮すべき施設
- ⑥ 輸送施設周辺の一時的に利用可能な収容施設、収容能力
- ⑦ 想定される避難先までの経路、距離、及び所要時間
- ⑧ 想定される避難先地域の収容施設、収容能力
- ⑨ 避難に影響を及ぼす各地域の気象特性

2 避難経路の整理

武力攻撃災害時においては、様々な地域からの避難が想定されることから、県は、避難経路の候補となる道路について整理する。

3 避難実施要領のパターン作成に対する支援（法 61 関係）

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、迅速かつ的確な避難の指示が出来るよう必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

第2 救援に関する基本的事項

1 基礎的資料の整理（法 75 関係） 【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を整理する。

※【県対策本部において集約すべき基礎的資料】（例）

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

- 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
- 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト

2 電気通信事業者との協議（法 78 関係） 【実施責任：危機管理防災課】

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

3 医療の要請方法等（法 85 関係） 【実施責任：保健医療福祉課、健康増進課、薬務課】

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

4 日本赤十字社県支部との協議（法 77 関係） 【実施責任：社会福祉課】

県は、救援において、日本赤十字社県支部からの協力が円滑に行われるよう、連絡体制を整備するとともに、委託する事項について協議を行う。

5 市町村との調整（法 76 関係） 【実施責任：危機管理防災課】

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができる。この場合において、県は、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

第3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法 79 関係）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等の関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力の把握 【実施責任：交通政策課】

県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や九州運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

- ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法

【資料 3－2－① 運送事業者】

2 輸送施設に関する情報の把握 【実施責任：道路維持課、農地保全課、かごしま材振興課、交通政策課、港湾空港課、漁港漁場課】

県は、運送事業者である指定公共機関等、九州運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設に関する情報について把握する。

- ① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾・漁港 （港湾・漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 空港 （空港名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

【資料 3－3－① 輸送施設】

3 運送経路の把握等 【実施責任：危機管理防災課】

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

4 協力体制の整備 【実施責任：危機管理防災課】

県は、運送事業者である指定公共機関等と協議し、避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、あらかじめ協定の締結などの協力体制の整備を行う。

第4 交通の確保に関する体制等の整備（法 155 関係）

1 武力攻撃事態等における交通規制計画 【実施責任：県警察】

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急

交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

2 交通管理体制の整備 【実施責任：県警察】

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

3 緊急通行車両に係る確認手続 【実施責任：県警察、危機管理防災課】

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。

4 道路管理者との連携 【実施責任：県警察】

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

第5 避難施設の指定（法 148 関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 避難施設の指定の考え方

県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。その際には事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないようにするとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。

2 避難施設の指定についての留意事項（令 35 関係）

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- ③ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- ④ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有すること。
- ⑤ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にあること。

3 避難施設の指定手続（法 148②関係）

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

4 避難施設の廃止、用途変更等（法 149、令 36 関係）

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

5 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

6 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防機関等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

【資料 3－1－① 避難施設】

第 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

【実施責任：市町村】

1 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者の避難方法等について配慮するものとする。

2 輸送体制の整備等（法 71 関係）

市町村は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うこととされている。そのため自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県、指定地方公共機関と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。特に離島内、若しくは離島を有する市町村においては、島外避難に利用可能な輸送手段・輸送施設等の資料の整備に努めるものとする。

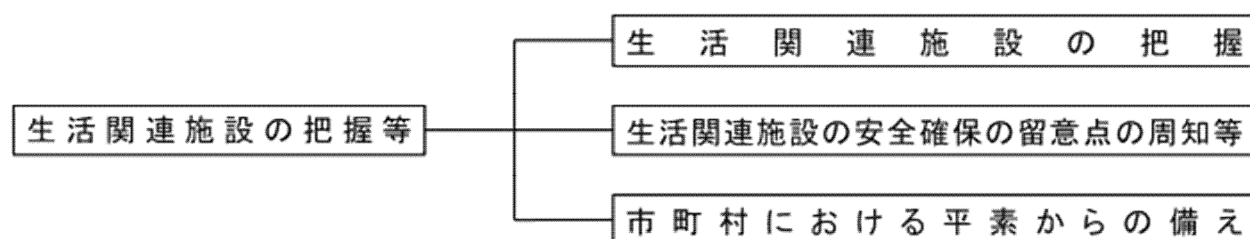
3 市町村長が実施する救援（法 76 関係）

市町村は、県との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や、毒劇物や火薬類などの危険物質を取扱う施設等について、安全の確保に特別な配慮を行う必要がある。このため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。



第1 生活関連等施設の把握（法102関係）

【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

1 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

(1) 国民生活に関連を有する施設

- ① 施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先
- ② 施設の規模、構造、設備

(2) 危険物質等の取扱施設

- ① 施設の名称、所在地、管理者名、連絡先
- ② 危険物質等の種類、数量

【施設の種類及び対象】

令	各号	施設の種類	対象
27条	1号	発電所 変電所	電気事業法第2条第1項第17号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万キロワット以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万ボルト以上のものに限る。)
	2号	ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業(同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)の用に供するものを除く。)
	3号	取水施設 貯水施設	水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1

	浄水施設 配水池	日につき 10 万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	
4 号	鉄道施設 軌道施設	鉄道事業法第 8 条第 1 項の鉄道施設又は軌道法による軌道施設であつて、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の 1 日当たりの平均的な利用者の人数が 10 万人以上であるもの	
5 号	電気通信事業用 交換設備	電気通信事業法第 2 条第 5 号の電気通信事業者(同法第 9 条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数 が 3 万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数 が 3 万に満たないものを除く。)	
6 号	放送用無線設備	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 23 号の基幹放送事業者(放送大学学園法(平成 14 年法律第 156 号)第 3 条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送(放送法第 2 条第 15 号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。))を行うものに限る。))が行う放送法第 2 条第 4 号の国内放送(地上基幹放送に限る。))の業務に用いられる放送局(同条第 20 号の放送局をいう。以下この号において同じ。))であつて、同法第 91 条第 2 項第 3 号に規定する放送系において他の放送局から同法第 2 条第 1 号の放送をされる同条第 28 号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	
7 号	水域施設 係留施設	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 52 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第 2 号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設	
8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法(昭和 31 年法律第 80 号)第 4 条第 1 項各号に掲げる空港及び同法第 5 条第 1 項に規定する地方管理空港(以下この号において「空港等」という。))の同法第 6 条第 1 項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 5 項の航空保安施設	
9 号	ダム	河川管理施設等構造令第 2 章の規定の適用を受けるダム	
28 条	1 号	危険物	消防法第 2 条第 7 項の危険物(同法第 9 条の 4 の指定数量以上のものに限る。))
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物(同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。))
	3 号	火薬類	火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類
	4 号	高圧ガス	高圧ガス保安法第 2 条の高圧ガス(同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。))
	5 号	核燃料物質 (汚染物質を含む)	原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 64 条第 1 項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。))
	6 号	核原料物質	原子力基本法第 3 条第 3 号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する核原料物質を除く。))

7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む)	放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
9号	電気工作物内の 高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
10号	生物剤 毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

【資料5-1-① 生活関連等施設】

2 関係機関に対する情報提供

県は、市町村、自衛隊、県警察、消防本部及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

第2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等（法102関係）

【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

1 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知する。

また、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

2 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

3 管理者に対する助言

県警察は、県若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

4 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第3 市町村における平素からの備え

【実施責任：市町村】

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、関係機関との連絡体制を整備するとともに、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2節 県が管理する公共施設等における警戒

県が管理する公共施設等については、武力攻撃事態等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

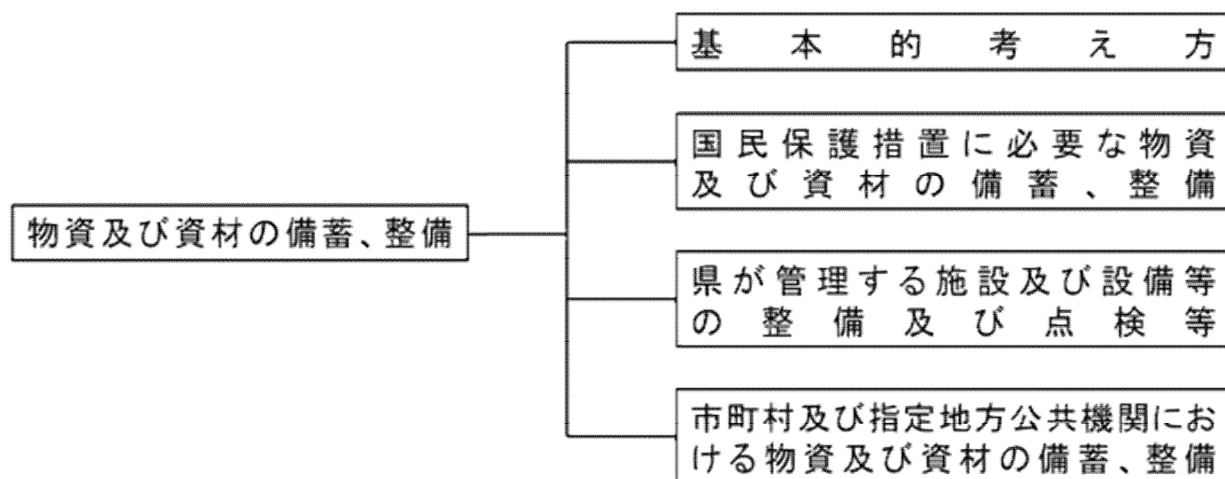
県が管理する公共施設等については、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にしながら、施設の種別等を踏まえて、次のような予防対策を実施する。

- ① 来場者確認の徹底等の不審者対策
- ② 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ③ 職員及び警備員による見回り・点検
- ④ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

市町村が管理する公共施設、公共交通機関等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察、消防機関との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。



第1 基本的考え方

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

2 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

3 流通備蓄による対応

国民保護措置のために必要となる物資及び資材において、現物備蓄による品目、数量の確保が困難なものに関しては、生産・流通事業者からの流通備蓄により対応する。

※流通備蓄：災害発生時に必要な食料、生活必需品等物資の現物備蓄を補完するため、あらかじめ関係事業者と締結した「応急生活物資の供給協力に関する協定」に基づき、食料、生活必需品を調達する方法

第2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備（法 142～146 関係）

【実施責任：保健福祉部、危機管理防災局、関係部局】

1 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と、防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【資料 4－1－② 県における備蓄状況】

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

また、避難・救援が長期間にわたり、救援に必要な備蓄物資が不足する場合も考慮し、物資の調達について生産・流通事業者との協力体制を整備する。特に、離島地域については、武力攻撃災害による輸送手段への影響も考慮し、備蓄・調達体制の充実を図る。

第3 県が管理する施設及び設備等の整備及び点検等

【実施責任：危機管理防災局、関係部局】

1 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備につ

いて、整備し、又は点検する。

また、関係機関と連携して、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保の促進に努める。

2 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

【実施責任：市町村、指定地方公共機関】

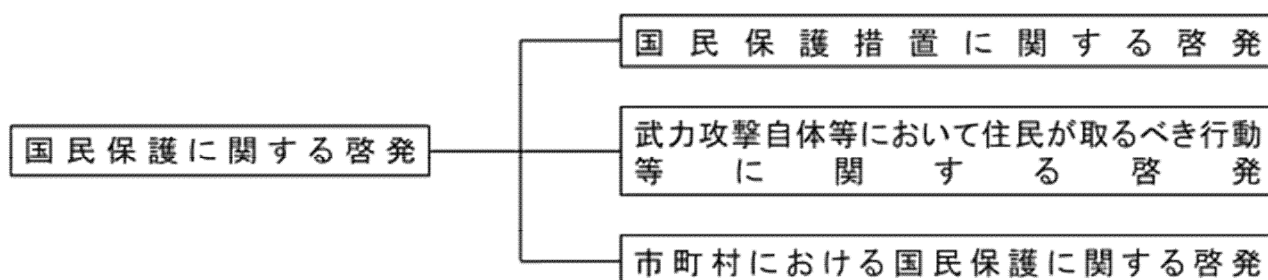
市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。特に離島地域については、武力攻撃災害による輸送手段への影響も考慮し、備蓄・調達体制の充実を図るものとする。

【資料4-1-② 市町村における備蓄状況】

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識や危険を回避し自らの身を守る能力を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。



第1 国民保護措置に関する啓発（法43関係）

1 住民への啓発 【実施責任：危機管理防災課、広報課】

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性や武力攻撃事態における対処の基礎知識等について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

2 消防団、自主防災組織の活性化

【実施責任：消防保安課、危機管理防災課】

県は、市町村と連携し、住民の消防団への入団や、自主防災組織の結成など、消防団及び自主防災組織の活性化のために必要な啓発活動を行うとともに、資機材の整備やリーダー育成などその充実に必要な支援を行う。

3 学校における教育 【実施責任：教育庁】

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 住民に期待される協力（法4関係）

県は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助（法70①、法80①）
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助（法115①）
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助（法123①）
- ④ 避難に関する訓練への参加（法42③）

2 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

3 備蓄に関する啓発

県は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水、及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第3 市町村における国民保護に関する啓発（法43関係）

【実施責任：市町村】

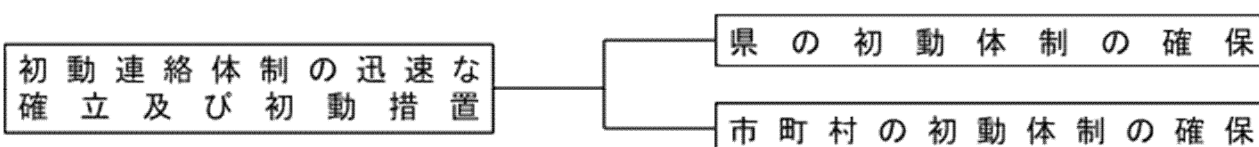
市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民等に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

このような場合において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。



第1 県の初動体制の確保

【実施責任：関係各課】

1 情報収集体制

県は、県内や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本県に対して対策本部設置の指定がない場合で、総括危機管理防災監が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、市町村及び関係機関との連絡体制を確保する。

2 危機対策本部体制

(1) 鹿児島県危機対策本部の設置

県は、県区域等及び周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合においては、「鹿児島県危機管理指針」に基づき「鹿児島県危機対策本部」（以下「県危機対策本部」という。）を直ちに設置する。

(2) 国等への連絡

県は、県危機対策本部を設置したときは、直ちに危機事象の発生及び県危機対策本部の設置について、消防庁を経由（県警察本部長において、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡するとともに、県議会へ連絡する。

(3) 関係機関との連携

県危機対策本部は、県警察、消防本部、第十管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて、当該危機事象に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

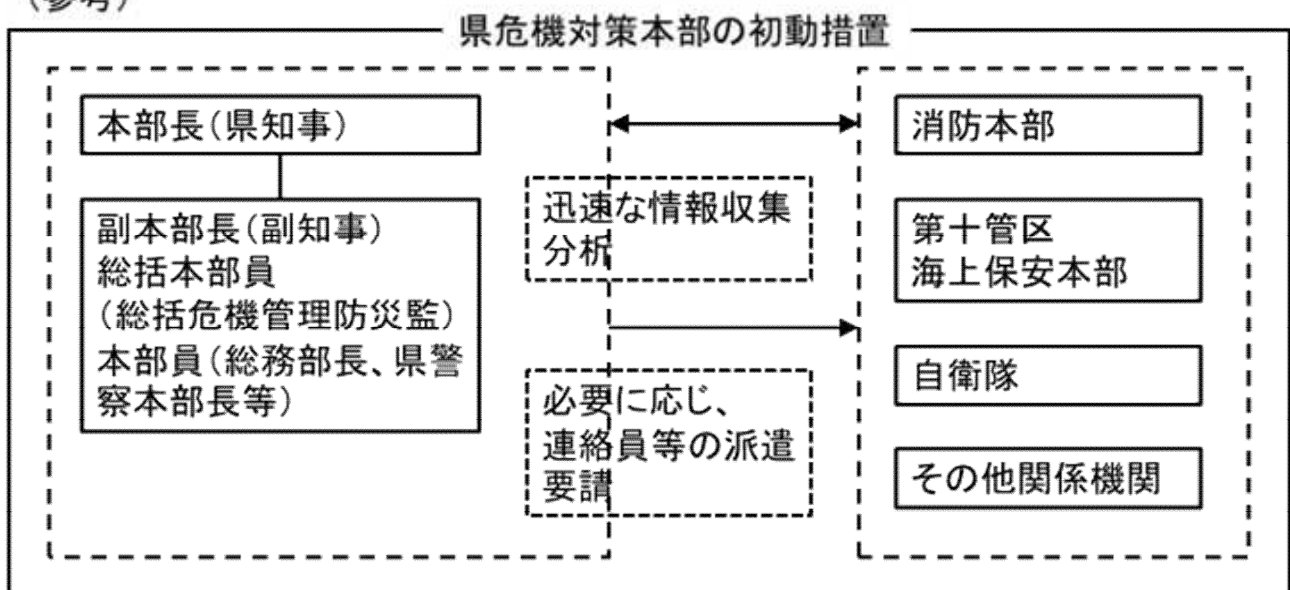
(4) 県危機対策本部における初動措置

- ① 県危機対策本部は、危機事象に応じて関係機関により講じられる消防法、警職法、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- ② 事態認定後においては、県危機対策本部体制において、退避の指示等の所要の国民保護措置を実施するほか、必要に応じ、本県に都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県の指定をするよう国に要請するなど、国民保護法に基づく各種措置を実施する。

(5) 国等への応援要請

県は、危機事象の対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

(参考)



3 県国民保護対策本部への移行

【実施責任：危機管理防災課】

県危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策本部は廃止する。（知事は、政府による事態認定が行われた場合、県対策本部の設置にかかわらず必要な国民保護措置を実施する。）

この場合において、県国民保護対策本部の設置前に災対法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2 市町村の初動体制の確保

【実施責任：市町村】

1 危機管理体制

市町村は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、県に準じ、「危機対策本部」等を設置するものとする。

2 県への連絡

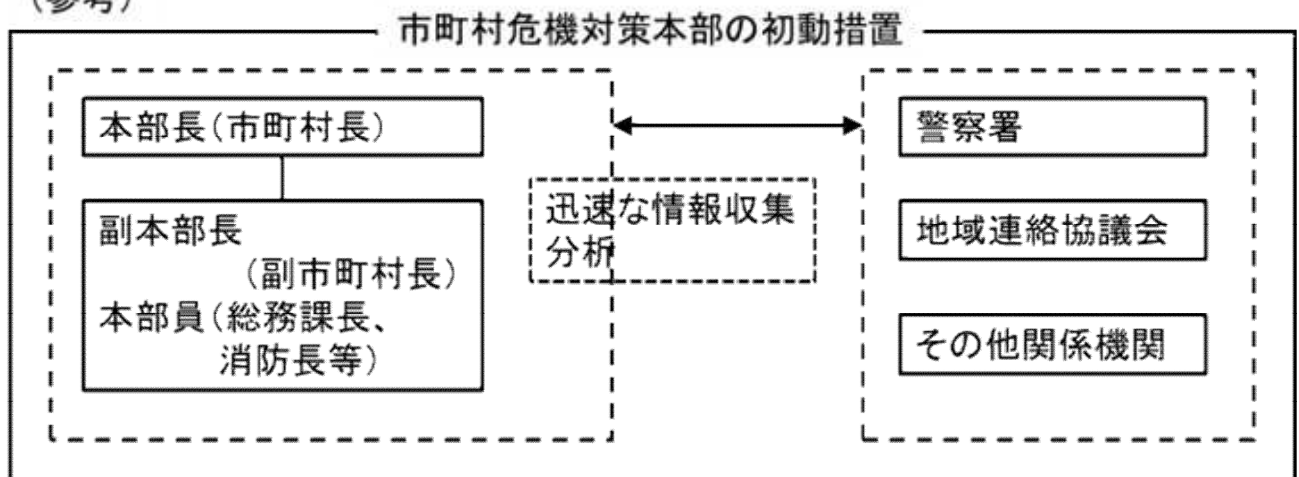
市町村は、把握した危機事象及び「危機対策本部」等の設置について、その旨を県（危機管理局）及び管轄の連協長等に報告するものとする。

3 市町村国民保護対策本部への移行

市町村が「危機対策本部」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村国民保護対策本部を設置し、「危機対策本部」等は廃止するものとする。

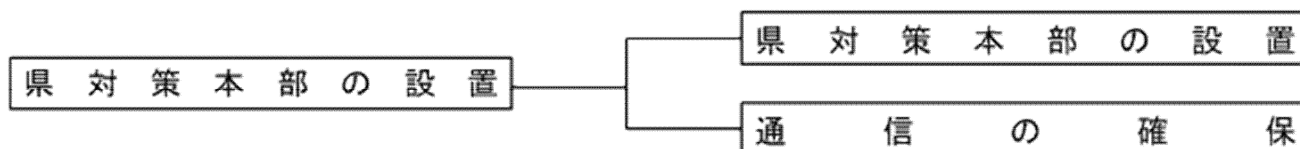
この場合において、市町村国民保護対策本部の設置前に災対法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

（参考）



第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。



第1 県対策本部の設置（法 27～30 関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 設置及び廃止基準（法 27①、30 関係）

知事は、次の場合に県対策本部を直ちに設置又は遅滞なく廃止する。

(1) 設置

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合

※ 知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。（法 26①関係）

県の区域内の市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。（法 26②関係）

(2) 廃止

内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けた場合

2 場所

県対策本部は、原則として災害対策本部室（行政棟 6 階）に設置する。

県庁舎が被災し、県庁舎内に設置できない場合は、鹿児島地域振興局本庁舎に設置する。

鹿児島地域振興局本庁舎が被災し、鹿児島地域振興局本庁舎に本部を設置できない場合には、県地域振興局本庁舎の中から被災状況を勘案して本部を設置する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と本部の設置場所について協議を行う。

3 県対策本部の組織（法 28 関係）

(1) 県対策本部の構成

- ① 県対策本部は、県対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長、総括危機管理防災監及び本部員で構成する。

本部長は、知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

本部員は、県教育長、県警察本部長及び各部局長をもって充てる。

なお、知事に事故や不測の事態があった場合には、副知事、総括危機管理防災監、総務部長及びあらかじめ指定された部長の順で知事に替わる意思決定を行う。

- ② 県対策本部に対策部を置き、各対策部のもとに、各課ごとの職員で構成される班を置き、その所掌事務は、表 3.2.1.1 に掲げるとおりとする。
- ③ 県対策本部に本部室を置き、その所掌事務は、表 3.2.1.2 に掲げるとおりとする。

(2) 県対策本部会議

- ① 対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、県対策本部会議を招集する。
- ② 県対策本部会議は、本部長、副本部長、総括危機管理防災監及び本部員をもって構成する。
- ③ 本部会議は、次の事項について協議・報告する。

ア 国の指示に関する事項

イ 県対策本部の国民保護措置の実施に関する事項

ウ 国、他都道府県、市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること

エ 市町村の被災状況及び国民保護措置の実施状況

オ 指定公共機関等との連携推進に関する事項

カ 国、他都道府県及び関係機関に対する応援要請に関する事項

キ その他、国民保護措置に関する重要な事項

4 本部長の権限（法 29 関係）

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整
- ② 国の対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 指定地方行政機関、指定公共機関に対する職員の派遣の求め
- ④ 防衛大臣に対する職員の本部会議への出席の求め
- ⑤ 国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
- ⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- ⑦ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

5 地方連絡部

県対策本部に地方連絡部を置き、東京地方連絡部長は東京事務所長をもって充てる。

地方連絡部の所掌事務は、表 3.2.1.3 に掲げるとおりとする。

6 支部

県対策本部に支部を置き、支部長は、地域連絡協議会長をもって充てる。

支部の設置は、本部長が指示する。

各支部の管轄区域等及び組織、所掌事務は、表 3.2.1.4 及び表 3.2.1.5 に掲げるとおりとする。

7 県現地対策本部(法 28⑧関係)

(1) 県現地対策本部の設置

知事は、避難住民の数が多地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

(2) 県現地対策本部の構成

県現地対策本部に、県現地対策本部長、現地対策本部員及び現地対策要員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 県現地対策本部の所掌事務

県対策本部の現地機関としての事務であって次に掲げるとおりとする。

ア 市町村対策本部との連絡調整

イ 避難に関すること

ウ 救援に関すること

エ 道路等必要な応急復旧対策の実施

オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集

カ ボランティアとの連携

キ その他、現地本部の役割を果たすために必要な事務

8 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、次のとおり県対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行うこと。

9 県対策本部開設の通知等

県は、県対策本部及び県現地対策本部を設置したときは、県議会に設置した旨を連絡する。

また、県対策本部及び県現地対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、次に掲げる機関に対し、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知する。

【通知先】

- ① 県内市町村及び消防本部
- ② 陸上自衛隊西部方面総監部
- ③ 海上自衛隊佐世保地方総監部
- ④ 航空自衛隊西部航空方面隊
- ⑤ 関係指定行政機関
- ⑥ 関係指定地方行政機関
- ⑦ 関係指定公共機関
- ⑧ 指定地方公共機関
- ⑨ その他の公共的団体

【資料2-1-⑦ 関係機関の連絡先（市町村）】

【資料2-1-② 関係機関の連絡先（指定地方行政機関、自衛隊等）】

【資料2-1-① 関係機関の連絡先（指定行政機関）】

【資料2-1-③ 関係機関の連絡先（関係指定公共機関）】

【資料2-1-④ 関係機関の連絡先（指定地方公共機関）】

【資料2-1-⑤ 関係機関の連絡先（九州・山口県の国民保護担当部署）】

【資料2-2-④ 関係機関の連絡先（公共的団体等）】

10 現地調整所

(1) 現地調整所の設置

- ① 知事又は市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、県警察、第十管区海上保安本部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認められるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

② 現地調整所は、災害（武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は県のうち、最も適切に対処し得る団体により設置されるものとする。但し、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、知事が設置するものとする。

③ 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。県又は市町村は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

(2) 現地調整所の活動

① 現地調整所の運営

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した県又は市町村の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行うものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集して、協議を行うものとする。

② 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

現地調整所における主な確認・調整事項は次に掲げるとおりとする。

ア 避難住民の誘導

イ 消防活動

ウ 被災者の救援（医療の提供、被災者の搜索及び救出等）

エ 汚染原因物質の除去又は除染

オ 警戒区域の設定、交通の規制

カ 応急の復旧

キ 広報

③ 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する主な情報は次に掲げるとおりとする。

ア 現地関係機関の活動に関する情報

・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）

・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による災害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋などの破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次被害の状況（危険性に係る情報を含む。）
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射線物質の量

ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

エ 活動の安全を確保するために必要な情報

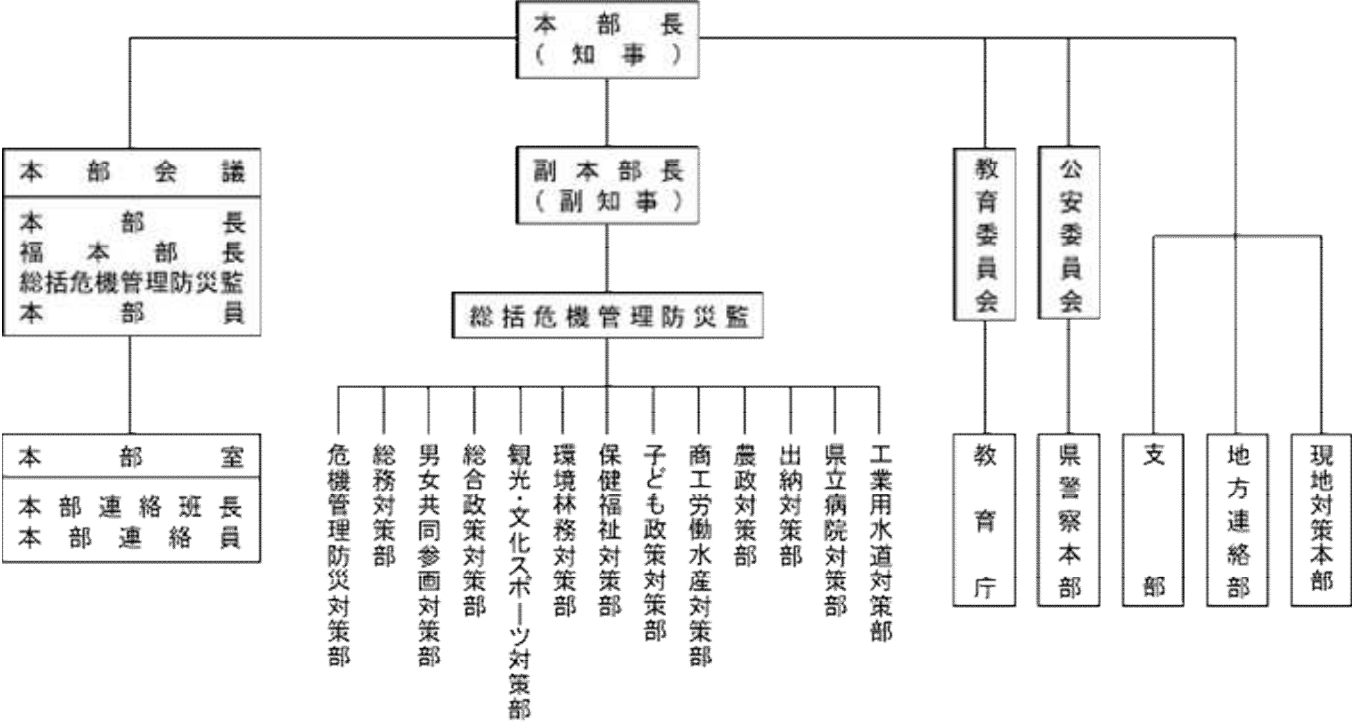
- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

(3) 各対策本部と現地調整所との連携

県又は市町村の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地対策本部を含む。以下同じ。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を県又は市町村の対策本部に対して報告するものとする。

この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

図 3.2.1.1 県国民保護対策本部組織図



- ※ 各対策部は、互いに連携するとともに、各対策部の要員は、状況に応じて必要な増員を行うことができる。
- ※ 緊急対処事態対策本部には、上記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置する。

表 3.2.1.1 県国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務

対 策 部	班 名	局・課 名	所 掌 事 務
危機管理防 災対策部 (危機管理 防災局長)	本部連絡班	危機管理防 災局	1 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4 警報の通知、緊急通報の発令、避難の指示及び退避の指示に関すること。 5 自衛隊の国民保護等派遣に関すること。 6 安否情報の収集及び提供に関すること。 7 被害状況の把握及び国への報告に関すること。 8 支部の国民保護事務に要する経費に関すること。 9 無線通信の運用及び保守に関すること。 10 緊急通行車両に関すること。 11 特殊標章等の交付等に関すること。 12 放射性物質に関すること。 13 都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関すること。 14 本部長が特に命じたこと。
総務対策部 (総務部 長)	秘 書 班	秘 書 課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	人 事 班	人 事 課	1 総務対策部の総括に関すること 2 武力攻撃災害時における人員の動員及び調整に関すること。 3 他県及び市町村に対する応援派遣に関すること。 4 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。
	広 報 班	広 報 課	1 広報に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること。
	学事法制班	学事法制課	1 県立短期大学及び私立学校（幼稚園を除く。）の武力攻撃災害の対策に関すること。 2 権利利益の救済に係る法制・訟務に関すること。 3 権利利益に関する文書の保存に関すること。
	市町村班	市町村課	1 り災市町村の行財政運営に対する助言に関すること。 2 市町村の応急復旧に要する資金に関すること。
	財 政 班	財 政 課	1 国民保護対策に必要な経費の予算措置に関すること。 2 県有財産の被害の調査に関すること。
	税 務 班	税 務 課	武力攻撃災害による県税の減免に関すること。
	総務事務班	総務事務セ ンター	1 職員の安全衛生管理に関すること。 2 職員の災害の補償に関すること。

			3 武力攻撃災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関すること。
男女共同参画対策部 (男女共同参画局長)	青少年男女共同参画班	青少年男女共同参画課	1 男女共同参画対策部の総括に関すること。 2 青少年男女共同参画課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	くらし共生協働班	くらし共生協働課	1 くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2 市町村が行う外国人に対する通訳への支援に関すること。 3 関係物資の価格需給動向の実態調査に関すること。 4 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関すること。
	人権同和対策班	人権同和対策課	他の班の応援に関すること。
総合政策対策部(総合政策部長)	総合政策班	総合政策課	1 総合政策対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。
	国際戦略班	国際戦略課	1 国際交流関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 2 外国人のり災状況調査等の支援に関すること。
	デジタル推進班	デジタル推進課	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	地域政策班	地域政策課	他の班の応援に関すること。
	離島振興班	離島振興課	他の班の応援に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1 公共交通機関の被害の調査に関すること。 2 輸送機関(県バス協会等)への要請に関すること。
	統計班	統計課	他の班の応援に関すること。
観光・文化スポーツ対策部(観光スポーツ部長)	PR観光班	PR観光課	1 観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 観光客の安否情報の収集に関すること。
	文化振興班	文化振興課	文化振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ・コンベンションセンター整備班	スポーツ・コンベンションセンター整備課	スポーツ・コンベンションセンター整備課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
環境林務対策部 (環境林務部長)	環境林務班	環境林務課	1 環境林務対策部の総括に関すること。 2 海上流出油災害対策に関すること。 3 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 4 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。

			5 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡にすること。 6 林業を営む者に対する武力攻撃災害の復旧に係る金融にすること。 7 部内各班の連絡調整にすること。
	廃棄物・リサイクル対策班	廃棄物・リサイクル対策課	1 ごみ、し尿など廃棄物の応急対策にすること。 2 回収油の処分についての連絡調整にすること。 3 廃棄物・リサイクル対策課関係施設の被害の調査及び対策にすること。
	自然保護班	自然保護課	1 野生生物の保護にすること。 2 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策にすること。
	環境保全班	環境保全課	有害物質による環境汚染状況の把握にすること。
	森林経営班	森林経営課	1 造林地等の被害の調査にすること。 2 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策にすること。
	かごしま材振興班	かごしま材振興課	1 林道の被害の調査及び応急措置にすること。 2 武力攻撃災害復旧用の木材の供給にすること。
	森づくり推進班	森づくり推進課	1 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置にすること。 2 県営林の被害の調査にすること。 3 林野火災にすること。 4 森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策にすること。
保健福祉対策部 (保健福祉部長)	保健医療福祉班	保健医療福祉課	1 保健福祉対策部の総括にすること。 2 保健所との連絡にすること。 3 保健・医療・福祉施設の被害状況の取りまとめにすること。 4 医療機関（医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示にすること。 5 り災者の医療救護及び助産にすること。 6 災害救護事務(死体の検案を含む。)にすること。 7 部内各班の連絡調整にすること。
	医師・看護人材班	医師・看護人材課	他の班の応援にすること。
	国民健康保険班	国民健康保険課	災害による国民健康保険の減免にすること。
	社会福祉班	社会福祉課	1 救援の総括にすること。 2 日本赤十字社との総合調整にすること。 3 義援金品にすること。 4 救援状況の報告にすること。 5 ボランティア活動の総合調整にすること。

	高齢者生き生き推進班	高齢者生き生き推進課	1 り災した高齢者の援護に関する事。 2 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の武力攻撃災害の応急対策に関する事。
	健康増進班	健康増進課	1 健康増進課所管の関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 2 保健所との連絡に関する事（人工透析患者及び在宅呼吸器使用の難病患者に関する事に限る。）。
	感染症対策班	感染症対策課	1 感染症予防に関する事。 2 感染症の発生状況等の調査及び報告に関する事。
	障害福祉班	障害福祉課	1 り災した障害者の援護に関する事。 2 障害福祉課所管の社会福祉施設の武力攻撃災害応急対策に関する事。
	生活衛生班	生活衛生課	1 飲食物の摂取制限に関する事。 2 動物の保護等に関する事。
	薬務班	薬務課	1 医薬品及び医療用資機材の調達に関する事。 2 血液の確保に関する事。 3 毒物及び劇物による危害防止対策に関する事。
子ども政策対策部 （子ども政策局長）	子ども政策班	子ども政策課	1 子ども政策対策部の総括に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	子育て支援班	子育て支援課	1 り災した妊産婦や乳幼児の援護に関する事。 2 子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の武力攻撃災害の応急対策に関する事。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1 り災した児童の援護に関する事。 2 り災した母子世帯及び父子世帯の援護に関する事。 3 子ども福祉課所管の社会福祉施設の武力攻撃災害の応急対策に関する事。
商工労働水産対策部 （商工労働水産部長）	商工政策班	商工政策課	1 商工労働水産対策部の総括に関する事。 2 商工労働水産関係の被害の調査及び報告に関する事。 3 部内各班の連絡調整に関する事。
	中小企業支援班	中小企業支援課	中小企業に対する武力攻撃災害の復旧に係る金融に関する事。
	産業立地班	産業立地課	産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関する事。
	販路拡大・輸出促進班	販路拡大・輸出促進課	販路拡大・輸出促進課の所掌事務関係の被害の調査に関する事。
	産業人材確保・移住促進班	産業人材確保・移住促進課	産業人材確保・移住促進課の所掌事務関係の被害の調査に関する事。
	外国人材政策推進班	外国人材政策推進課	外国人材政策推進課の所掌事務関係の被害の調査に関する事。
	雇用労政班	雇用労政課	雇用労政課所管の職業能力開発施設の武力攻撃の対策に関する事。

	エネルギー対策班	エネルギー対策課	エネルギー対策課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。
	水産振興班	水産振興課	1 漁業関係の被害の調査に関すること。 2 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 3 武力攻撃災害対策用船艇の調査及びあっせんに関すること。 4 水産業を営むものに対する武力攻撃災害の復旧に係る金融に関すること。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1 漁港施設等の被害の調査に関すること。 2 漁港施設等の復旧等応急措置に関すること。 3 緊急輸送施設の確保に関すること。
農政対策部 (農政部長)	農政班	農政課	1 農政対策部の総括に関すること。 2 農業関係の被害の調査及び報告に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。
	農村振興班	農村振興課	開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関すること。
	農業経済班	農業経済課	1 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関すること。 2 農家に対する武力攻撃災害の復旧に係る金融に関すること。
	経営技術班	経営技術課	1 農業関係の被害の調査に関すること。 2 農作物被害予防対策の確立及び普及に関すること。 3 農業開発総合センターの武力攻撃災害の対策に関すること。
	農産園芸班	農産園芸課	1 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関すること。 2 炊き出し用副食物のあっせんに関すること。 3 救助用食糧のあっせんに関すること。 4 農産物等の被害の調査に関すること。 5 農作物被害予防対策の確立及び普及に関すること。
	畜産振興班	畜産振興課	1 家畜及び家さん並びに畜産施設の被害の調査に関すること。 2 飼料及び畜産物に関すること。
	家畜防疫対策班	家畜防疫対策課	家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
	農地整備班	農地整備課	1 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関すること。 3 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。
	農地保全班	農地保全課	1 農地、農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関すること。 2 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関すること。

土木対策部 (土木部長)	監 理 班	監 理 課	1 土木対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	道 路 建 設 班	道路建設課	道路維持班の応援に関する事。
	道 路 維 持 班	道路維持課	1 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。 2 武力攻撃災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。 3 道路の応急措置に関する事。 4 緊急輸送道路の確保に関する事。 5 国の対策本部長が道路の利用指針を定める場合の意見聴取及び情報提供の求めへの対応に関する事。
	河 川 班	河 川 課	1 土木復旧事業の総括に関する事。 2 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関する事。 3 水位、流量その他の情報に関する事。 4 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。 5 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関する事。
	砂 防 班	砂 防 課	1 砂防関係事業に係る被害の調査に関する事。 2 砂防関係施設等の応急措置に関する事。
	港 湾 空 港 班	港湾空港課	1 港湾・空港施設の被害の調査に関する事。 2 港湾・空港施設の復旧等応急措置に関する事。 3 緊急輸送施設の確保に関する事。 4 国の対策本部長が港湾施設の利用指針又は飛行場施設の利用指針を定める場合の意見聴取及び情報提供の求めへの対応に関する事。
	都 市 計 画 班	都市計画課	1 公園、上下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事。 2 施行中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査及び対策に関する事。
出納対策部 (出納局長)	建 築 班	建 築 課	1 建築物の武力攻撃災害復旧の技術指導に関する事。 2 県営住宅の被害の調査及び対策に関する事。 3 武力攻撃災害を受けた建築物及び宅地の調査に関する事。 4 住宅関係の融資等の情報提供に関する事。 5 応急仮設住宅の建設（技術的事項）に関する事。 6 住宅の応急修理（技術的事項）に関する事。
	会 計 班	会 計 課	1 出納対策部の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。
	管 財 班	管 財 課	1 本部の応急設営に関する事。 2 武力攻撃災害時における本庁の施設の利用に関する事。 3 有線通信の運用及び保守に関する事。 4 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。

			5 国民保護事務のための車両に関すること。 6 武力攻撃災害対策用物品の調達に関すること。
県立病院対策部（県立病院事業管理者）	県立病院班	県立病院課	1 県立病院との連絡に関すること。 2 県立病院の被害の調査に関すること。 3 県立病院における安否情報の収集に関すること。
工業用水道対策部（工業用水道部長）	工業用水班	工業用水課	工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。

	班 名	課 名	所 掌 事 務
教 育 庁 (教育長)	総務福利班	総務福利課	1 教育対策部の総括に関すること。 2 被害の状況及び対策の取りまとめに関すること。 3 教職員の災害補償に関すること。 4 教職員の健康管理に関すること。 5 教職員等住宅の被害の調査に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。
	学校施設班	学校施設課	学校施設の被害の調査及び対策に関すること。
	教 職 員 班	教職員課	1 学校職員の被害状況の集約に関すること。 2 学校職員の動員及び調整に関すること。
	義務教育班	義務教育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2 授業に係る措置に関すること。 3 武力攻撃災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。
	高校教育班	高校教育課	1 生徒の避難その他の対策に関すること。 2 授業に係る措置に関すること。
	保健体育班	保健体育課	1 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。 2 社会体育施設の被害の調査に関すること。
	社会教育班	社会教育課	社会教育施設の被害の調査に関すること。
	文 化 財 班	文化財課	文化財の被害の調査及び対策に関すること。
	人権同和教育班	人権同和教育課	他の班の応援に関すること。
県 警 察 本 部	県警察本部内の各課及び各警察署		1 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 2 行方不明者の捜索及び死体の見分に関すること。 3 警報伝達の協力に関すること。 4 武力攻撃災害時における交通規制に関すること。 5 住民の避難誘導に関すること。 6 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、治安に関すること。

表 3. 2. 1. 2 本部室

所 属 班	担 当 職	所 掌 事 務
本 部 連 絡 班 長	危 機 管 理 防 災 課 長	総 括
本 部 連 絡 班	課長補佐、主幹又は係長のうちから班長が指名する者	全般の連絡
人 事 班	〃	総務対策部に関する事項の連絡
青少年男女共同参画班	〃	男女共同参画対策部に関する事項の連絡
総 合 政 策 班	〃	総合政策対策部に関する事項の連絡
P R 観 光 班	〃	観光・文化スポーツ対策部に関する事項の連絡
環 境 林 務 班	〃	環境林務部に関する事項の連絡
保 健 医 療 福 祉 班	〃	保健福祉対策部に関する事項の連絡
子 ど も 政 策 班	〃	子ども政策対策部に関する事項の連絡
商 工 政 策 班	〃	商工労働水産対策部に関する事項の連絡
農 政 班	〃	農政対策部に関する事項の連絡
監 理 班	〃	土木対策部に関する事項の連絡
会 計 班	〃	出納対策部に関する事項の連絡
県 立 病 院 班	〃	県立病院対策部に関する事項の連絡
工 業 用 水 班	〃	工業用水道対策部に関する事項の連絡

所掌事務の欄中の連絡とはおおむね次のとおりとする。

- 1 本部長等の命令及び指示の伝達連絡
- 2 本部会議と各対策部の連絡及び対策部相互の連絡調整
- 3 各対策部の関係被害報告の収集等

本部連絡員の留意事項

- 1 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 本部連絡員において措置することが困難な事項については、速やかに各対策部主管班長に連絡し、円滑な処理を図るものとする。

表 3. 2. 1. 3 地方連絡部の組織及び所掌事務

地 方 連 絡 部	地 方 連 絡 部 長	所 掌 事 務
東京地方連絡部	東 京 事 務 所 長	1 武力攻撃災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関すること。 2 武力攻撃災害関係の情報資料の収集調査及びこれらの速報に関すること。 3 関東方面における武力攻撃災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関すること。 4 その他武力攻撃災害関係の特に命じられた事項

表 3.2.1.4 県国民保護対策支部の管轄区域、支部長、班

支部の名称	管 轄 区 域	支 部 長	支 部 の 班 名
鹿児島支部	鹿児島市、日置市、 いちき串木野市、鹿児島郡	鹿児島地域 連絡協議会長	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班
南 薩 〃	枕崎市、指宿市、南さ つま市、南九州市	南 薩 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班
北 薩 〃	阿久根市、出水市、 薩摩川内市、薩摩郡、 出水郡	北 薩 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班
始良・伊佐 〃	伊佐市、霧島市、始 良市、始良郡	始良・伊佐 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班
大 隅 〃	鹿屋市、垂水市、曾 於市、志布志市、曾 於郡、肝属郡	大 隅 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班
熊 毛 〃	西之表市、熊毛郡	熊 毛 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班、屋久島事務所対策班
大 島 〃	奄美市、大島郡	大 島 〃	総務企画対策班、保健福祉環境対策班、農林 水産対策班、建設対策班、瀬戸内事務所対策班、 喜界事務所対策班、徳之島事務所対策班、沖永良 部事務所対策班

表 3.2.1.5 県国民保護対策支部の組織及び所掌事務

支部の名称	支 部 長	所 掌 事 務
各 支 部	地域連絡協議会長	- 武力攻撃災害の調査に関すること。 - 市町村情報の収集に関すること。 - 武力攻撃災害の対策に関すること。 - 各対策部への武力攻撃災害の報告に関すること。 - 対策本部との通報連絡に関すること。 - 各対策班及び関係機関との連絡調整に関すること。 - その他必要な国民保護事務に関すること。

第2 通信の確保

【実施責任：危機管理防災課、関係各課、市町村】

1 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線、インターネットの利用又は臨時回線の設定等により、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

※【主な通信機器】

- ・ 消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ・ 防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 地域衛星通信ネットワーク（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 県庁内LAN（県庁、合同庁舎等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・ インターネット
- ・ 電話、FAX など

2 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

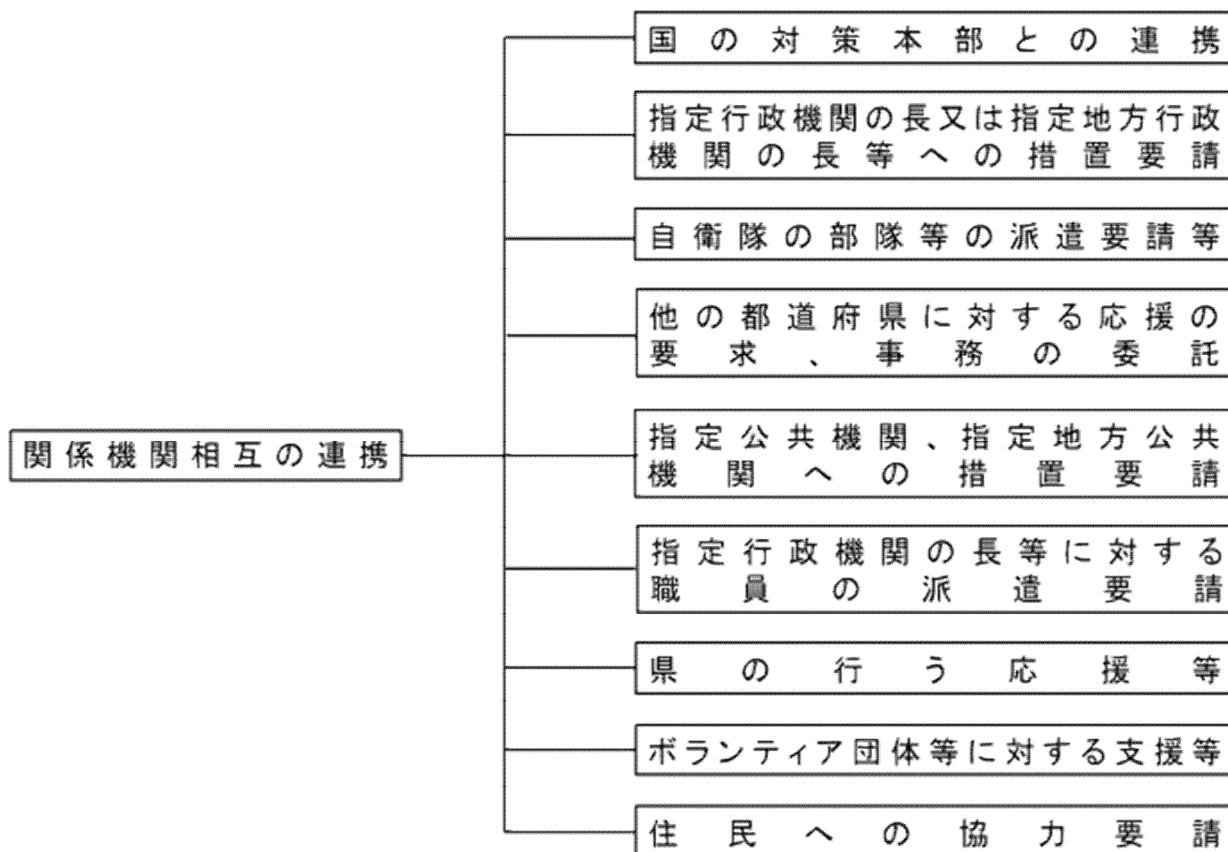
県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずる。

4 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 国の対策本部との連携（法3④関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 国の対策本部との連携

県は、消防庁等を通じ国の対策本部と密接な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

2 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

3 国の武力攻撃事態等合同対策協議会等との連携

県及び関係市町村は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急対処事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催したときは、県及び関係市町村の対策本部長又はその指名する県及び関係市町村の対策本部長を合同対策協議会に出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置等について相互に協力するものとする。

第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請（法 11④関係）

【実施責任：危機管理防災課、関係各課】

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長（以下「指定行政機関の長等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 市町村からの措置要請（法 16④、⑤関係）

県は、市町村から1の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長等への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法 15、令 3 関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 本部会議への出席要請（法 28⑥、⑦関係）

県対策本部長は、連絡調整等を行う必要があると認める場合には、防衛大臣に対して指定する職員を県対策本部会議に出席させるよう要請する。

2 国民保護等派遣の要請（法 15、20 関係）

(1) 知事は、主に①から④に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。（国民保護等派遣）

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 武力攻撃災害への対処
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 78 条）及び 知事の要請に基づく出動(同法第 81 条)）により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

第 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託（法 12①、13 関係）

【実施責任：危機管理防災課、関係各課】

1 他都道府県への応援要請(法 12①関係)

- (1) 県は、武力攻撃事態等により県内の広範囲な地域で被害が発生した場合や、他県から多数の避難住民を受け入れた場合など、本県のみで救援措置を行うことが困難と認められるなど必要があるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- (2) 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 60 条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては事後に）必要な事項を警察庁に連絡する。
- (3) 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

2 事務の一部の委託（法 13、令 1 関係）

- (1) 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ① 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ② 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

(2) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、その内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (法 21③関係)

【実施責任：危機管理防災課、関係各課】

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法 151～153 関係)

【実施責任：危機管理防災課、人事課、市町村】

1 職員の派遣要請

知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、次の機関の長等に対し、職員の派遣の要請を行う。

また、市町村長が職員の派遣を要請するときは、知事を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請することができる。

ア 「指定行政機関」

イ 「指定地方行政機関」

ウ 「特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）」

なお、県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 職員の派遣の要請手続き

知事は、下記に掲げる事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

3 職員の派遣のあっせん

知事は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、上記 1 の職員の派遣のあっせんを求める。

また、市町村長が職員の派遣のあっせんを求めるときは、知事を経由して国に対して行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接派遣要請することができる。

4 職員の派遣のあっせんの手続き

知事は、下記に掲げる事項を記載した文書をもって職員の派遣のあっせんを行う。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

5 市町村への派遣・派遣のあっせん

県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

また、県は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

第 7 県の行う応援等（法 12、16、21 関係）

【実施責任：危機管理防災課、関係各課】

1 他の都道府県に対して行う応援等（法 12①、13 関係）

(1) 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を県議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

2 市町村に対して行う応援等(法 16④、14、18 関係)

- (1) 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- (3) 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等(法 21②関係)

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8 ボランティア団体等に対する支援等 (法 4 ③関係)

【実施責任：危機管理防災課、社会福祉課、市町村】

1 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第 9 住民への協力要請（法 4 関係）

【実施責任：危機管理防災課、社会福祉課、消防保安課、保健医療福祉課】

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

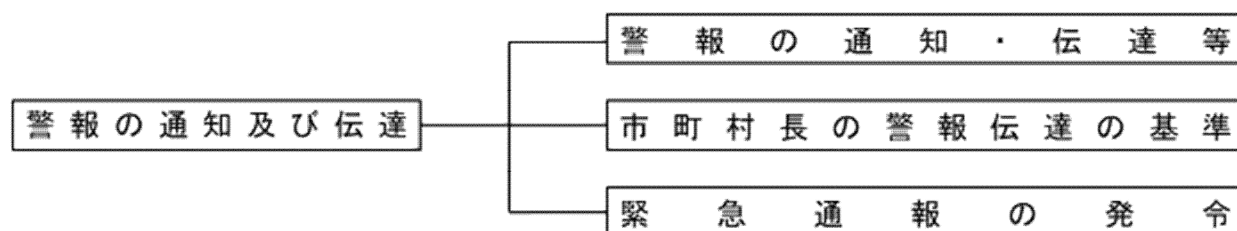
なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- ① 避難住民の誘導(法 70 関係)
- ② 避難住民等の救援(法 80 関係)
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置(法 115 関係)
- ④ 保健衛生の確保(法 123 関係)

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 警報の通知・伝達等 (法46関係)

【実施責任：危機管理防災課、広報課、指定公共機関等】

1 警報の通知

知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を防災行政無線、一斉FAX等により警報の内容を次の者に通知する。

【警報の内容】

① 武力攻撃事態等の現状及び予測

（例：航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測）

② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

③ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（例：県、市町村の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めることその他必要な事項）

【警報の通知先】

① 市町村及び消防本部

② 県の他の執行機関（教育委員会、人事委員会、公安委員会等）

③ 放送事業者その他の指定地方公共機関

④ 地域連絡協議会

⑤ その他関係機関

知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

市町村は、受信した場合には、その旨を直ちに県へ返信することとする。

知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

【資料 2-1-⑦ 関係機関の連絡先（市町村）】

【資料 2-1-⑧ 関係機関の連絡先（消防本部）】

【資料 2-1-④ 関係機関の連絡先（指定地方公共機関）】

【資料 2-1-⑥ 関係機関の連絡先（地域連絡協議会等（県の各機関））】

【資料 2-2-⑤ 関係機関の連絡先（その他の関係機関）】

2 国からの警報の受入方法

① 勤務時間内

危機管理防災課が受信するとともに、受信した旨総務省へ返信する。

② 勤務時間外

危機管理防災課の当直職員等が受信するとともに、受信した旨総務省へ返信し、その旨直ちに危機管理防災局長へ連絡する。

3 警報の放送（法 50 関係）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとされている。

4 警報の伝達等（法 48 関係）

県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。

【資料 2-2-① 関係機関の連絡先（多数の者が利用する施設等）】

5 警報の記者発表等（法 47③関係）

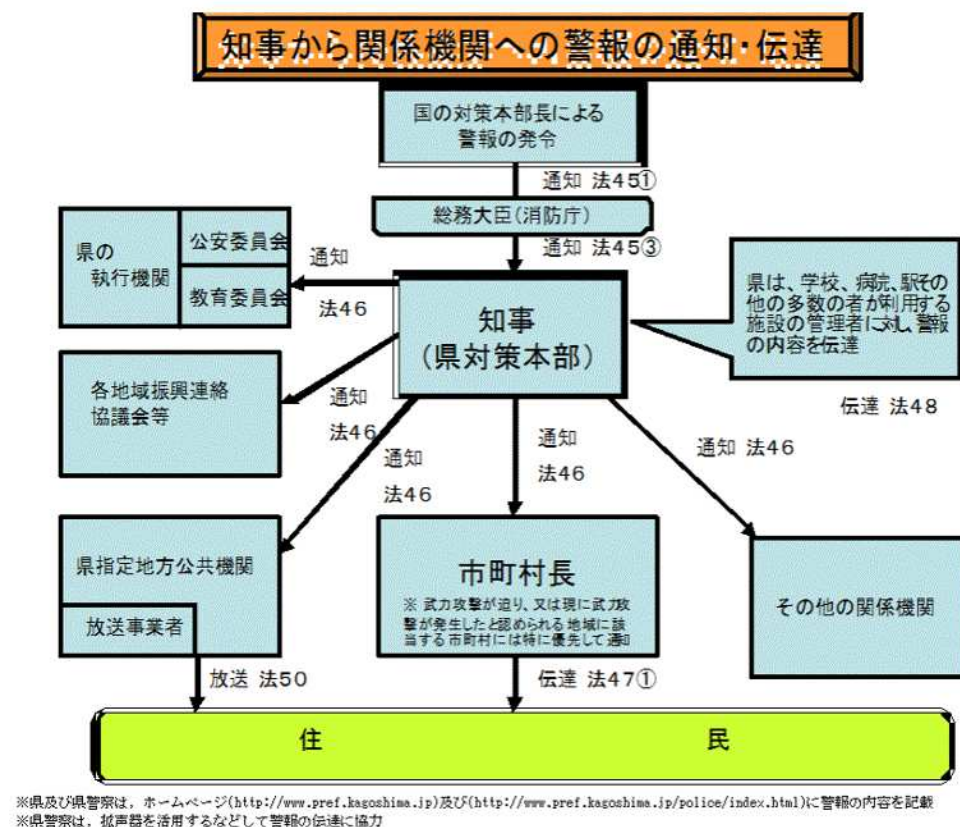
県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）及び県警察のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/police/index.html>）に警報の内容を掲載する。

県警察は、市町村と協力して、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

6 警報の解除の伝達（法 51 関係）

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。

※ 知事から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



第2 市町村長の警報伝達の基準 (法 47 関係)

【実施責任：市町村】

1 住民への伝達

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに次の者に通知の内容を伝達するものとする。

① 住民

② 関係のある公私の団体（市町村の実情に応じて定めておく自治会等）

なお、市町村は、市町村が所管する多数の者が利用する施設等の管理者に対しても、警報の伝達に努めることとする。

2 警報の伝達方法

現在、市町村が保有する伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会・自主防災組織・消防団等）を通じての伝達、広報車、市町村ホームページ及びFAX等）に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市

町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

3 警報の解除の伝達

武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

※国が定めた警報のサイレン：平成 17 年 7 月 6 日付け閣副安危第 281 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて（危機管理監決裁）の決定」通知で決定されたサイレン

第 3 緊急通報の発令（法 99 関係）

【実施責任：危機管理防災課、広報課、指定公共機関等】

1 武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令

- (1) 知事は、次の場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

- ① 武力攻撃災害が発生した場合

（例：武力攻撃に伴って火災が発生している場合）

- ② 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

（例：ダムや堤防の決壊等の危険が急迫している場合など）

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- (2) この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防本部等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう努める。

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- ① 武力攻撃災害の現状及び予測

(例：火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予測される水量など)

② 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(例：県・市町村等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めることなど)

※【緊急通報の内容の一例】

【鹿児島県A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、外出を控えるとともに、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の市町村の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、110番通報すること。

3 緊急通報の通知方法(法 100 関係)

知事は、緊急通報を発令した場合は、次の者に通知する。

- ① 市町村及び消防本部
- ② 県の他の執行機関（教育委員会、人事委員会、公安委員会等）
- ③ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ④ 地域連絡協議会
- ⑤ 関係指定公共機関

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、知事は、速やかに国の対策本部長にその内容を報告する。

【資料2－1－③ 関係機関の連絡先（関係指定公共機関）】

4 市町村長等による緊急通報の伝達

(1) 住民への伝達

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。

その手段は、第2「市町村長の警報伝達の基準」に準じる。

(2) 多数の者が利用する施設等の管理者への連絡

県及び市町村は、第1「警報の通知・伝達等」に準じて多数の者が利用する施設等の管理者へ対して、緊急通報を伝達することとする。

5 緊急通報の放送(法 101 関係)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

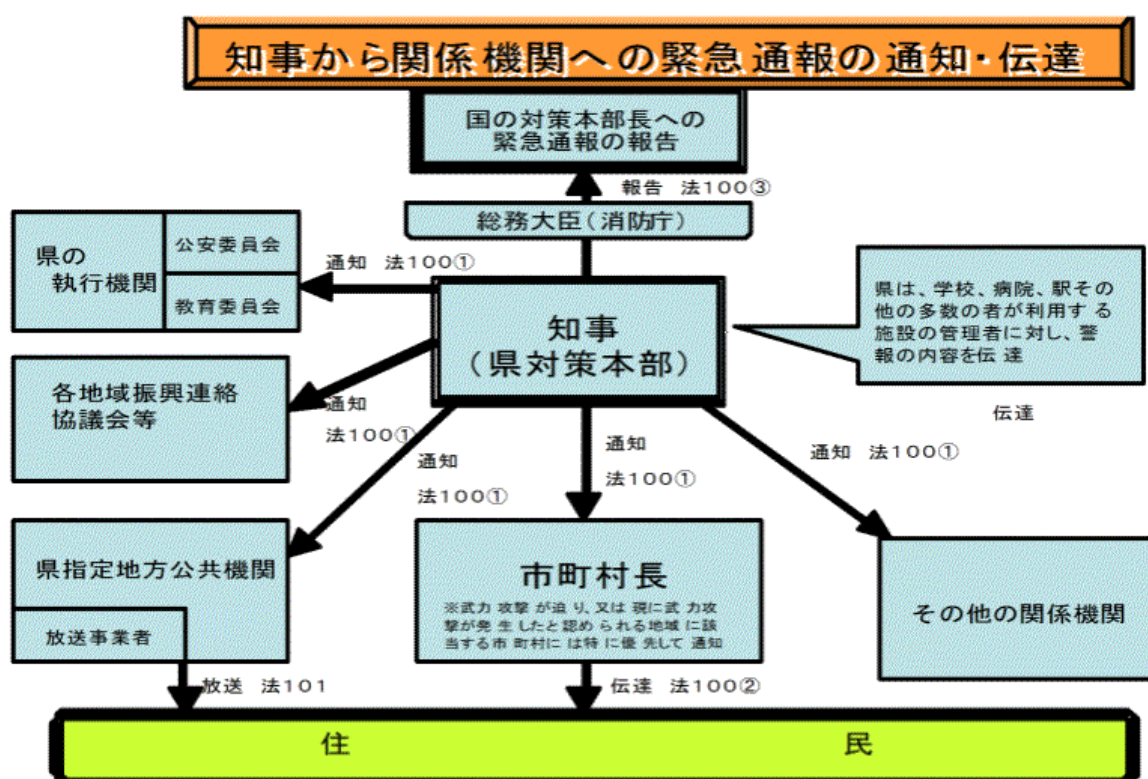
なお、放送事業者である指定公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとされている。

6 緊急通報の記者発表等

県は、緊急警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>) 及び県警察のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/police/index.html>) に緊急通報の内容を掲載する。

県警察は、市町村と協力して、緊急通報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

※ 知事から関係機関への緊急通報警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

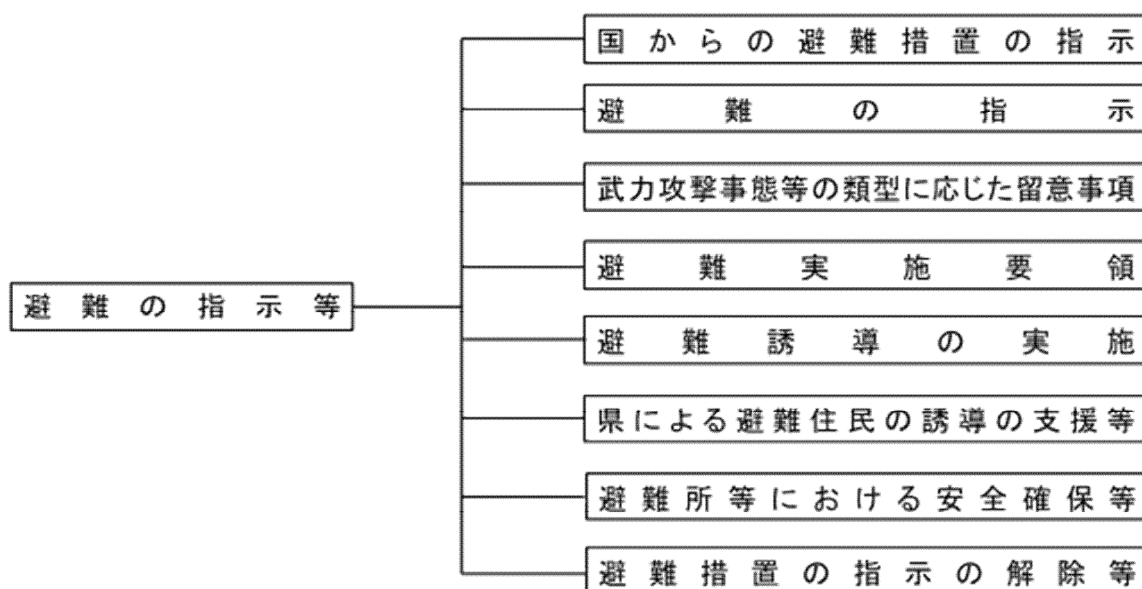


※県及び県警察は、ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)及び(<http://www.pref.kagoshima.jp/police/index.html>)に警報の内容を掲載

※県警察は、拡声器を活用するなどして警報の伝達に協力

第2節 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。



第1 国からの避難措置の指示（法 52、54 関係）

【実施責任：危機管理防災課、広報課】

1 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を防災行政無線、一斉FAX等により避難措置の指示の内容を次の者に通知する。

【避難措置の指示の内容】

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお、住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

【避難措置の指示の通知先】

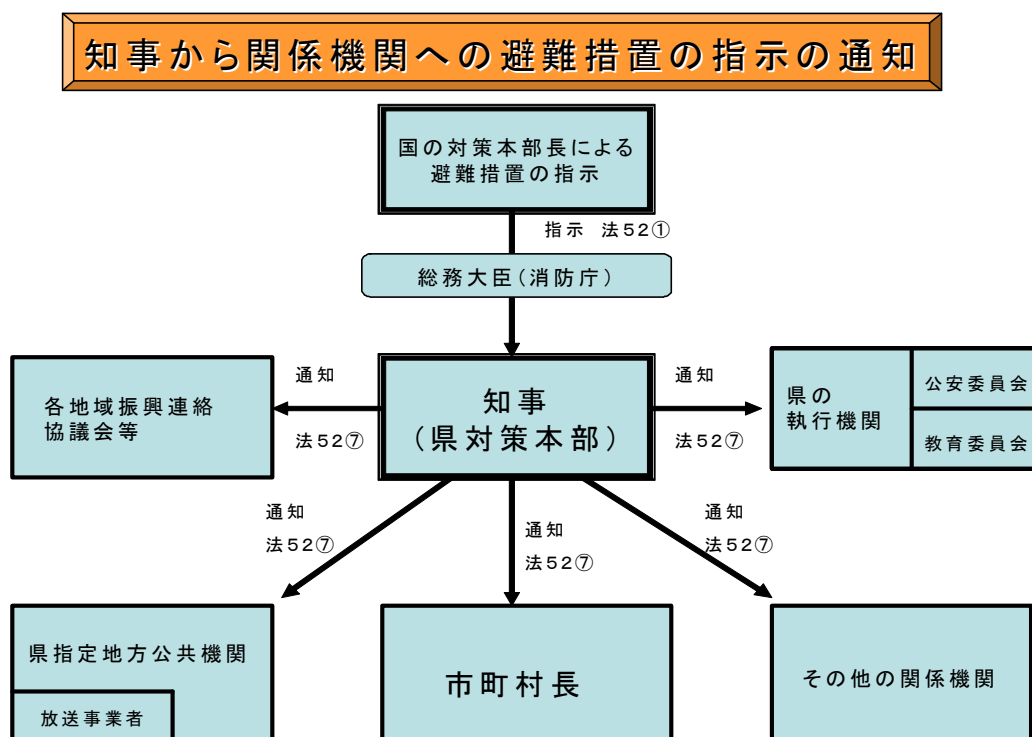
- ① 市町村及び消防本部
- ② 県の他の執行機関（教育委員会、人事委員会、公安委員会等）
- ③ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ④ 地域連絡協議会
- ⑤ その他関係機関

知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

2 国からの避難措置の指示の受入方法

国からの避難措置の指示の受入は、第1節の「警報の通知及び伝達」に準じて行う。

※ 知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



3 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

第2 避難の指示（法54関係）

【実施責任：危機管理防災課、指定公共機関等、市町村】

1 住民に対する避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに次の内容を示して避難すべき旨を指示する。

この場合において、知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民も避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。

- ① 要避難地域
- ② 避難先地域
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- ④ 主要な避難の経路
- ⑤ 避難のための交通手段
- ⑥ その他避難の方法

なお、知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

2 避難の指示に際しての調整事項

- (1) 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- (2) 避難のための運送手段の調整
 - ① 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - ② 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ③ 強風・波浪や積雪など気象状況の悪化において、避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- (3) 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ① 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
 - ② 道路の状況に係る道路管理者との調整
- (4) 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- (5) 国による支援の確認
 - ① 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ② 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ③ 防衛省への支援要請
- (6) 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- (7) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ② 国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応

(8) 動物の保護等に関する配慮

県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課の事務連絡）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 家庭動物等の保護収容及び所有者等への支援

(9) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

3 輸送手段・避難経路等の留意事項

(1) 輸送手段の確保

県は、地域の安全や周辺の交通事情を考慮するとともに、運送事業者等に対して次の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

- ① 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）
- ② 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路
- ③ 避難住民の人数

(2) 避難経路の決定

県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、国、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。

(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第 6 条第 4 項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

4 避難先地域の市町村長への通知

知事は、避難の指示をしたときは、避難先地域を管轄する市町村長に直ちに通知するとともに、受信確認を行う。

5 関係機関への通知

知事は、避難の指示の内容を次の者に通知する。

- ① 上記 1 の市町村以外の市町村及び消防本部

- ② 県の他の執行機関（教育委員会、人事委員会、公安委員会等）
- ③ 放送事業者その他の指定地方公共機関
- ④ 地域連絡協議会
- ⑤ 関係指定公共機関等
- ⑥ 避難先地域（県内に限る。）の避難施設の管理者

【資料 2－2－⑤ 関係機関の連絡先（避難施設）】

6 避難の指示の放送（法 57 関係）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送に当たっては、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

また、放送事業者である指定公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとされている。放送に当たっては、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとされている。

7 避難の指示の記者発表等

県は、避難の指示の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）及び県警察のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/police/index.html>）に避難の指示の内容を掲載する。

8 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、総務大臣（消防庁）を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

9 県の区域を越える住民の避難の場合の調整（法 58 関係）

- (1) 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - ① 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ② 避難の方法（輸送手段、避難経路） など
- (2) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- (3) 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

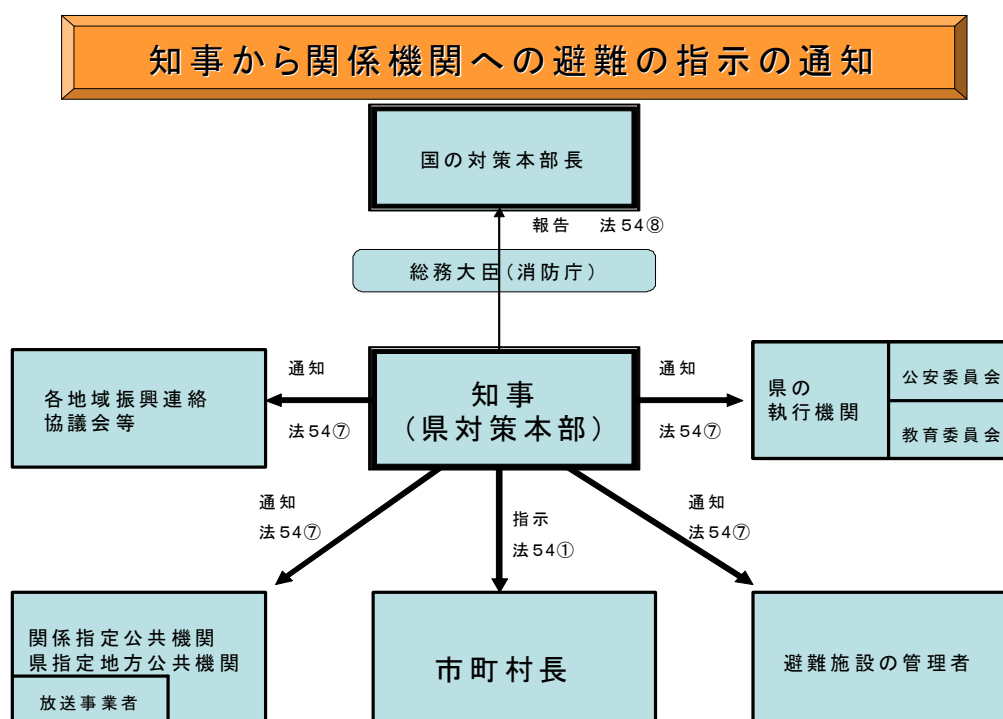
この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

- (4) 知事は、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

10 総務大臣の勧告等（法59②関係）

知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

※ 知事から関係機関への避難の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



※【基本的な避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

鹿児島県知事

○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難すること。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

○○港より船舶（○○運輸会社、フェリー○○）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

第3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

1 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、県は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- ② 県は、大規模かつ広域的住民避難に伴う混乱発生の防止に努め、県警察による交通規制を適宜実施するとともに、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保に努める。
- ③ 大規模な着上陸侵攻の場合の当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、県は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

なお、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難の指示を行う。

- ② 知事は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、第十管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。

また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）	
	鹿児島県知事 ○月○日○時現在
○ 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。	
○ A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。	
○ B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健康者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	

- ④ 知事は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避の指示をする。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J—ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

鹿児島県知事

○月○日○時現在

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。

- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

- 要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・・

４ 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

５ ＮＢＣ攻撃の場合

知事は、ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させたり、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用したり、マスク等を着けさせる等安全の措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

① 核攻撃等の場合

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、堅ろうな施設等に避難させ、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示を行い、その後、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

エ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の堅ろうな施設等に避難させる。

② 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は、可能な限り高所に避難させる。

第4 避難実施要領 (法 61 関係)

【実施責任：危機管理防災課、市町村】

県は、市町村国民保護計画の基準として、避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、以下のとおり定める。

1 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に次の事項を定めた避難実施要領を策定するものとする。

① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段、避難経路等)

② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係職員との調整方法等)

③ 避難の実施に関し必要な事項

(例：避難施設の名称・所在・連絡先などの避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等)

2 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

(例：集合後は、〇〇港で〇〇運輸㈱のフェリー〇〇に乗船し避難する。C市C港に到着し、C市及びC市職員の誘導に従って、バスでC市立C1高校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 観光客等への対応

観光客等の避難誘導を円滑に実施するために、観光関係の団体や宿泊施設等に協力を要請するなど、観光客等への対応方法を記載する。

(例：観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑩ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑪ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、そのための支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑫ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53) 担当○田×夫)

なお、参考までに避難実施要領のイメージは次のとおりである。

避難実施要領 (案)

鹿児島県 A 市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA 1地区の住民は、B市のB 1地区にあるB 市立B1 高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合： A市A 1地区の住民は、A市立A 1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B 1高校体育館に避難する。

鉄道の場合： A市A 1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B 1駅行きの電車で避難する。B市B 1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B 1高校体育館に避難する。

船舶の場合： A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発B市B 1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A 2地区の住民は、B市B 2地区にあるB市立B 2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 観光客等に対する避難誘導

観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男

T E L 0×-52××-××51（内線 ××××）

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

3 避難実施要領の通知及び伝達（法 61③関係）

市町村は、避難実施要領を定めたときは、当該市町村の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊及び関係する運送事業者である指定公共機関等に通知するものとする。

また、市町村長は、市町村防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。

第5 避難誘導の実施（法 62、63 関係）

【実施責任：市町村、危機管理防災課】

1 市町村による避難誘導の実施

市町村長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第 63 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を要請するものとする。

また、市町村長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努

めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

県警察は自らの判断で避難実施要領に沿って避難誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制、秩序の維持、車両、ヘリコプター等による情

報収集等の必要な措置を講ずるほか、市町村長からの要請に応じて必要な措置を講ずる。

なお、避難誘導を行う者は、避難に伴う混雑等から生じる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- ① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- ② 避難の流れに逆行する者

2 県管理施設における避難誘導

県管理施設の管理者は、市町村が定める避難実施要領に沿って住民の避難が円滑に行われるよう市町村と連携する。

3 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、あらかじめ定められた避難体制等にしたいがい、市町村の行う避難誘導に協力するよう努めるものとする。

4 多数の者が利用する施設等における避難誘導

多数の者が利用する施設等の施設管理者は、あらかじめ定められた避難体制等にしたいがい、市町村の行う避難誘導に協力するよう努めるものとする。

5 学校・教育施設等における避難誘導

学校及び教育施設の管理者は、児童生徒の避難誘導については、秩序が乱れて混乱することのないよう配慮し、市町村の行う避難誘導に協力するよう努めるものとする。

第6 県による避難住民の誘導の支援等（法 67 関係）

【実施責任：危機管理防災課、県警察、交通政策課】

1 市町村長の避難実施要領策定の支援（法 61 関係）

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・ヘリコプター等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

3 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助(法 67①、④関係)

県は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。

市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

4 広域的見地からの市町村長の要請の調整(法 63②、③関係)

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した時には、それらの優先順位等について市町村長からの要請を調整する。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

5 市町村長への避難誘導に関する指示(法 67②、③関係)

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われないときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

6 国及び他の地方公共団体への支援要請(法 11④、12 関係)

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応(法 68 関係)

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた

場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

8 避難住民の運送の求めに係る調整(法第 71、72、73②～④関係)

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

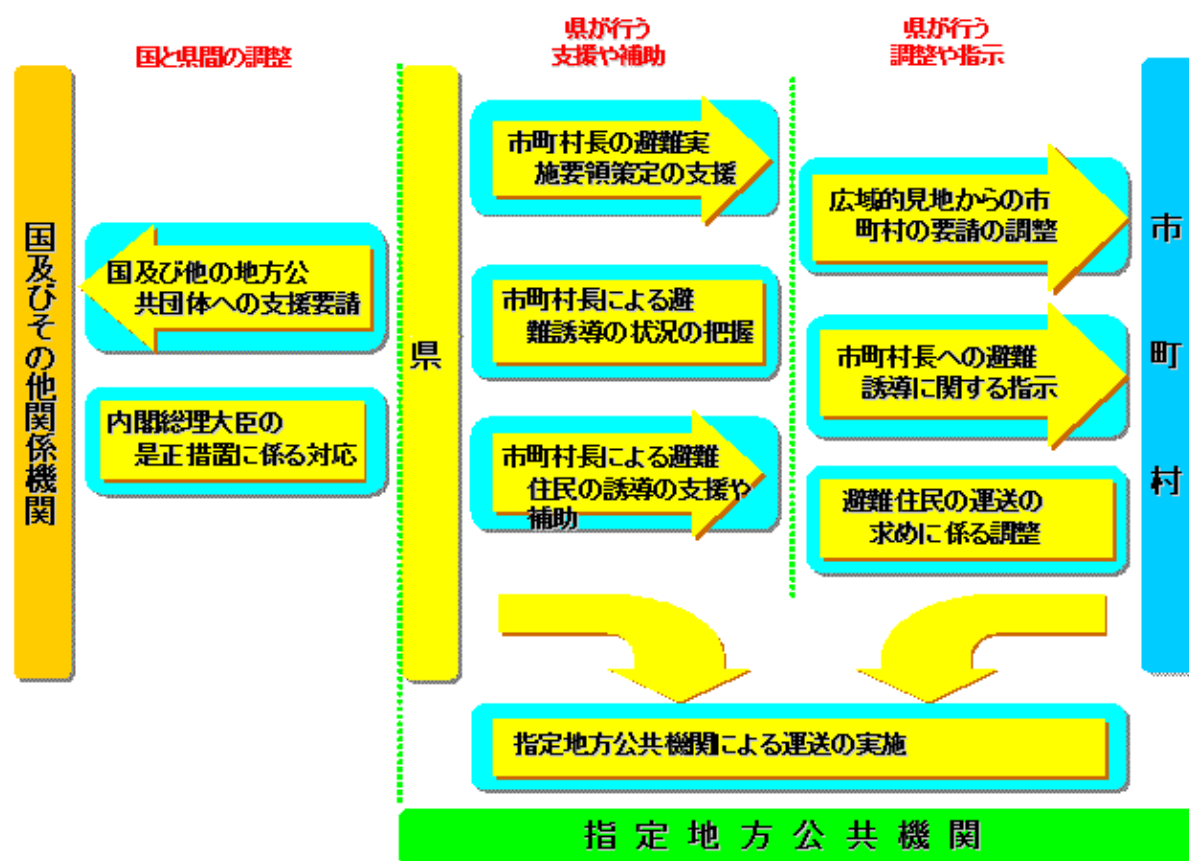
9 指定地方公共機関による運送の実施(法 71②関係)

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

※ 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



第7 避難所等における安全確保等

【実施責任：県警察】

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努める。

また、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。

さらに、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第8 避難措置の指示の解除等（法 55 関係）

【実施責任：危機管理防災課、市町村】

1 避難措置の指示の解除の通知

知事は、国の対策本部長から、要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除した旨の通知を受けたときは、避難措置の指示の場合に準じて、解除の通知を行う。

また、避難の指示を解除したときは、国の対策本部長に報告する。

2 避難措置の指示の解除に伴う措置

(1) 県の措置

県は、避難措置の指示の解除に伴い、市町村長が行う避難住民の復帰について、避難の場合に準じて適切な支援を行う。

(2) 市町村の措置

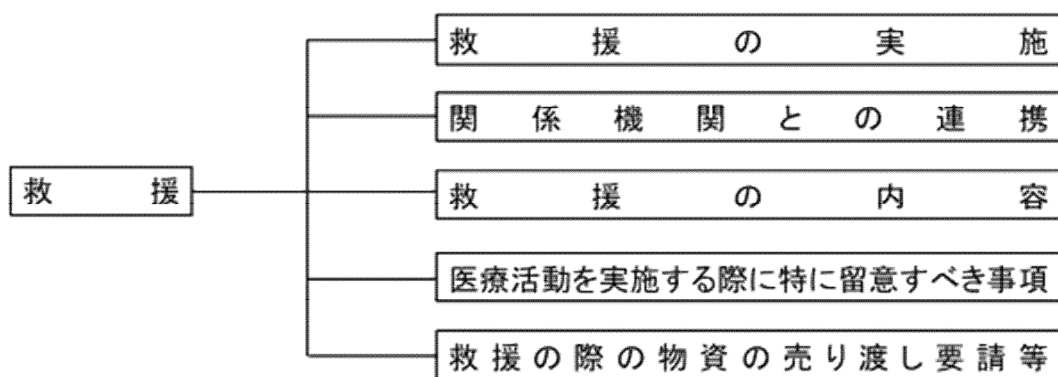
市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

【参考】避難の実施体制（法 52、54、61～64 関係）

事項 区分	実施責任者	内 容	実 施 の 基 準
避難措置の指示	国の対策本部長	- 要避難地域の指示 - 避難先地域の指示 - 関係機関が講ずべき措置の概要の指示	住民の避難が必要であると認めるとき
避難の指示	知 事	- 要避難地域の指示 - 避難先地域の指示 - 関係機関が講ずべき措置の概要の指示 - 主要な避難経路の指示 - 避難のための交通手段の指示 - その他の避難の方法の指示	- 国の対策本部長が避難措置の指示をしたとき - 知事が自ら当該避難地域の近接地域の住民も避難させることが必要であると認めるとき
避難住民の誘導	市町村長	- 上記避難の指示の伝達 - 避難実施要領の策定（避難の経路）（避難の手段）（避難の手順）（避難住民の誘導の実施方法）（関係職員の配置）（その他避難、誘導に必要な事項） - 避難実施要領の内容の伝達及び通知	知事が住民に対し避難の指示をしたとき
	市町村の職員 消防団員	- 避難住民の誘導 - 警告、指示	市町村長が避難誘導を実施するとき
	消防吏員	- 避難住民の誘導 - 警告、指示 - 立入禁止、退去の措置 - 道路上の車両等の除去	- 市町村長が避難誘導を実施するとき - 警察官又は海上保安官がその場にいないとき
	警察官	- 避難住民の誘導 - 警告、指示 - 立入禁止、退去の措置 - 道路上の車両等の除去	- 市町村長の要請があったとき - 知事の要請があったとき
	海上保安官	- 避難住民の誘導 - 警告、指示 - 立入禁止、退去の措置 - 航路障害物の除去等	- 市町村長の要請があったとき - 知事の要請があったとき
	自衛官	- 避難住民の誘導 - 警告、指示 - 立入禁止、退去の措置 - 道路上の車両等の除去	- 市町村長が要請があったとき - 知事の要請があったとき - 警察官又は海上保安官がその場にいないとき

第5章 救援

県は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法等について、以下のとおり定める。



第1 救援の実施

【実施責任：保健福祉部、県立病院局、危機管理防災局、関係部局、指定公共機関等、市町村】

1 救援の実施（法 74、75 関係）

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 福祉サービスの提供
- ⑤ 被災者の搜索及び救出
- ⑥ 死体の搜索及び処理
- ⑦ 埋葬及び火葬
- ⑧ 電話その他の通信設備の提供
- ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町村による救援の実施に係る調整（法 76、令 11 関係）

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援

を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知し、その旨を公示する。

第2 関係機関との連携

【実施責任：保健福祉部、危機管理防災局、関係部局、指定公共機関等】

1 国への要請等（法 87 関係）

県は、救援を行うに際して必要と判断した場合は、国に対して、物資及び資材の供給や専門職員の派遣等、必要とする具体的な支援内容を示して支援を求める。

また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

2 他の都道府県知事に対する応援の求め（法 12 関係）

県は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。

この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

3 市町村との連携（法 76②関係）

第1の2において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

4 事業者との連携

県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

5 日本赤十字社との連携（法 77③関係）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。

この場合には、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）における実務に準じた手続により行う。

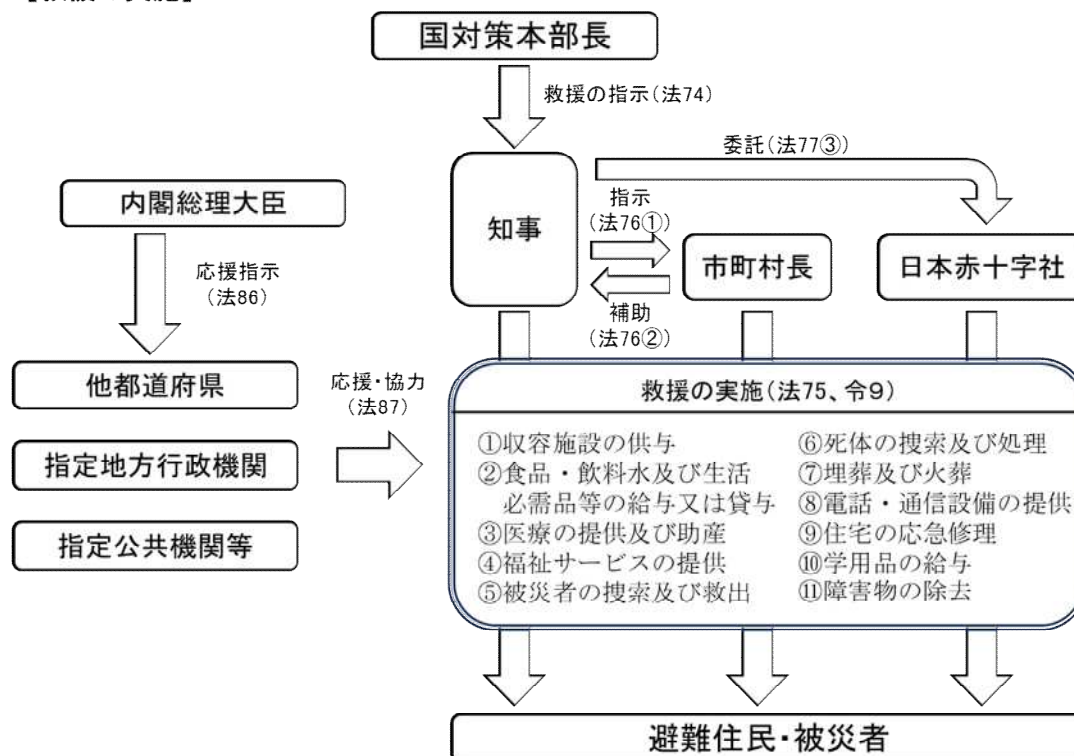
6 緊急物資の運送の求め等（法 79①関係）

知事が運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2節第6の8に準じて行う。

7 指定地方公共機関による緊急物資の運送（法 79②関係）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2節第6の9に準じて行う。

【救援の実施】



第3 救援の内容（法 75、令 9 関係）

1 救援の内容

(1) 収容施設の供与

【実施責任：危機管理防災課、建築課、
廃棄物・リサイクル対策課、市町村】

県及び市町村は、武力攻撃災害時における被災者、避難者を保護し、その一時的な居住の安定を図るため避難所を開設し、その適正な管理、運営を行う。

また、武力攻撃災害により、住家を失った住民に対し、応急仮設住宅を供与する。

① 避難所の開設

県は、速やかに提供対象人数と世帯数を把握し、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。施設が不足する場合には、野外に仮小屋や天幕を設置し対応する。

避難所においては、避難所管理運営マニュアル(仮)に基づき、仮設トイレの設置や清掃・消毒等を行い、生活環境を常に良好なものにする。また、避難の長期化等必要に応じて避難住民等のプライバシーの確保に配慮する。

② 応急仮設住宅等の建設

県は、市町村と連携して、武力攻撃災害の規模や種別に応じ、応急仮設住宅の建設を行う。

また、措置を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの指示により市町村長が行うものとする。

【「収容施設の供与」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握）
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請）
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

【実施責任：危機管理防災局、農産園芸課、生活衛生課、上下水道室、市町村】

県は、避難住民等の生活のために必要な食品、飲料水、生活必需品を確保し、円滑に支給できるよう、調達、供給体制の確立を図る。

① 必要な物資の把握

県は、市町村からの報告により、避難所において必要な食品・飲料水及び生活必需品等の物資についての情報を把握する。

② 物資の調達及び供給

食品、飲料水、生活必需品について、県は、乳幼児、高齢者等への適切な物資の供給に配慮し、市町村と連携して、調達、供給を実施する。

備蓄物資での供給では十分でない場合、あらかじめ締結した協定に基づく流通備蓄により、必要な物資の確保に努める。

飲料水について、県は、市町村が行う応急給水に対し、水質の確認等の措置を行う。

③ 運送の要請

県は、運送事業者である指定公共機関等に、集積場所及び避難所への物資の運送を要請する。物資の運送経路については、避難経路の状況等を考慮して定める。

また、県警察は、必要に応じ、輸送路の交通の混乱の防止のため、交通規制を行う。

【「食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

【実施責任：保健医療福祉課、薬務課、健康増進課、県立病院局、市町村】

県は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や、既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合に、必要に応じ臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。

① 救護班の編成

県は、被災状況についての情報を収集し、利用可能な医療施設を確認する。
また、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日本赤十字社県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの救護班の出動を要請する。

② 救護所の設置

県は、必要に応じ避難所等に救護所を設置し、応急医療体制を確保する。
傷病者が多数発生した場合には、関係医療機関に協力を求める。

③ 医薬品・医療用資機材の調達

県は、医療活動に必要な資機材についての要請があった場合には、備蓄している医薬品・医療用資機材・NBC対応資機材を救護所等に輸送する。

④ 避難住民等の健康状態の管理

県は、市町村と連携し、避難所における避難住民等の心身の健康状態の管理を行う。高齢者や障害者等については、特に配慮し、福祉避難所への入所など必要な措置を行う。

【「医療の提供及び助産」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・ 避難住民等の健康状態の把握
- ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 福祉サービスの提供

【実施責任：高齢者生き生き推進課、障害福祉課、子育て支援課、市町村】

県は、避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする、高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対し、市町村や関係機関等と連携し、福祉サービスを提供するため、必要な措置を行う。

【「福祉サービスの提供」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握
- ・ これらの者からの相談対応
- ・ これらの者に対する避難生活上の支援
- ・ 福祉避難所の設置
- ・ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請

(5) 被災者の搜索及び救出 【実施責任：危機管理防災局、県警察、市町村】

県は、市町村とともに収集した被災状況の情報を基に、県警察、消防機関及び自衛隊・第十管区海上保安本部等の関係機関と連携して、武力攻撃災害による被災者の搜索・救助を行う。

市町村においては、自主防災組織とも連携し活動するものとする。

【「被災者の搜索及び救出」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 被災者の搜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(6) 死体の搜索及び処理 【実施責任：危機管理防災局、県警察、市町村】

県は、県警察や消防機関と連携し、武力攻撃災害による死体の搜索活動を実施し、その適切な処置を行う。

① 死体の搜索・収容

県は、市町村とともに収集した被災状況の情報を基に、県警察、消防機関及び自衛隊・第十管区海上保安本部等の関係機関と連携して、死体の搜索・収容を行う。

② 遺体の処理

収容した遺体は、県警察の検視、医師による検案終了後に、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、県警察等と連携して遺族に引き渡す。遺体の識別や身元究明に長期間を要する場合は、遺体収容所に一時保存する。

【「死体の搜索及び処理」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所（原則既存の建物）の確保

- (7) 埋葬及び火葬 【実施責任：生活衛生課、危機管理防災課、県警察、市町村】
県は、市町村とともに、墓地、火葬場等の関連施設の情報を収集し、遺体の埋葬、火葬を実施する。

① 情報の把握

県は、市町村とともに遺体の数、墓地の埋葬可能数及び火葬場の処理能力等を把握し、埋葬、火葬の時期及び場所を決定する。

② 埋葬、火葬の実施

県・市町村は、関係機関等と連携し、墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制を確保し、埋葬、火葬を実施する。

【「埋葬及び火葬」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ 鹿児島県広域火葬計画を踏まえた対応（市町村が平常時使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合）
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例）

- (8) 電話その他の通信設備の提供 【実施責任：危機管理防災課、市町村】

県は、避難施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握し、指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話、その他の通信手段の設置を行う。その際はインターネット等も活用し、聴覚障害者への対応に配慮する。

【「電話その他の通信設備の提供」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応
- ・ 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請

- (9) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

【実施責任：建築課、危機管理防災課、市町村】

県は、市町村と連携して、修理が必要な住居等についての情報を収集し、自己の資力では応急修理できない者に対し、日常生活に欠くことのできない部分につ

いて、必要最小限度の応急修理を行う。措置を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの指示により、市町村長が行うものとする。

【「武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ・ 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請

- (10) 学用品の給与 【実施責任：学事法制課、危機管理防災課、教育庁、市町村】
県は、武力攻撃災害により、学用品を喪失、損傷した児童生徒に対し教科書、文房具、通学用品を支給する。

① 被災児童生徒の把握

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、被災した児童生徒の情報収集を行い、不足する学用品について把握する。

② 学用品の調達

教科書については、県教育委員会が教科書特約供給所から調達し、文房具・通学用品等については、市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達し、被災した児童生徒に支給を行う。

【「学用品の給与」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保
- ・ 教科書等の給与に係る国等への支援要請

- (11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

【実施責任：危機管理防災課、市町村】

県は、武力攻撃災害によって住宅やその周辺に運ばれた障害物により、居住できない住居等についての情報を収集し、自己の資力では除去できない場合に、必要最小限の範囲で除去を行う。

【「武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の実施に際し留意すべき事項】

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

2 救援の基準、期間（法 75③、令 10 関係）

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

救援の期間は、救援の指示があった日または救援を開始した日から、内閣総理大臣が定める日までとする。

【資料 4－1－① 救援の程度及び基準】

第 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

【実施責任：保健医療福祉課、健康増進課、薬務課】

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

1 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ① 医療関係者からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの所要の防護措置を講じた上で、被ばく医療活動を行う。
- ② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもとで、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を行う。

2 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のための適切な処置を行う。また、必要に応じ、医療関係者等へのワクチンの接種などの防護措置を行う。
- ② 国からの協力要請に応じて救護班を編成し、医療活動を行う。

3 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて救護班を編成し、医療活動を行う。

第 5 救援の際の物資の売渡し要請等（法 81～85 関係）

1 救援の際の物資の売渡し要請等

【実施責任：保健医療福祉課、薬務課、危機管理防災課】

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とす

る者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

- ② 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑦ 医療の要請及び指示

これらの措置は、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることとする。特に、特定物資の収用や保管命令、土地等の使用を行うにあたっては、必要な事項を記載した公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

知事は、必要がある場合には、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売渡しの要請、収用、保管命令を、知事に代わって行うことを要請する。

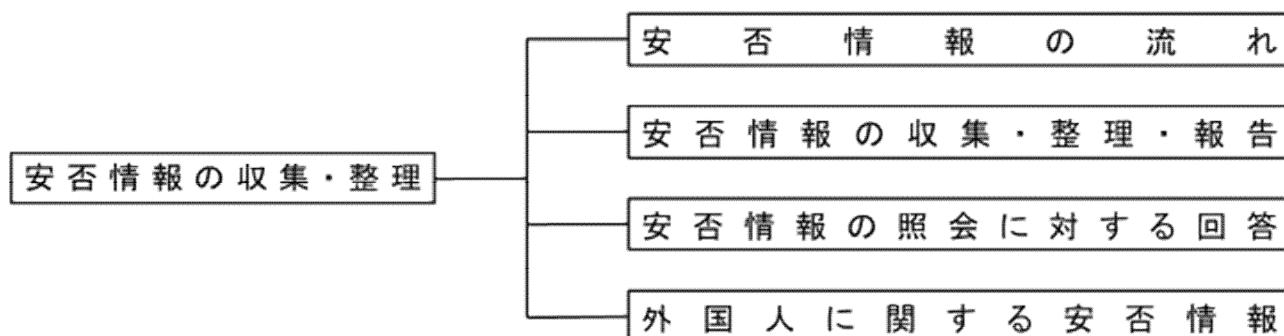
【資料 6－2－③ 公用令書様式】

2 医療の要請等に従事する者の安全確保 【実施責任：保健医療福祉課】

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

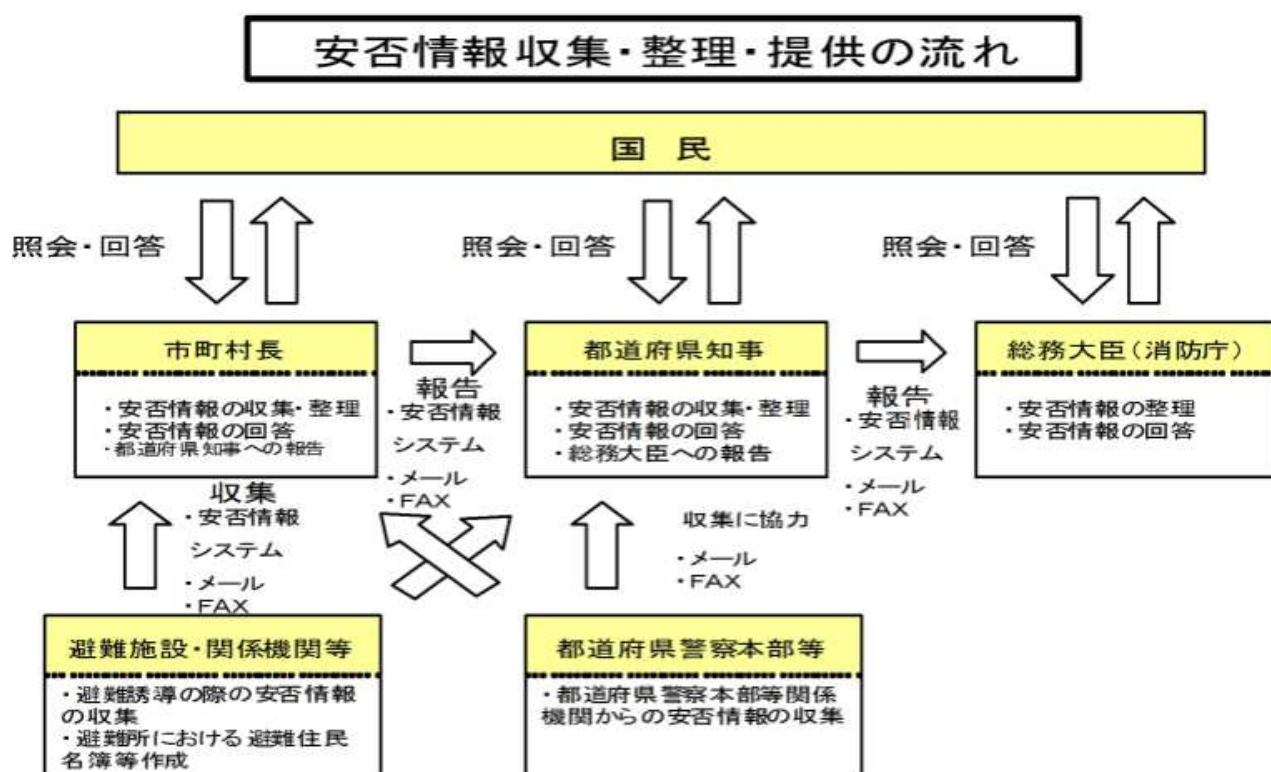
第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供に当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮しながら行うものとする。安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。



第1 安否情報の流れ (法 94、95、令 23、24 関係)

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※安否情報システム: 国(総務省、消防庁)が運用する「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」

1 安否情報システムの利用

県及び市町村は、安否情報の収集・提供事務を行うに当たっては、消防庁が示した「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」に基づき、原則として消防庁が運用している「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システムという。」）」を利用するものとする。

2 安否情報の収集項目

(1) 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 現在の居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 安否情報の回答等についての希望等
 - ア 親族・同居者への回答の希望
 - イ 知人への回答の希望
 - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

(2) 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑪ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑫ 遺体が安置されている場所

第2 安否情報の収集・整理・報告（法 94、令 25 関係）

【実施責任：危機管理防災課、県警察、指定公共機関等、市町村】

1 安否情報の収集

県は、開設した避難施設等において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察、指定公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

2 関係機関による収集

(1) 市町村

市町村は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷又は死亡した住民についての安否情報を収集し、整理に努めるとともに、県対策本部に報告を行うものとする。

収集については、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 県警察

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 指定公共機関等

運送事業者、医療機関、報道機関等の指定公共機関等は、県からの照会に応じ、各機関の業務の範囲内で、それぞれの自主的な判断に基づき、安否情報の収集への協力を行うものとされている。

3 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

4 安否情報の報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより消防庁に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：

担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 「◎出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「◎国籍」欄は日本国籍を有しない者限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「◎真実または疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「◎現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ◎から◎の希望又は同意欄には、安否確認の提供に係る希望又は同意について「有」と「無」と記入します。この場合において、当該希望又は同意について特約の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

第3 安否情報の照会に対する回答 (法 95、令 26 関係)

【実施責任：危機管理防災課、市町村】

1 安否情報の照会の受付

- (1) 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

※様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所）		
氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係及び近隣住民）であるため。 ③ その他（ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

2 安否情報の回答

- (1) 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。

当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を速やかに回答する。

- (2) 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- (4) 市町村による安否情報への照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
氏 名	
フリガナ	
出生の年月日	
被 男 女 の 別	
照 住 所	
会 国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
者 その他個人を識別 するための情報	
現 在 の 居 所	
負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 外国人に関する安否情報（法 96 関係）

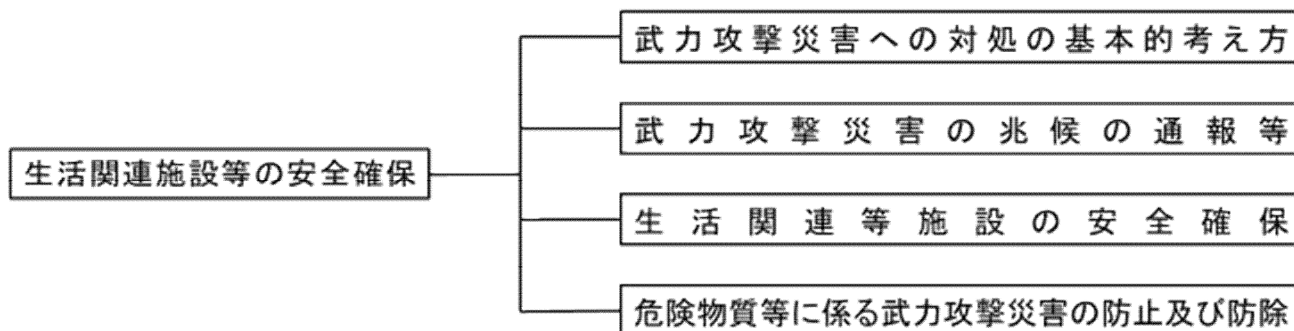
【実施責任：危機管理防災課】

日本赤十字社は、外国人に関する安否情報について、収集、整理、照会に関する回答を行うことから、県は日本赤十字社県支部の要請があったときは、第3の2及び3と同様に個人の情報の保護に配慮しつつ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害への対処を行うに当たっては、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。



第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法 97②～④関係）

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための指示があったときは、当該指示の内容に沿って必要な措置を講ずるほか、自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

なお、国の指示を受けた知事が講ずべき措置として、法が規定しているものは、次のとおりである。

- ① 生活関連等施設の安全確保のための措置（法 102）
- ② 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止のための措置（法 103）
- ③ 武力攻撃原子力災害への対処のための措置（法 105）
- ④ 放射性物質等による汚染の拡大の防止のための措置（法 107） など

2 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保（法 22 関係）

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報等（法 98、99 関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 武力攻撃災害の兆候を発見した者の通報義務

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官（以下「消防吏員等」という。）に通報しなければならない。

2 事実確認と関係機関への通報

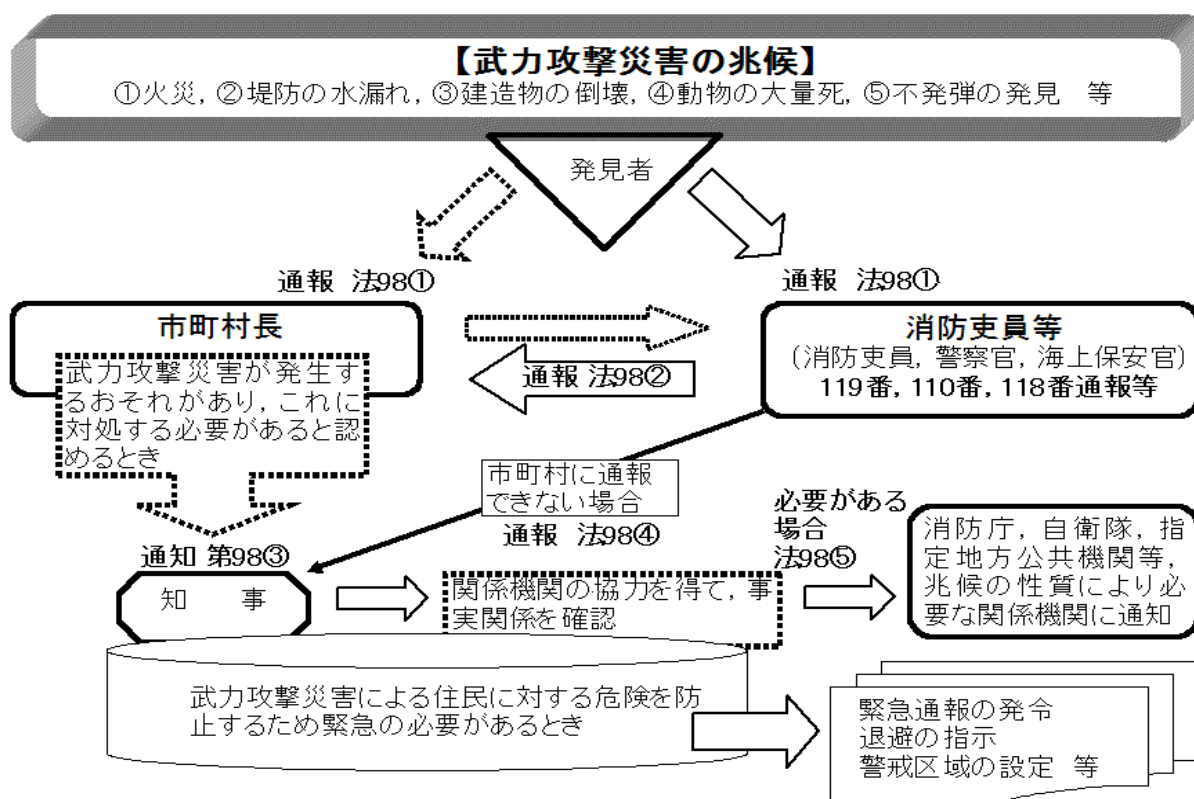
知事は、1の規定による通報、又は市町村長又は消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、関係機関の協力による当該兆候の事実関係の確認を行い、必要があると認める場合は、適時に、消防庁を通じて国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第4章第1節第3の規定に基づき、緊急通報を発令する。

【武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第3 生活関連等施設の安全確保 (法 102、令 27 関係)

【実施責任：生活関連等施設ごとの各所管部局、
危機管理防災課、県警察】

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の状況の把握

- (1) 県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。
- (2) 知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

2 施設管理者に対する措置の要請

- (1) 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。
- (2) 知事は、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。
- (3) 県警察、消防機関その他の行政機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

4 立入制限区域の指定の要請

(1) 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定のため次に掲げる要請を行う。

① ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請

② 発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請

(2) 県公安委員会及び海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定することとされている。

なお、県公安委員会及び海上保安部長等は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知することとされている。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域の範囲を設定することとされている。

② 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。

また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。

③ 効果

警察官又は海上保安官は、当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去命令を行うこととされている。

5 国の対策本部との緊密な連携（法 97④関係）

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知

事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103、令28、29関係）

【実施責任：消防保安課、薬務課】

1 危険物質等に関する措置命令

知事は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の(1)から(3)の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 既存の法令に基づく措置と(1)から(3)の措置との対応関係は別表のとおり。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、1の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

※【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

※ 下欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第１０３条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

【令 29（危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）関係】

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
令28条1号の危険物	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
令28条2号の毒物及び劇物	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
令28条3号の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
令28条4号の高圧ガス	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
令28条8号の毒薬及び劇薬	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				
2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

第2節 N B C攻撃による災害への対処

N B C攻撃による汚染が生じた場合には、その被害は甚大なものになることが想定され、また、汚染の対処のためには特殊な装備、訓練された人員、専門的な知見が必要であることから国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

【実施責任：危機管理防災局、汚染物質に係る所管部局、県警察】

※【N B C攻撃の定義】

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。

1 応急措置の実施（法 99、112、114 関係）

知事は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係市町村長、消防本部等とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施（法 107 関係）

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携（法 97④関係）

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防本部及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて県環境保健センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応

県は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、

国（厚生労働省及び農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないように、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(1) 核攻撃等の場合

① 県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動を実施させるとともに、汚染物質に関する情報を関係機関と共有する。

② 知事、市町村長、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

① 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を関係機関で共有する。

② 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）（以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、患者の移送を行うが、消防機関等はその対処要員にワクチン接種を行うなど所要の措置を講じた上で、移送の協力を行う。

③ 県は、国の指示の下で情報収集、データ解析、疫学調査及びサーベイランス（疾病監視）の結果等により汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を講ずる。

また、県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

④ 知事、市町村長、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) 化学剤による攻撃の場合

① 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行い、その情報を関係機関で共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。

② 知事、市町村長、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

【法 107 で想定している主な汚染原因】

放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物等
サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウィルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	令第 28 条で定める危険物質等

5 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長の権限
(法 108、令 31 関係)

- (1) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法 108 で規定している措置】

	汚染され、又は汚染された 疑いがある対象物件等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

- (2) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員の現場における指示をもってこれに代えることができる。

【令 31（放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続）】

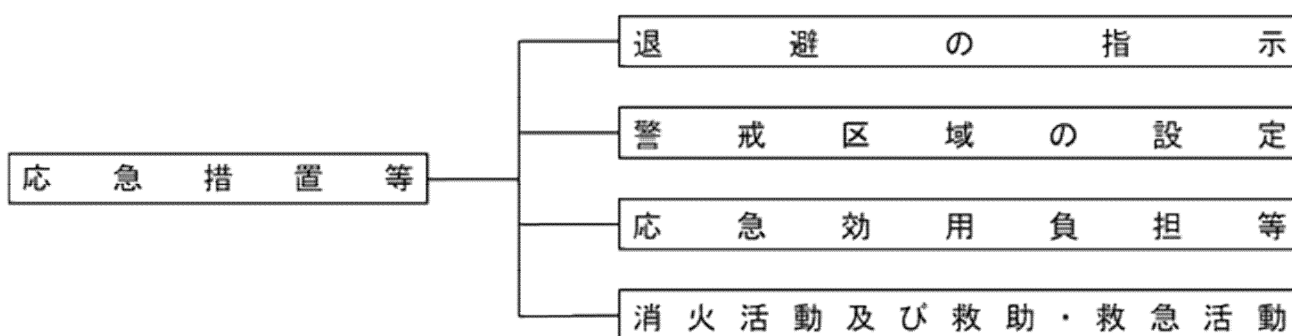
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 措置に必要な土地等への立入り（法 109、令 32 関係）

- (1) 知事又は県警察本部長は、5 の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- (2) 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (3) この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。
但し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

第3節 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 退避の指示 (法 112 関係)

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 退避の指示

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

また、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

※【退避の指示（一例）】

- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

- (2) 知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

2 退避の指示に伴う措置

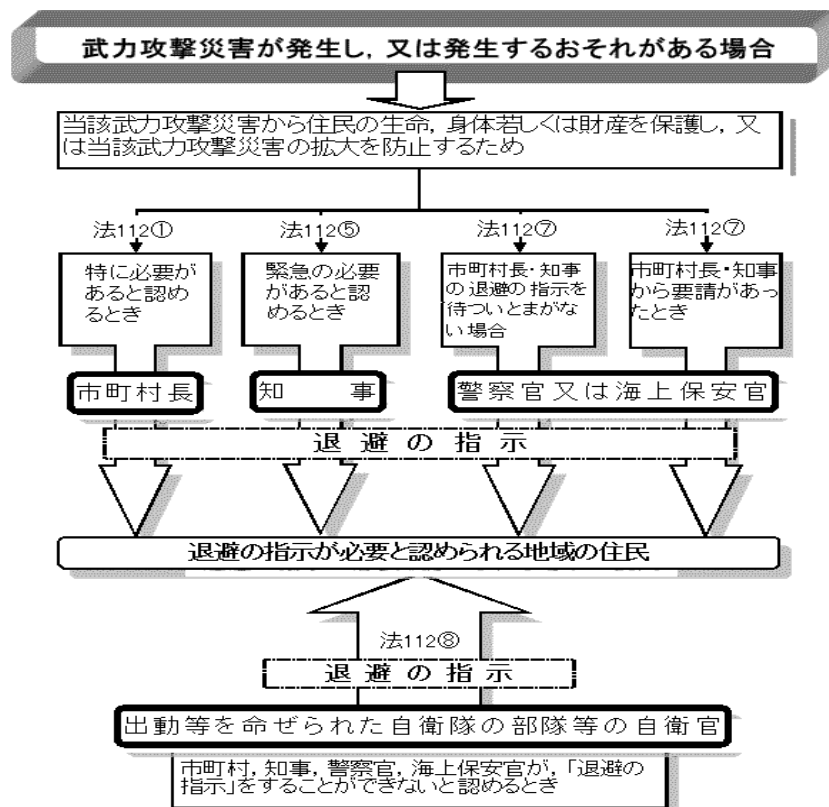
- (1) 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- (2) 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- (3) 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- (4) 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

3 警察官等による退避の指示

警察官等（自衛官の場合は、市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限る。）は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、次に掲げる図のとおり退避の指示を行い、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

この場合においては、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

【退避の指示を行う場合の流れ】



第2 警戒区域の設定（法 114 関係）

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体に対する危険を防止するため、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- (1) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- (2) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置を行う。

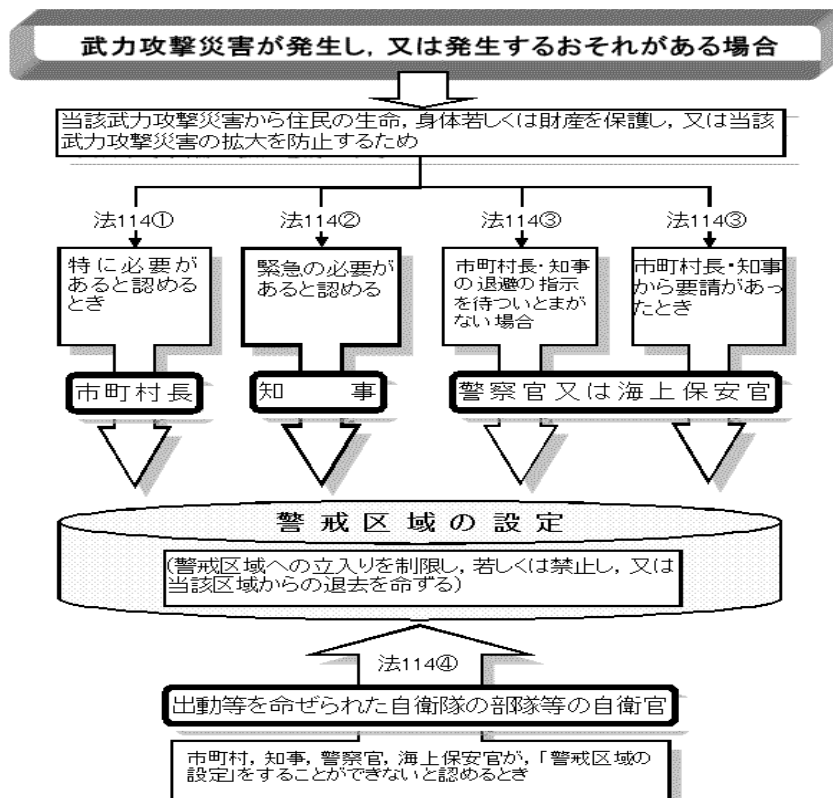
3 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- (2) 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- (3) 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

4 警察官等による警戒区域の設定等

警察官等（自衛官の場合は、市町村長の職権を行うことができる者がその場にいる場合に限る。）は、知事若しくは市町村長による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行い、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

【警戒区域の設定を行う場合の流れ】



第3 応急公用負担等 (法 113、令 33 関係)

【実施責任：危機管理防災課、県警察】

1 応急公用負担及び障害物の除去等の権限

- (1) 知事若しくは市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用（これらの対象となるものを以下「土地建物等」という。）
 - ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件（以下「工作物等」という。）で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）
- (2) 警察官等（自衛官の場合は、市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限る。）は、知事若しくは市町村長による上記措置を待ついとまが

ないと認めるとき、又は要請があったときは、当該措置を行い、直ちにその旨を市町村長に通知する。

2 応急公用負担の手続等

(1) 応急公用負担の手続

知事は、土地建物等を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類等」という。）を通知する。

この場合において、当該建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該建物等の名称又は種類等を、県の事務所等に掲示する。

(2) 工作物等を保管した場合の公示事項及び方法等

工作物等を保管した場合の公示事項及び方法は、次の表に掲げるものとする。

なお、知事は、次の表に掲げる方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を県の事務所に備え付け、かつ、いつでも関係者に閲覧させるものとする。

公示事項	① 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 ② 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時 ③ その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 ④ ①から③までに掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
公示方法	① 公示事項を、保管を始めた日から起算して14日間、県の事務所等に掲示 ② ①の期間が終了しても、占有者等の氏名及び住所等が判明しなければ、公示の要旨を県の公報又は新聞に掲載

(3) 工作物等の売却の手続き

保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- ① すみやかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- ② 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

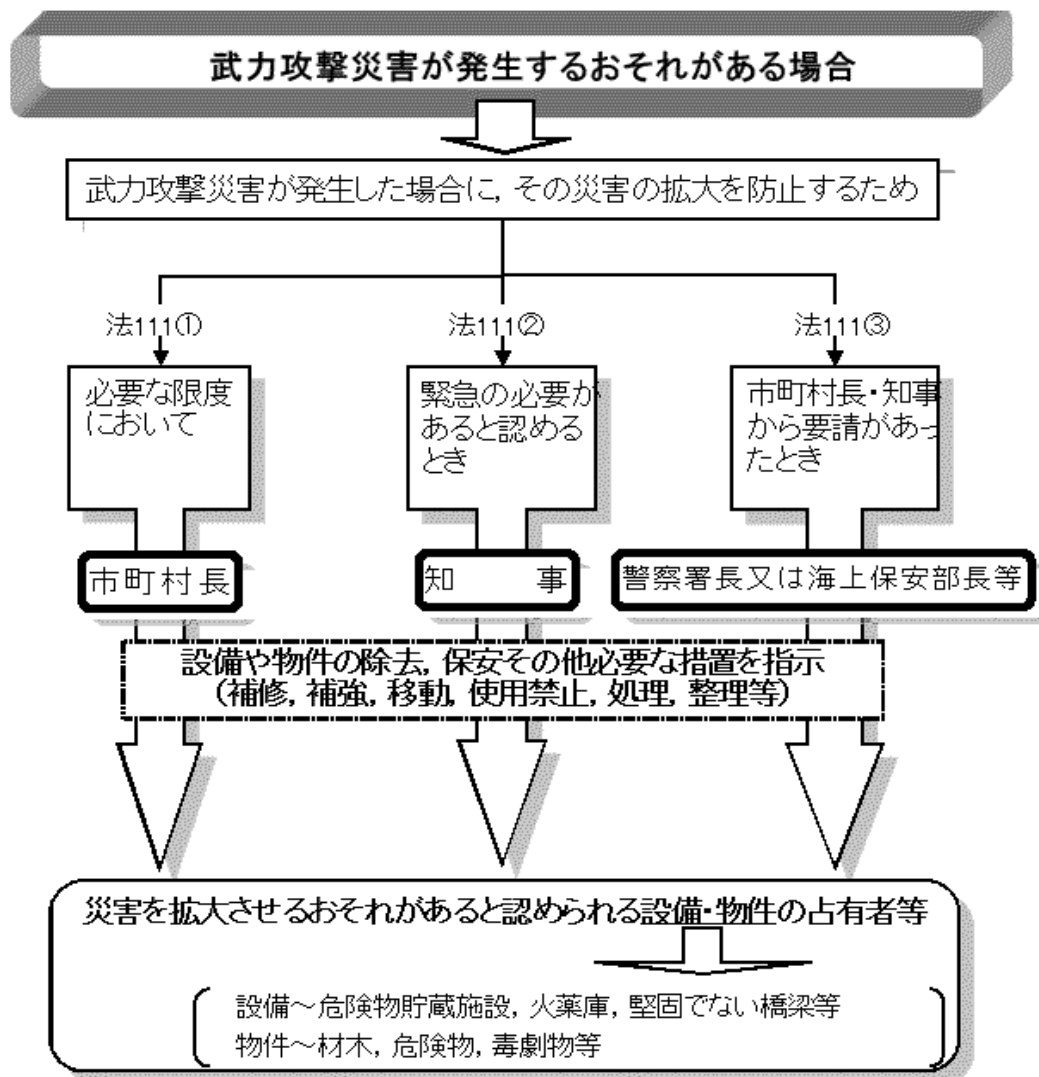
3 災害の拡大防止の事前措置（法111関係）

知事は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

また、警察署長又は海上保安部長等も知事からの要請があったときは、同様の指示をすることができる。

この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

【事前措置等を行う場合の流れ】



第4 消火活動及び救助・救急活動（法 117～120 関係）

【実施責任：危機管理防災局、県警察】

1 消火活動及び救助・救急に関する措置等

(1) 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

(2) 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。

大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

2 消防等に関する指示

(1) 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると判断するときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

(2) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

(3) 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けたときは、自ら区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

(4) 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知

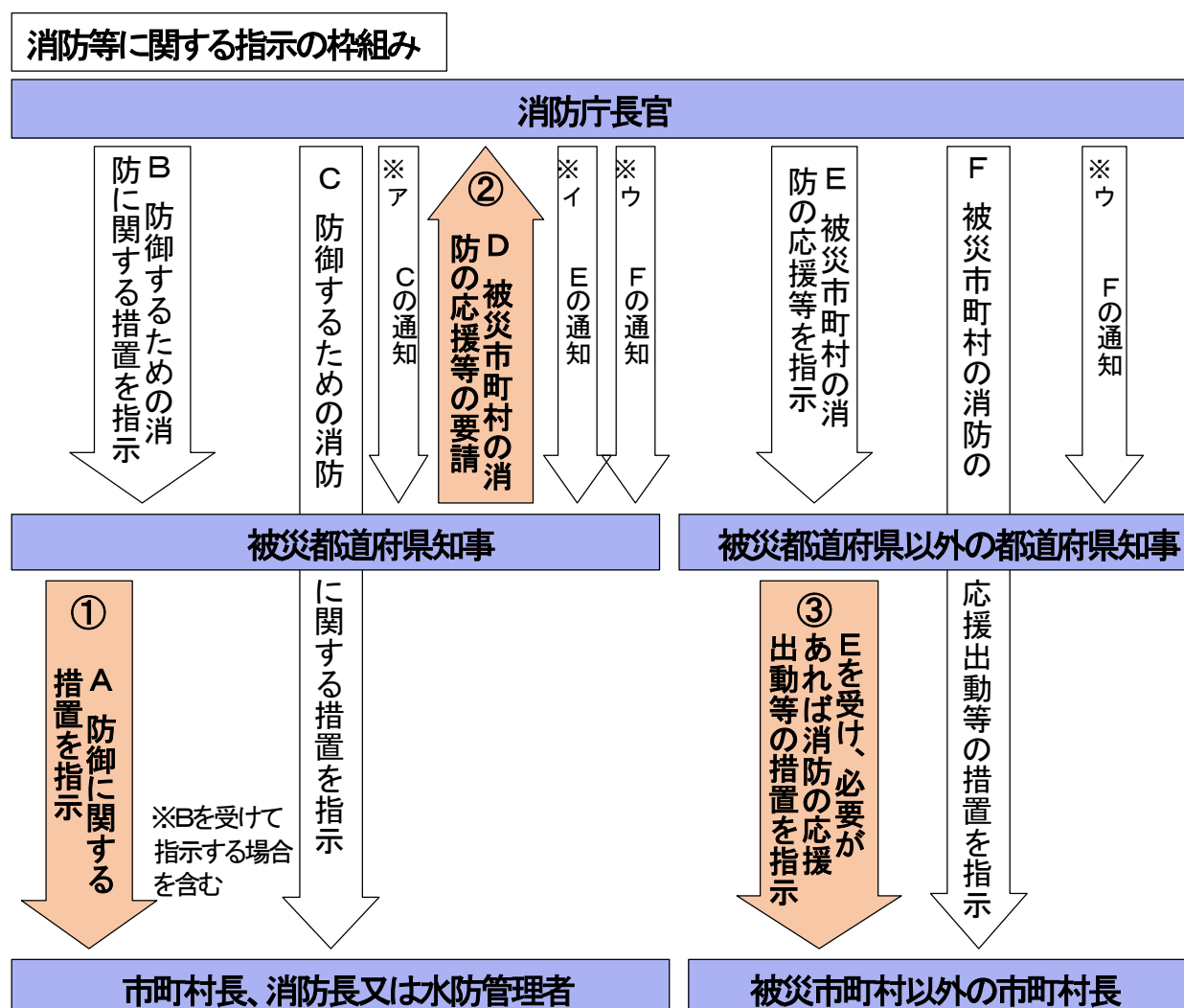
① 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

② 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきこと

を指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

- ③ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

※ 消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。



注) 図中の①、②、③は、それぞれP154の2(1)、2(2)、2(3)に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP154、P155の2(4)①、②、③に対応している。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集し、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

【実施責任：危機管理防災局、関係部局、県警察、市町村、指定地方公共機関】

1 被災情報の収集及び報告（法 126、127 関係）

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、市町村（被災市町村及び隣接市町村）及び指定地方公共機関から次に掲げる情報を収集する。
 - ① 災害発生情報（日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要）
 - ② 人的及び物的被害の状況
 - ③ 市町村対策本部の設置状況等
 - ④ 知事に対する要請事項
 - ⑤ その他必要な事項

※ 県警察は、その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。
- (3) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに消防庁に報告する。
- (4) 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村等に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、電子メール、FAX 等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務大臣に報告する。
- (5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等（法 127①関係）

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

【資料 6－2－④ 火災・災害等即報要領】

【資料 6－2－② 被災情報の報告様式】

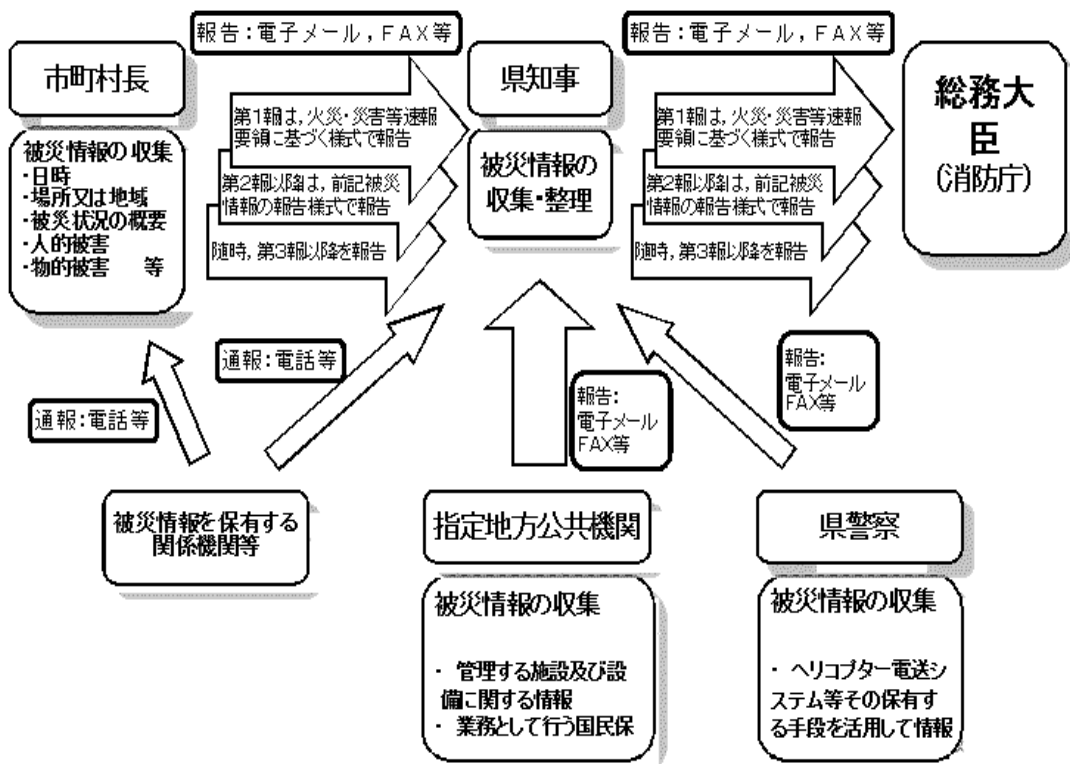
【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
令和 年 月 日 時 分 鹿 児 島 県							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 令和 年 月 日 (2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

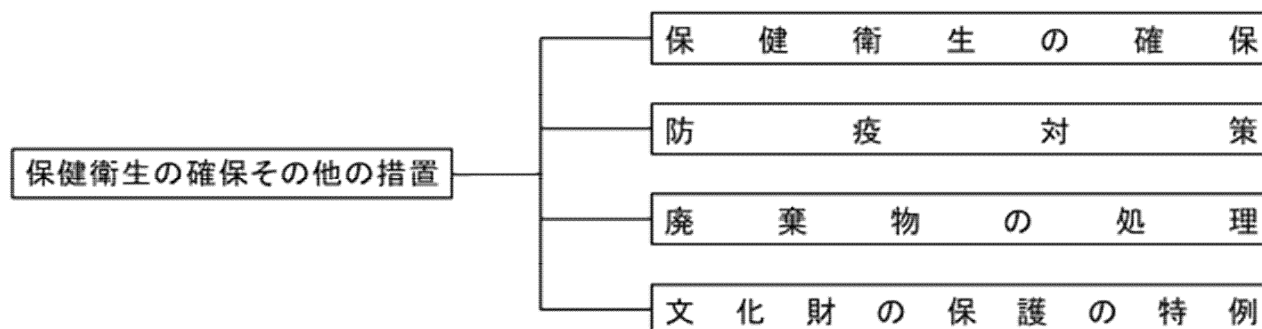
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

【被災情報の収集及び報告の流れ】



第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図るためには、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 保健衛生の確保

【実施責任：保健医療福祉課、生活衛生課、健康増進課、市町村】

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者による巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の良好な衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のため次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 食品関係営業者及び一般消費者等に対する、食品衛生指導を実施する。
- (2) 被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、手洗消毒の励行や食器、器具の洗浄、消毒等適切な措置を講じ、不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。
- (3) 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

3 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、県栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

第2 防疫対策（法 121 関係）

【実施責任：健康増進課、市町村】

1 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、次に掲げる防疫対策を実施する。

(1) 予防教育及び広報活動

県は、パンフレット等を利用した避難住民等に対する予防教育及び広報活動を行う。

(2) 検病調査及び健康相談

県は、検病調査班を編成し、検病調査を実施する。

調査の結果、必要がある場合は、感染症法第 17 条の規定による健康診断の勧告又は措置を実施する。

(3) 臨時予防接種

知事は、厚生労働大臣が定める疾病のまん延を予防するため緊急の必要があると認める場合は、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時予防接種を実施する。

(4) 市町村に対する指導及び指示等

知事は、被災市町村に対し実情に即応した防疫指導を行う。特に、市町村の被害が進み当該市町村のみでは調査が不可能な場合は、職員を派遣して実情を調査し、防疫計画の実施方法及び基準を示し指導を行う。

(5) 消毒、駆除等の指示

知事は、感染症予防上から、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の指示をした場合、指示を受けた市町村は、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を決めて速やかに行う。

2 感染症等の指定等の特例

武力攻撃事態等において、感染症の疾病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国民保護法第 121 条各項の規定に基づき、感染症法、検疫法、予防接種法の特例を次のとおり設け、それぞれの法令に規定された措置を厚生労働大臣の裁量で適用する。

適用条文	特例適用感染症	特 例 措 置
法第 121 条 1 項	既に知られている感染性の疾病（感染症法に規定する一類感染症を除く）を、指定感染症として指定	・入院の勧告又は措置 ・患者の移送 ・建物への立入禁止 ・場所の交通の制限又は遮断 など
法第 121 条 2 項	検疫法に規定する ・検疫感染症の感染症を感染症の種類として指定	・外国から来航した船舶又は航空機の入港等の禁止 ・患者の隔離 など
法第 121 条 3 項	予防接種法に規定する ・A 類疾病及び B 類疾病以外の感染症を一類疾病として指定	・予防接種の実施

第3 廃棄物の処理（法 124 関係）

【実施責任：廃棄物・リサイクル対策課、市町村】

1 廃棄物処理の特例

- (1) 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

- (2) 県は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- (3) 平素から県は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

※ 特例地域：環境大臣が指定するもので、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めた際、期限を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域をいう。

2 廃棄物処理対策

県は、武力攻撃災害の発生時において、大量に発生するごみ及びし尿等の収集、運搬、処分等廃棄物処理を適切に実施、指導するために県地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

(1) 市町村に対する指導

県は、ごみ及びし尿の処理に関する廃棄物関連施設などの被害状況の早期把握に努め、これらの処理が迅速かつ衛生的に行われるよう市町村を指導する。

また、県は、災害時における廃棄物処理の広域応援体制を円滑に確立するために、各市町村の処理施設及び保有資機材の状況を把握する。

(2) 市町村への応援体制の整備

県は、被災市町村からの要請があった場合は、ごみ及びし尿の処理に必要な人員、器材等の広域的な応援を各市町村及び関係団体に要請するなど、必要な支援活動の調整を行う。

(3) 応援の要求

県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

第4 文化財の保護の特例（法 125 関係）

【実施責任：教育庁文化財課】

1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

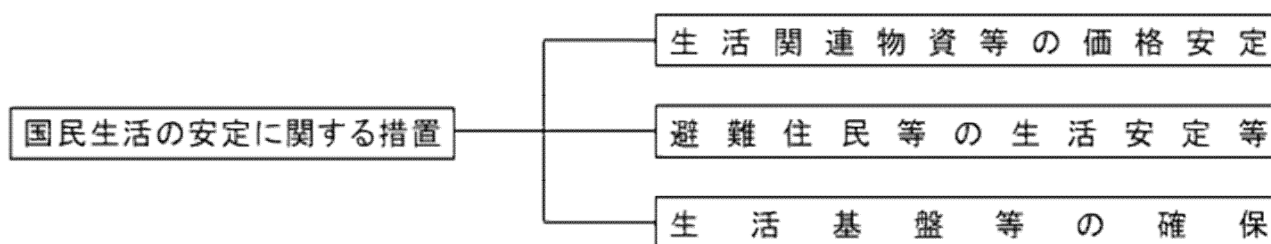
- (1) 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

2 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- (1) 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- (2) この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。



第 1 生活関連物資等の価格安定（法 129 関係）

【実施責任：くらし共生協働課】

1 調査、監視等

県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

2 関係法令に基づく措置の実施

県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

知事は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ① 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

- ② 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
 - ③ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
 - ④ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
 - ⑤ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
- (2) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に係る措置
- 知事は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。
- ① 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
 - ② 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
 - ③ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）
- (3) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）に係る措置
- 知事は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。
- ① 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
 - ② 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）
- また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

第2 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育 【実施責任：教育庁、学事法制課】

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保などの応急教育の実施や教科書など学用品の調達及び授業料等の減免、育英資金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行う。

更に避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等 【実施責任：税務課】

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に係る申告、申請及び請求等の書類の提出若しくは納付若しくは納入に関する期限の延長又は県税の徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止若しくは減免の措置を被災の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保 【実施責任：雇用労政課】

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等 【実施責任：社会福祉課】

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3 生活基盤等の確保 (法 134～137 関係)

1 県による生活基盤等の確保

【実施責任：工業用水道部、土木部、商工労働水産部】

- (1) 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するための措置を講ずる。
- (2) 河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港を適切に管理する。

2 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

【実施責任：指定地方公共機関】

- (1) 電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- (2) 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- (3) 病院その他の医療機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- (4) 道路管理者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、自ら管理する道路を適切に管理することとする。

3 市町村による生活基盤等の確保

【実施責任：市町村】

- (1) 水道事業者である市町村は、水を安定的かつ適切に供給するための措置を講ずるものとする。
- (2) 河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港の管理者である市町村は、河川管理施設、道路、港湾、漁港及び空港を適切に管理するものとする。

第 1 1 章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

【実施責任：県警察、道路維持課、市町村】

1 交通状況の把握（法 155、令 39 関係）

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、その保有する手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察

車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【実施責任：社会福祉課、危機管理防災課、県警察】

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



(白地に赤十字)

表面

裏面

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

(2) 特殊標章等

① 特殊標章

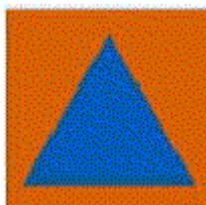
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

裏面

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

2 赤十字標章等の交付及び管理（法 157 関係）

(1) 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者（①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理（法 158 関係）

(1) 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ① 知事
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 県警察本部長
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

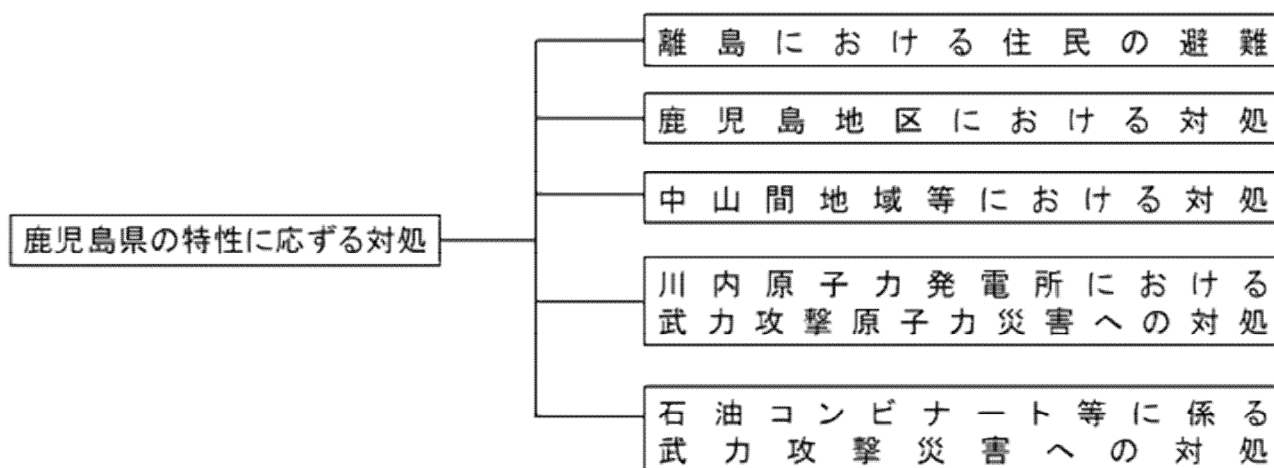
※ 国民の保護に関する基本指針に示された「赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続等」については、平成 17 年 8 月 2 日、赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せに基づき「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」として定められた。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 1 3 章 鹿児島県の実態に資する対応

広大な県土と長い海岸線、数多くの有人離島、原子力発電所の立地、大規模石油備蓄基地も含め石油コンビナート等特別防災区域が 4 地区指定されていることや鹿児島県に人口が集中するとともに中山間地域が多いなど本県の地理的、社会的特性に資する国民保護措置に係る必要な事項等について、以下のとおり定める。



第 1 離島における住民の避難

離島の住民の避難については、島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約がある上、気象の影響を受けやすいことから、県は、離島の住民における避難について次のような措置を行う。

1 平素からの備え

県は、離島の住民の避難について、国から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方や気象条件を踏まえ、全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。

この場合において、県は、関係市町村及び関係機関等との連携協力に努めるとともに、必要な情報を把握する。

(1) 把握しておくべき情報

- ① 人口及びその分布
- ② 全島民の避難に必要な輸送力（船舶、航空機等）
- ③ 利用可能な国及び指定公共機関等の保有する船舶、航空機等の数・能力
- ④ 島外への輸送施設（港湾、漁港、空港、ヘリポート等）の位置、能力
- ⑤ 輸送施設までの島内交通網
- ⑥ 輸送施設周辺の一時的に利用可能な収容施設、収容能力
- ⑦ 想定される避難先までの経路、距離及び所要時間
- ⑧ 想定される避難先地域の収容施設、収容能力
- ⑨ 気象情報（気象・海象データを含む。）

(2) 関係機関との連携及び訓練

① 関係機関との連携

県は、国及び関係市町村はじめ避難の輸送及び避難支援に関係する指定公共機関等である運送事業者、県警察、第十管区海上保安本部及び自衛隊等と、避難に関する情報及び避難実施要領等について、平素から情報の共有化等の連携を図る。

② 訓練

県は、関係市町村及び関係機関等と共同連携して、実動訓練及び図上訓練等により、各離島の特性等に応じた実地的な訓練を実施する。この際、防災訓練との有機的な連携を図る。

(3) 物資及び資材の備蓄等

① 物資及び資材の備蓄

離島においては、武力攻撃事態等において、流通が遮断することとも考えられることから、県及び離島の市町村は、食料、飲料水、医薬品、燃料その他の生活必需品について、特に備蓄に努めるとともに、情勢緊迫時の緊急輸送のための輸送力及び備蓄施設の確保を図るものとする。

② ライフラインの強化

県、市町村及び指定地方公共機関は、水道、電気及びガス等のライフラインに係る防災上の対策について、連携し強化に努めるものとする。

2 各離島の特性に応じた避難

県の各有人離島は、県本土からの距離及び所在人口等について、それぞれの特性を有することから、次の(1)～(4)の避難を基本とし、県、市町村及び関係機関は、国と協力して離島住民を運送するものとする。

(1) 奄美群島の避難

① 与論島、沖永良部島、徳之島の避難

各島から県本土、状況により沖縄県に、直接避難する。

② 加計呂麻島、請島、与路島の避難

奄美大島に一時避難した後、奄美大島の住民の避難と一体となり避難する。

③ 奄美大島の避難

県本土に直接避難する。

この際、全住民の避難を必要とする場合、大規模な避難となることから、状況により、島内での避難を実施しつつ、県本土への避難を実施する。

④ 喜界島の避難

県本土に直接避難、状況により奄美大島に一時避難した後、奄美大島の住民と一体となり避難する。

(2) トカラ列島の避難

各島から、県本土に直接避難する。

奄美大島の安全が確保されている場合、奄美大島に避難することもある。

(3) 黒島、硫黄島、竹島、口永良部島、馬毛島の避難

各島から県本土に直接避難する。状況により、屋久島又は種子島に一時避難する。

(4) 種子島、屋久島の避難

各島から県本土に避難する。

(5) 獅子島、桂島、新島及び甕島列島の避難

各島から県本土に避難する。

3 避難実施に当たっての措置

(1) 国への連絡

県は、離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、次の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて国の対策本部に早急に連絡する。

① 避難すべき住民の数、想定される避難方法

② 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

(2) 関係指定公共機関等との連絡調整

県は、運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、関係する運送事業者と連絡を取り、利用可能な運送手段、運送手段個々の運送能力及び利用可能な時期・期間等、運送に係る個別の調整を行う。

この場合において、予定の運送手段が使用できなくなった場合の予備手段や荒天時など気象状況に応じた運送手段についても調整する。

(3) 運送間の安全確保

① 県は、国及び関係機関等との連絡を取り、離島からの運送経路上の安全に関する情報を継続的に入手する。

② 県は、離島からの運送間において危険が予期される場合、第十管区海上保安本部及び自衛隊に安全確保の措置を要請する。

(4) 通信連絡の確保

県は、平素から構成した通信網を強化して通信を確保するとともに、状況により、現地対策本部員又は現地対策要員を派遣して、当該市町村等との密接な連携を図る。

(5) 避難の指示

県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用し、次の事項を考慮して住民の避難の指示を行う。

① 島内の地域の分割の有無

② 各地域の避難の時期

③ 一時避難場所

④ 港湾・漁港・空港までの運送手段及び運送経路

(6) 避難に当たっての留意点

避難に当たっては、一挙に避難できる場合の他、要配慮者及び学童を優先して避難させる。

奄美大島等、短期間での避難が困難な離島においては、状況により島内への避難を実施しつつ、島外への避難を実施する。この場合においては、国と連携して島内避難地域の安全を確保する。

(7) 物資の補給

県及び市町村は、避難に長期間を要し、あるいは島内に避難を要する離島に対しては、食料その他の生活必需品を補給するものとする。

(8) 状況の変化への的確な対応

運送手段の遅延や故障及び気象状況の悪化等により、予定どおりの避難が実施できない場合においては、予備の運送手段への適時の変更や島外避難までの食料等の補給及び安全確保など、状況の変化に的確に対応する。

4 緊急時における離島からの退避の指示

予測不可能な武力攻撃災害が突然発生し、離島からの退避が緊急に必要な場合は、知事は、速やかに島内の安全な地域への一時的な退避を指示するとともに、3の(6)に準じて離島からの退避を実施する。この際、ヘリコプター等の航空機及び高速艇の使用に努める。

5 市町村の措置の基準

(1) 平素から把握しておく情報

- ① 島内の交通機関の輸送能力
- ② 漁船等の数、乗船可能人員
- ③ 一時的に避難する場所、経路

(2) 避難実施に当たっての措置

- ① 島内への一時避難を必要とする場合の措置
- ② 船舶・航空機等の運送割当てに基づく避難優先順等の決定
- ③ 港湾・漁港・空港までの運送、誘導に係る措置
- ④ 島外への避難までの避難住民に対する支援

第2 鹿児島地区における対処

鹿児島地区は、県人口の約1／3以上が居住し、60万人以上が集中する、県の政治、経済及び交通等の中枢地域であり、本地域において武力攻撃事態等が発生した場合、人的、経済的被害は、極めて甚大なものになると予想されることから、鹿児島地区における武力攻撃事態等に対する対処について次のような措置を行う。

1 平素からの備え

(1) 把握しておく情報

- ① 人口密集地域の分布及び人口
 - ② 周辺地区を含む鹿児島地区の生活関連等施設及び大規模集客施設
 - ③ ②の施設が攻撃等を受けた場合の被害様相
 - ④ 県警察、消防機関及び第十管区海上保安本部の体制
 - ⑤ 一時避難に使用可能な地下施設及び収容能力
 - ⑥ 医療機関及びベッド数
 - ③ N B C 対応可能医療施設及び資機材
- (2) 情報連絡体制の確立
- 県は、市町村、県警察・消防機関等関係機関及び生活関連等施設等との相互の情報連絡について、連絡窓口の確認など平素から体制を確立する。
- (3) 訓練
- 県は、関係市町村及び関係機関等と共同して、各種の事態様相に応ずる対処要領について研究するとともに必要に応じ図上訓練を実施する。
- また、防災訓練等と連携して、警報及び避難指示の伝達、住民の避難及び救援等について訓練する。
- (4) 施設の使用及び物資等の備蓄
- 避難及び収容施設として利用可能な施設及び土地等の使用について、所有者等との協議のもと標示及び周知させる。
- また、食料及び生活必需品の流通備蓄について、防災計画に準じて関係業者との協定を締結する。

2 警報及び避難の指示

(1) 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の住民への伝達は、市町村長を通じ実施されるが、指定地方公共機関、県の管理する施設及び市町村と協議の上、必要な施設等には、県からも併せて伝達する。

(2) 避難の指示

避難の指示に当たっては、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、弾道ミサイルその他、直ちに避難を必要とする場合は近傍の屋内施設への避難を指示し、着上陸侵攻などあらかじめ避難の準備ができる場合は、国、関係市町村、避難先市町村及び運送機関等との緊密な連携のもと、避難の規模、準備のための時間的余裕及び利用可能な運送手段等を考慮し、努めて混乱発生を防止するよう事態の推移に応じて適切な指示を行う。

この場合において、J R 九州㈱に増便を要請する等鉄道輸送を最大限に活用するとともに、自家用車の使用を制限して交通を確保し、指定公共機関等のバス、トラック等を一元的に運行して、円滑な避難を図る。

3 避難住民等の救援

避難及び被災住民の救援に当たっては、平素の協定等に基づき、施設及び物資等の確保に努め、収容施設の供与、食料・飲料水の給与及び医療の提供等を優先して

救援の措置を実施する。この場合において、市町村はじめ関係機関等との連携協力を努めるとともに、必要な支援を国等に要請する。

4 市町村の措置の基準

県と緊密に連携し、県の措置に準じて措置する。

第3 中山間地域等における対応

県内各所に点在する中山間地域や半島部においては、一般に連絡及び交通が途絶するおそれがあることから、県は、中山間地域における武力攻撃事態等に対する対応について次のような措置を行う。

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ① 中山間地域の位置及び接続する交通網
- ② 人口及び分布
- ③ 防災行政無線及びサイレン等の設置状況
- ④ ヘリコプターの着陸適地及び着陸可能機種

(2) 通信設備の整備及び訓練

- ① 防災行政無線及びサイレン等の整備
- ② 警報及び避難指示の伝達訓練
- ③ 地区ごとの避難訓練

2 警報及び避難指示の伝達

市町村は、警報及び避難指示の伝達に当たっては、現在、保有するあらゆる伝達手段（サイレン、防災行政無線、自治会・自主防災組織・消防団等を通じての伝達、広報車等）を活用して、全住民に迅速確実に伝達するものとする。

3 避難実施に当たっての措置

(1) 避難経路の確保

県は、関係市町村及び県警察等関係機関と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては、海上からの避難も検討する。

(2) 避難の実施

避難の実施に当たっては、一括して運送できる場所までの移動は、県警察の意見を聴いた上で自家用車を含む運送手段を活用する等、中山間地域の特性に配慮し、速やかな避難を図るものとする。この場合において、要配慮者については、最大限の配慮を行う。

(3) 緊急物資の支援

県及び市町村は、関係機関と連携し、道路途絶等により長時間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等をヘリコプター等により輸送するものとする。

4 市町村の措置の基準

(1) 平素から把握しておく情報

- ① 中山間地域の世帯数、要配慮者及び分布
- ② 中山間地域に通ずる道路
- ③ 一時的に避難する場所、経路

(2) 避難実施に当たっての措置

- ① 地域内での一時避難を必要とする場合の措置
- ② ヘリコプターで避難する場合の避難優先順位等の決定
- ③ 一括運送する場所までの移動手段の統制及び避難経路の指示
- ④ 地域外への避難までの避難住民に対する支援

第4 川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処（法 102、105、106 関係）

【実施責任：地域防災計画（原子力災害対策編）の各部局】

川内原子力発電所は、川内川河口の東シナ海に面し、海上からの武力攻撃を受けやすい位置的条件を有しており、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、原子力発電所に近接している地域が放射性物質による被害を受けるおそれがあることから、県は、同発電所における武力攻撃災害に対し、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則として、次のような措置を行う。

この場合において、川内原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

1 武力攻撃原子力災害に対する備え

(1) 原子力発電所の警備の強化等(法 102 関係)

知事は、武力攻撃原子力災害の発生防止のため、特に必要があると認めるときは、県警察及び海上保安部長等その他関係機関の意見を聴いて、原子力事業者等原子力防災管理者に対し、警備の強化、防護施設の改善等、安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請する。

(2) 環境放射線モニタリング体制の整備

県は、原子力事業者等と武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速に環境放射線モニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努める。

(3) 医療活動用資機材及び被ばく医療体制の強化

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、国と協力し、被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対する

医療機関の整備を進めるとともに、被ばく医療派遣体制を整備・維持する。

(4) 訓練の実施等（法 42 関係）

県は、災対法第 48 条第 1 項の規定に基づく防災訓練との有機的な連携を図る。

2 武力攻撃原子力災害の発生時の通報及び実施体制の確立

(1) 原子力発電所における武力攻撃等による災害の兆候の通報等（法 98 関係）

知事は、原子力発電所に対する武力攻撃などの武力攻撃等による災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長又は消防吏員、警察官、海上保安官からの当該兆候の通知を受けたときは、原子力規制委員会及び消防庁に通知する。

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて国の対策本部長に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等（法 105 関係）

① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報し、その受信確認を行う。

(3) 武力攻撃原子力災害の公示の通知等（法 105 関係）

① 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

② 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(4) 現地対策本部の設置及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携等

① 国の現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置されるが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。

② 知事は、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、国が現地対策本部を設置した場所に県現地対策本部を設置する。

③ 県は、国の現地対策本部長がオフサイトセンター等で主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」と、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により必要な連携を図る。

④ 知事は、現地において次に掲げる国民保護措置を円滑に実施するため必要と

認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ア 避難住民の誘導及び救援

イ 武力攻撃原子力災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、放射能汚染への対処等）

ウ 応急の復旧（施設等の応急復旧、放射能汚染の除去等）

(5) 原子炉の運転停止等の要請（法 97④関係）

① 知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、原子力規制委員会に対して、原子炉の運転停止等の必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

② 国は、原子力発電所に対する武力攻撃事態等において、脅威の程度、内容、その他現地からの情報を総合的に判断し、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、原子炉の運転を停止すべきことを命ずることとされている。

③ 原子力事業者は、突発的に脅威が発生した場合等特に緊急を要する場合には、事態の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、自らの判断により原子炉の運転を停止することとされている。

3 原子力災害への応急対処等

(1) 応急対策として実施する事項（法 105⑬関係）

知事は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害について、公示を行った場合には次に掲げる応急対策を実施しなければならない。

① 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項

② 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項

③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

④ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

⑤ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

⑥ 緊急輸送の確保に関する事項

⑦ 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

⑧ その他武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止を図るための措置に関する事項

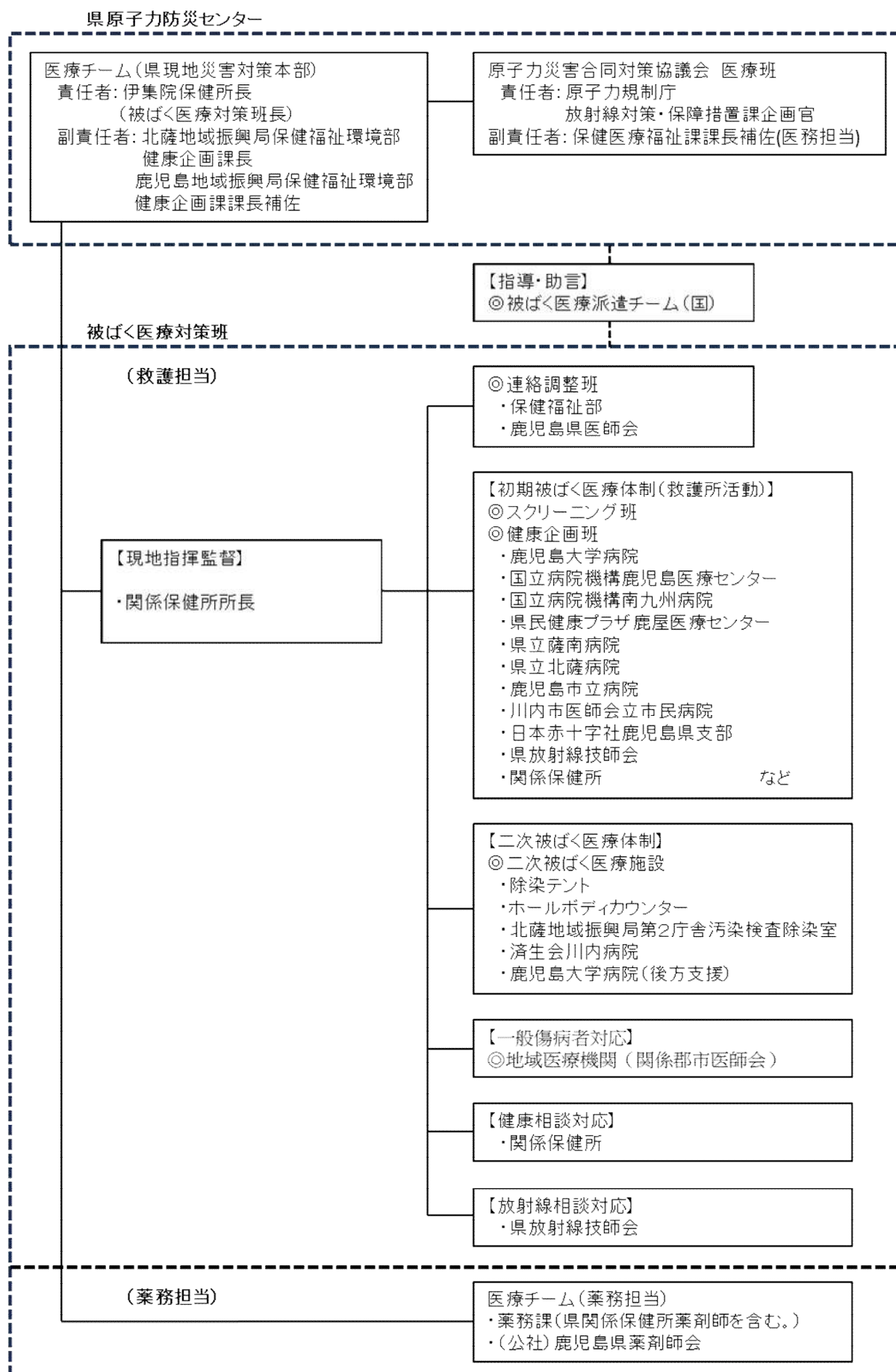
(2) 情報の伝達（法 105⑧関係）

知事は、応急対策の実施を決定したときは、速やかに市町村長、県の他の執行機関、放送事業者その他指定地方公共機関等にその内容を通知する。

(3) 住民の避難等（法 105⑬関係）

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、次のとおり住民に対し避難を指示する。
- ア 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）に相当する地域
直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内退避を指示するものとする。
- イ 緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）に相当する地域
まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ウ U P Zに相当する地域外
事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、U P Zに相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。
- (4) 武力攻撃事態等における環境放射線モニタリングの実施（法 105⑬関係）
県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。
- (5) 武力攻撃事態等における被ばく医療の実施（法 105⑬関係）
① 県は、次の表に示す医療チームを設置し、緊急時医療活動を行う。
また、県は、必要と認める場合は、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

【被ばく医療体制の編成及び構成】



② 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染の実施（法 105⑬関係）

県は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(7) 飲食物の摂取制限等（法 105⑬関係）

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

(8) 事後対策の実施（法 105⑬関係）

県は、公示が取り消された以後において、次に掲げる事後対策を講ずる。

① 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

② 居住者に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

③ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の発散の状況に関する広報

④ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置

(9) 要員の安全の確保（法 105⑮関係）

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に努める。

第5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処（法 104 関係）

【実施責任：石油コンビナート等防災計画の各部局】

県内には、串木野、鹿児島、喜入及び志布志の4カ所の石油コンビナート等特別防災区域があるが、これらの施設の被害は、我が国の経済的・軍事的能力を低下させるとともに、国民生活に混乱を生じさせやすいことから、武力攻撃の脅威を受け易い。

また、串木野の岩盤タンクを除き、施設は脆弱であることから、県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本としつつ、それぞれの石油コンビナート等の特性に応じた災害の防止及び対処の措置を講ずる。

さらに、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

1 石油コンビナート等への武力攻撃災害に対する備え

(1) 警備の強化の要請

- ① 県は、武力攻撃災害の発生及び拡大を防止するため必要と認める場合は、石油コンビナート等施設の管理者に、警備の強化等の安全確保のための措置を要請する。
- ② 知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、石油コンビナート施設及び周辺地域に立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会又は海上保安部長等に要請する。

2 県石油コンビナート等防災計画による対処

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく石油コンビナート等への武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に当たっては、第7章第1節の他、県石油コンビナート等防災計画等に定められた措置を講ずる。

3 武力攻撃災害時における応急活動体制

県は、特定事業者及び防災関係機関等と石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生及び拡大防止のため、次に掲げる組織、運営等の応急活動体制を整備し、災害防御活動を円滑かつ有効に実施する。

(1) 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）

防災本部は、県石油コンビナート等防災計画及び法令、並びに本計画の定めるところにより、災害情報の収集及び伝達、特定事業所等が実施する災害応急対策等に係る連絡調整、現地本部に対する指示並びに国及び他県との連絡等を実施する。なお、防災本部の業務については、次のとおりとする。

- ① 防災本部の運営に関すること。
- ② 情報の収集及び伝達に関すること。
- ③ 現地本部との連絡調整に関すること。
- ④ 国及び他県に対する連絡に関すること。
- ⑤ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ⑥ その他防災本部長が必要と認める事項。

(2) 石油コンビナート等現地本部（以下「現地本部」という。）

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生した場合に、災害の規模、態様等により、関係機関等が現地において、緊急に統一的な防災活動を実施する必要があると認めた場合に設置する。

なお、現地本部の業務については、次のとおりとする。

- ① 災害に関する情報の収集、伝達
- ② 防災関係機関相互の情報連絡の調整
- ③ 防災関係機関等が実施する応急対策の連絡調整
- ④ 防災資機材等の調達
- ⑤ 警戒区域の設定の勧告・指示

- ⑥ 避難の勧告・指示
- ⑦ 報道機関への発表
- ⑧ 防災本部への情報提供及び報告
- ⑨ その他防災本部長が指示する事項

4 応急対策

(1) 救急・医療対策

- ① 知事は、市町長の要請に基づき、又は必要があると認めるときは、救急・救助のため自衛隊に災害派遣要請を行う。
- ② 県は、市町長の要請を受け、応急医療の必要を認めるときは、救護班を編成して現地に派遣し、必要な救護活動を実施するとともに、日本赤十字社県支部又はその他の医療機関に対し、応急医療の実施を要請する。

(2) 応援要請

知事は、災害が発生した場合、現地本部長から要請があり応急措置の実施又は人命及び財産の保護のため必要があると認められるときは、国及び他都道府県、並びに自衛隊等関係機関に対して必要な応援を要請する。

5 要員の安全の確保

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に努める。

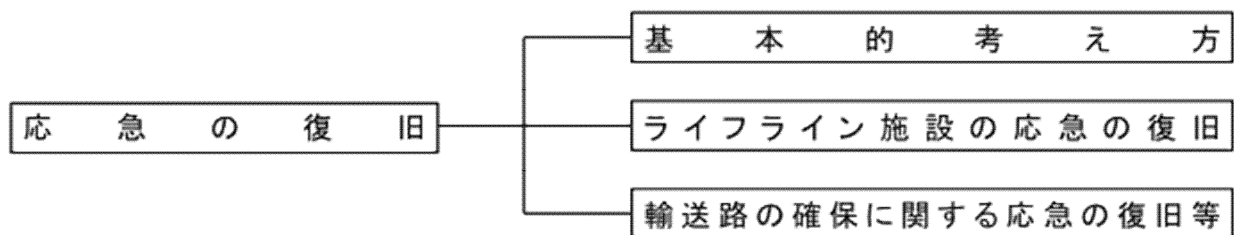
【法 104 による石油コンビナート等災害防止法の読替】

	読 替 前	読 替 後
法 23①及び 24 中	○ 石油コンビナート等防災計画	● 石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）
法 23②中	○ 石油コンビナート等防災計画 ○ 石油コンビナート等防災本部	● 当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画 ● 都道府県知事、石油コンビナート等防災本部
法 26 中	○ 石油コンビナート等防災計画 ○ 石油コンビナート等防災本部	● それぞれの国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画 ● 都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害が発生したときは、国民生活に影響が生じ、警報の伝達、避難住民の救援等国民保護措置の実施への影響も大きいと考えられ、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じる必要があることから、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 基本的考え方（法 139、140 関係）

- 1 県が管理する施設及び設備の緊急点検等 【実施責任：施設ごとの各所管部局】

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- 2 通信機器の応急の復旧 【実施責任：危機管理防災局、管財課】

県は、武力攻撃災害の発生により、国民保護措置の実施上重要な防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、安全確保に配慮した上で、保守要員により速やかな復旧措置を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。
- 3 国に対する支援要請 【実施責任：危機管理防災局、財政課】

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2 ライフライン施設の応急の復旧（法 139、140 関係）

【実施責任：施設ごとの各所管部局】

1 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の応急の復旧のための措置を講ずる。

2 市町村及び指定地方公共機関等に対する支援

県は、水道、電気、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関等から応急の復旧のため必要な措置の的確かつ迅速な実施に必要な人員や資機材の提供、技術的助言などの支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等（法 139 関係）

【実施責任：土木部、農政部、商工労働水産部】

1 輸送路の優先的な確保のための措置

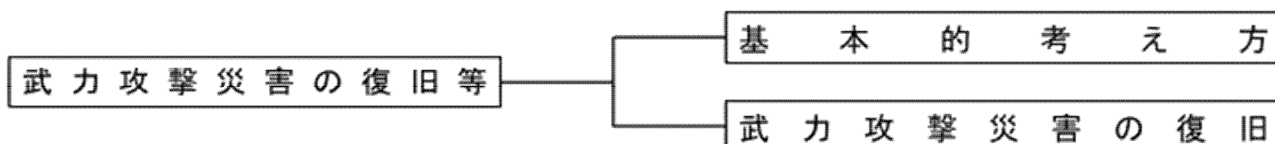
知事は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

2 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的には修繕や補修など応急の復旧を講じるものの、武力攻撃事態等の終了後においては、武力攻撃災害の復旧を行う義務があるため、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 基本的考え方（法 141 関係）

【実施責任：施設ごとの各所管部局】

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第2 武力攻撃災害の復旧（法 141 関係）

【実施責任：施設ごとの各所管部局】

武力攻撃災害の復旧については、武力攻撃災害によって被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するため実施する事業であることから、基本的には、武力攻撃事態等の終了後において、武力攻撃災害の復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況を踏まえ、国が財政上の措置を法律で講ずることとなる。

ただし、武力攻撃災害の復旧は、武力攻撃事態の終了前であっても、県の区域内に係る事態の状況が終息していれば速やかに行う必要があることから、武力攻撃災害の復旧に関する財政上の措置を定める法律が施行されるまでの間においても国が必要な財政上の措置を講ずることとしている。

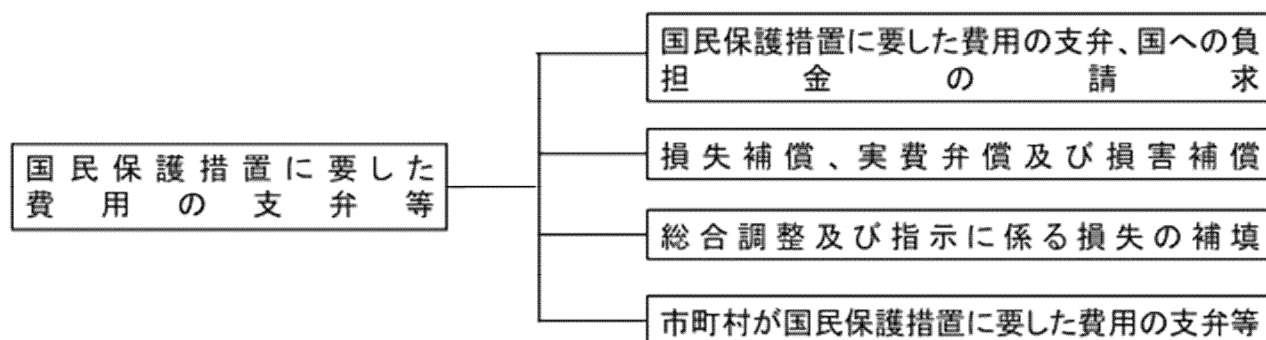
なお、県地域防災計画における事業計画は、次のとおりである。

【事業計画】

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画	(2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
(3) 砂防設備災害復旧事業計画	(4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画	(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
(7) 道路公共土木施設災害復旧事業計画	(8) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
(9) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画	(10) 水道災害復旧事業計画
(11) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画	(12) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
2 農林水産施設災害復旧事業計画	
3 都市災害復旧事業計画	
4 住宅災害復旧事業計画	
5 住宅福祉施設災害復旧事業計画	
6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	
7 学校教育施設災害復旧事業計画	
8 社会教育施設災害復旧事業計画	
9 その他の災害復旧事業計画	

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。



第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法 168 関係）

【実施責任：危機管理防災課】

1 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2 損失補償、実費弁償及び損害補償（法 159、160、令 40～44 関係）

1 損失補償 【実施責任：収用等の行政処分の実施部局、危機管理防災局】

県は、法に基づく次に掲げる土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ① 救援のための物資の収用及び保管命令
- ② 救援（収容施設や臨時の医療施設の開設）のための土地、家屋又は物資の使用
- ③ 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- ④ 文化庁長官による文化財保護のための措置
- ⑤ 警察官等による交通規制の際の車両その他の物件の破損

2 実費弁償 **【実施責任：保健福祉部、県立病院局、危機管理防災局】**

県は、法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

3 損害補償 **【実施責任：危機管理防災課、消防保安課、保健医療福祉課】**

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて次に掲げる協力をした者がそのために死傷したときは、令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ① 避難住民の誘導に必要な援助についての協力（法 70）
- ② 救援に必要な援助についての協力（法 80）
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力（法 115）
- ④ 保健衛生の確保に必要な援助について協力（法 123）

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161、令 45、46 関係）

【実施責任：危機管理防災局】

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

第4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

【実施責任：危機管理防災局、市町村】

1 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

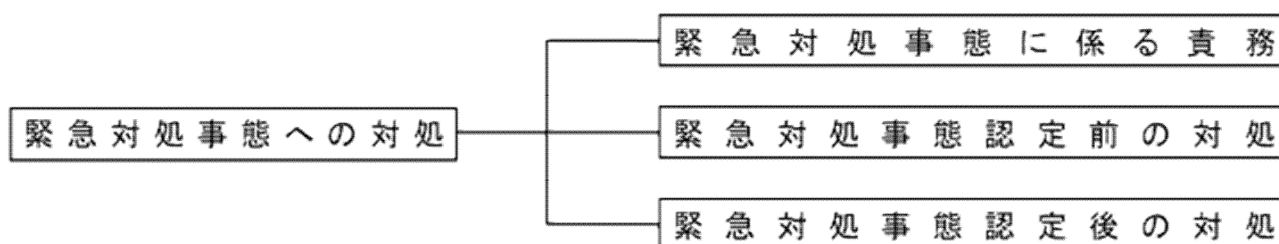
2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急処理事態への対処

武力攻撃よりも発生の可能性が高い武力攻撃以外のテロ等の事態においては、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとなる。

なお、緊急処理事態については、当初災害と区別できないこと、発生した事態ごとに対して多様な対応が考えられることなどから、緊急処理事態認定前及び認定後の対処に当たっては的確かつ迅速な初動措置及び体制の確立を図るため、以下のとおり対処の概要を整理する。



第1 緊急処理事態に係る責務（法172関係）

【実施責任：武力攻撃事態等におけるそれぞれの所管部局と同じ】

県は、緊急処理事態（後日対処基本指針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）において、国が定める緊急処理事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び関係機関が実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

この場合において、県、国及び指定公共機関等は、緊急対処保護措置を実施するに当たって、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

第2 緊急処理事態認定前の対処

【実施責任：武力攻撃事態等におけるそれぞれの所管部局と同じ】

県は、多数の死傷者や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合で、当初、その被害の原因が緊急処理事態における大規模テロ等とは判明しないことも想定し、その認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、所要の措置を講ずる。

1 県の危機管理体制の確保

(1) 県危機対策本部の設置

県は、関係機関及び現場からの情報により、爆弾やNBCを使用した多数の人

を殺傷する危機事象が判明した場合や緊急処理事態の疑いがある場合には、鹿児島県危機管理指針に基づき、県危機対策本部を直ちに設置する。

(2) 国等への報告

県は、県危機対策本部を設置したときは、直ちに危機事象の発生及び県危機対策本部の設置について、消防庁を経由して国に連絡する。

(3) 情報の収集及び提供

県危機対策本部は、県警察、消防機関、第十管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて、危機事象に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(4) 初動措置

県危機対策本部は、危機事象に応じて関係機関により講じられる消防法、警職法、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急、救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

2 国等への要請

(1) 指定の要請

知事は、緊急処理事態の認定につながる可能性のある危機事象による災害が発生し、国がその発生について十分に把握していない場合において、県における緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、事態認定を行うとともに、緊急処理事態対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

(2) 支援の要請

県は、危機事象の対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

第3 緊急処理事態認定後の対処（法 177、183、令 52 関係）

【実施責任：武力攻撃事態等におけるそれぞれの所管部局と同じ】

1 県緊急処理事態対策本部の設置

知事は、県危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し緊急処理事態対策本部を設置すべき県の指定があった場合については、直ちに県緊急処理事態対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに県危機対策本部は廃止する。

なお、緊急処理事態対策本部の設置関連項目等については、県国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

2 緊急対処保護措置の実施

知事は、緊急処理事態対処方針が定められたときは、国民保護法その他法令の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民保護措置に相当する緊急対処保護措置を次のとおり講ずる。

- ① 国の緊急処理事態対策本部長の避難措置の指示に基づく避難の指示
- ② 収容施設の供与、炊き出し等の食品の給与、医療の提供等の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 安否情報の収集
- ④ 生活関連施設等の安全確保、原子力災害への対処、事前措置、退避の措置、警戒区域の設定等の攻撃による災害への対処
- ⑤ 応急の復旧

3 緊急通報の発令、応急措置等

知事は、緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該緊急処理事態における災害における住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、以下に掲げる措置を講ずる。

(1) 緊急通報の発令

緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、緊急処理事態における災害の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) 退避の指示

退避の指示を行う。

また、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示する。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定を行う。

設定については、住民からの通報内容、被災情報等から判断する。

4 緊急処理事態への対処上の留意点

発見者の通報義務、警報の通知・伝達、赤十字標章等の標章の取扱い及び国民経済上の措置の取扱いについて、下記のとおり留意点を定める。

(1) 緊急処理事態における災害の兆候を発見した者の通報義務

緊急処理事態における災害の兆候を発見した者は、第3編第7章第1節第2に掲げる武力攻撃災害の兆候の通報に準じ、遅滞なく県、市町村長又は消防吏員等に通報しなければならない。

(2) 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることとなる。

この場合において、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

また、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(3) 赤十字標章等の標章の取扱い

武力攻撃事態における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

(4) 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。